

平成20年第1回(3月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (3月6日)	
開 会.....	6
開 議.....	6
議事日程の報告.....	6
諸般の報告.....	6
行政報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	20
会期の決定.....	21
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	21
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	38
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	44
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	46
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	48
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	50
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	51
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	52
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	55
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	56
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	58
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	59
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	60
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	61
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	62
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	63
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	75
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	76
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	79
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	80
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	81
議案第22号～議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	83

散 会.....	9 4
第 2 号 (3月17日)	
開 議.....	9 7
諸般の報告.....	9 7
一般質問.....	9 7
中 田 隆 幸 君.....	9 7
原 田 全 修 君.....	1 0 5
板 谷 信 君.....	1 2 2
久 野 孝 史 君.....	1 3 4
鈴 木 多 津 枝 君.....	1 4 4
議案第 2 2 号～議案第 2 9 号の委員会審査報告、討論、採決.....	1 6 2
川根本町議会議員派遣の件.....	1 8 5
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	1 8 5
常任委員会の閉会中の継続調査の件.....	1 8 5
日程の追加.....	1 8 6
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 6
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 7
会議時間の延長.....	1 9 0
発議第 1 号の上程、採決.....	1 9 4
閉 会.....	1 9 5

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	山	本	信	之	君
2番	佐	藤	公	敏	君
3番	中	田	隆	幸	君
4番	小	藪	侃	一郎	君
5番	原	田	全	修	君
6番	澤	畑	義	照	君
7番	杉	本	道	生	君
8番	高	畑	雅	一	君
9番	中	澤	智	義	君
10番	板	谷		信	君
11番	鈴	木	多	津枝	君
12番	芹	澤	徳	治	君
13番	久	野	孝	史	君
14番	森		照	信	君

不応招議員（なし）

平成20年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成20年3月6日(木)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 川根地域介護認定審査会の共同設置の廃止について
- 日程第12 議案第10号 川根地区広域施設組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について
- 日程第13 議案第11号 島田・榛原地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び協議会規約の変更について
- 日程第14 議案第12号 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 日程第15 議案第13号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について
- 日程第16 議案第14号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第17 議案第15号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第18 議案第16号 平成19年度川根本町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第19 議案第17号 平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第18号 平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 1 9 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 1 9 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度川根本町一般会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度川根本町老人保健特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 2 0 年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 0 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	佐藤公敏君
3番	中田隆幸君	4番	小籾侃一郎君
5番	原田全修君	6番	澤畑義照君
7番	杉本道生君	8番	高畑雅一君
9番	中澤智義君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	久野孝史君	14番	森照信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	筑地秀昭君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	鈴木一男君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	岩田利文君	建設課長	山本眞一君
事業課長	中村裕君	会計管理者 兼出納室長	小坂進君
教育総務課長	小坂泰夫君	生涯学習課長	森下睦夫君
行財政改革 推進室長	森紀代志君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開会 午前 9時00分

開 会

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成20年第1回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

開 議

議長（森 照信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（森 照信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月27日、町長から第1回定例会の招集する告示をした旨の通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり議案29件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から、平成19年12月、平成20年1月、2月分の例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（森 照信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めまして、おはようございます。

本日は、平成20年第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員全員の御出席をいただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。議案等の提案説明に先立ち、平成20年度の施政に当たり、所信の一端を申し述べます。

昨年の記録的暖冬とは打って変わって、本年は冬らしい寒さでした。しかし、全体では平年並みとはいえ、まとまった雨に恵まれず、県内各地の川やダムも水枯れに悩まされております。大井川水系のダムでは10年ぶりの節水も実施されています。新聞報道にもありましたが、本町の長島ダム管理所によりますと、昨年10月以降、降雨量が前年の半分以下で、ダムの貯水率は5日午前9時の段階で19.1%、湖面は満水位より29mほど下がった状態で、水位の回復の見通しは立っていないそうです。気象状況に限っても日本、あるいは世界各地で温度・風・雨の変化、強弱が激しくなり、地球規模での気候変動を強く感じるところであります。

その主要因とされる地球温暖化など現在の環境問題は、健全な物質の循環が阻害されたり、資源やエネルギーを大量に使用する現代社会のあり方そのものに根差しています。このため、現在の社会経済の構造、私たちの生活のあり方と価値観を環境の視点から変革していくことが求められています。自然環境に必要以上に負荷を与えない自然共生型の生活様式をつくり上げ、再生産可能な資材を有効に活用する21世紀の社会システムを構築していく上で、当地域はもとより農山村はモデルとなり得ると思います。

今後この自然を守りはぐくむとともに、環境負荷の少ない方法でその活用を図り、本来の暮らし方、ものづくりの連携のあり方を提案・実践していくことが川根本町の使命と考えています。

さて、合併して2年半になります。昨年の3月には、今後の川根本町の基本的な方向性を示す川根本町第一次総合計画を、議会を初めとする町民の方々の御協力により策定することができ、地域一体となったまちづくりを再確認、再スタートした年でもありました。

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権改革推進法の施行等により、地方はみずからのことはみずからの意思で決定し、その財源・権限と責任もみずからがもつという、地域主権型社会への転換が求められています。こうした時代の流れをしっかりととらえ、行政改革をさらに進めてまいります。また、人口減少・高齢化という21世紀の社会においても、川根本町が元気で輝いた地域であり、個性と魅力ある生活環境を維持していくためには、地域資源や特性を活用し、さらなる交流の拡大を図ってまいります。協働による地域社会の自立を目指し、行政みずからが担う役割を重点化して持続可能な体制を整備することが必要です。そのためには、行政のみならず、自治会など地縁型コミュニティや団体・企業なども含めた多様な主体が担い手になることが求められています。それらの前提となる情報の公開はもとより、住民との間でさらに進んで情報の共有に努め、川根本町総合計画などの地域の将来を住民と共有することが大切であります。

まず、行政改革への取り組みでは、平成18年10月に、川根本町行政改革大綱の制定と集中改革プランを作成し、19年4月には新たに行政改革推進室を設置しました。町民と行政の協働によるまちづくりを目指す目標を掲げ、基本方針には効率の高い行政運営の推進、新しい行政運営システムへの取組み、連携・協力による町民に開かれた行政、財政の健全化を指針に行政改革を進めております。

平成19年の現在は、8項目を追加した改定後の75項目に取り組んでおります。

課長職以上の幹部で組織する行政改革推進本部会は、第1回を平成19年4月に開催し、これまで計10回の本部会を開催しました。川根本町行政改革推進委員会は、昨年19年7月の第1回委員会からこれまで計6回の委員会を開催していただきました。

当委員会は、限られた回数の中で、重点項目を中心に議論し、提言をまとめ、この3月12日に中間答申を提出していただきます。来年度は、この中間答申を行政運営・予算執行に反映してまいります。平成20年度の行政改革については、集中改革プランの削減額5,100万円余の年度実施目標を立て、推進に取り組みたいと考えております。行政改革推進委員会の開催も7回、研修会も2回予定しております。

川根本町行政改革大綱では、行政の方針として効率的な財政運営の確立を掲げ、補助金の見直しを重点取り組み項目の一つとして位置づけております。補助金は、町民の税金をもって交付されているものであり、すべての補助金は、行政と町民等の役割分担を明確にするとともに、公益上の必要が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしても、なお不足する部分を補助するという必要最低限の原則に立ち返る必要があります。

補助金適正化についての方針、補助金交付基準及び既存の補助金等の見直し方針、補助金見直し基準を策定し、補助金交付の適正化を図り効率的な財政運営を目指してまいります。

そのほか、多様化・高度化する町民ニーズに対応していくため、行政評価システムの導入を進めていきます。本町に合った行政評価システム導入の調査研究をさらに進めていきたいと考えております。

財政環境は、国・地方においても厳しい状況にあり財政健全化は早急に対応すべき課題であり、そのため一層の経費の削減と効率的な財政運営が求められています。

総務省からも「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」が示されており、その中で定員管理の適正化に当たっては職員数の削減が求められ、定員適正化計画を作成し、現在推進しております。平成19年度184人の職員数は、本年4月1日で173人を予定しており、削減率6.5%となっております。平成20年度の人件費削減額は対前年比約8,400万円となる見込みであります。

さらに、指定管理者制度、民間委託等を積極的に導入活用し、業務内容の見直し等で人件費の抑制や施設管理費の効率的運用に努めます。

また、財政健全化計画を作成することにより、補償金を国に納付することなく繰上償還ができる公的資金補償金免除繰上償還制度が創設され、議会の皆様の御承認をいただき、3月

補正並びに平成20年度に繰上償還をし、財政再建に向けた取り組みの一端といたします。

また、税源移譲に伴い地方税の重要性が増す中、税込確保、滞納者対策として、本年1月15日、静岡県と県内全市町により広域連合組織、静岡地方税滞納整理機構が設立されました。本町においても滞納額が増加する傾向にあることから、この広域連合組織に参加するとともに、この機会をとらえ、徴収対策を今まで以上に努力する考えであります。

高額滞納者を主体に、滞納整理機構への移管予告通知を発送したところ、多くの方から反応がありました。実質的に業務が開始される来年度に向けて移管準備作業を進めてまいります。

このほか、昨年、ふるさと納税が議論されましたが、平成20年度地方税制改正により、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しが行われる予定となっています。これにより住民税の所得割額の1割を限度として、県や市町村に寄附するケースが発生することが予想されます。今後のまちづくりに影響を与える制度でありますので、昨年から関係課によりプロジェクトチームを組んで検討を始めております。町出身者などに理解を得られ、寄附金という貴重な自主財源を生かすための事業として、空港開港に向けての観光対策や大井川、茶畑などの景観環境保全対策、地域の伝統芸能の伝承保存などが提案として上がっております。

今後、事業の選択とともに制度の周知やアピール方法、その対象など細部にわたって検討を進めて、少しでも多くの町外者等から寄附への理解が得られるよう施策を講じていきたいと考えております。

地域資源の活用保全と交流拡大の関連では、静岡空港の開港を見据えた広域観光ルートの形成やモデルツアーへの協力、受け入れ態勢の整備、交流人口の増大を図るエコツーリズムの推進や受け皿の多様化を進めてまいります。地域間の交流・連携は、その地域が多様な個性、伝統や文化をはぐくむ地域資源への自覚、誇りを持つことが大切であります。川根本町が他の地域と差別化された独自の価値観と魅力を持つことで、地域相互間で人・もの・資金・情報・知恵の移動や交流のニーズが生じ、活性化するとともに、戦略的な他の地域との連携も可能となります。

昨年も申し上げましたが、地域の価値は環境、景観、文化で決まると考えております。千年の学校の積極的推進、伝統的な芸能や技術の保存・伝承にも力を入れていきます。まちづくり観光協会、川根お茶街道推進協議会、今後設立されるエコツーリズムネットワークなどと連携・協働により地域支援の活用、仕組みづくり、交流人口の増大を進めてまいります。

引き続き、縁結び事業、緑のふるさと協力隊事業、日本ふるさと会議の参加、まちづくりフォーラム等の開催をより効果的に進めてまいります。

協働による地域社会の自立の関連では、自治会など多様な主体の参加、いわゆる住民参加をさらに促進するため新たな制度、川根本町癒しの里づくり事業を創設します。町民みずからが創意と工夫にあふれたまちづくりを目指し、手づくりによるまちづくりを実施する活動組織に対して補助金を交付するものです。引き続き、まちづくりリーダー人材育成等事業費

補助金の活用も促します。さまざまな国・県の制度、交付金を積極的に活用し、自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的、総合的整備や美しい景観を維持・回復する取り組みなど、美しく暮らしやすい川根本町を、下流域や企業、NPOとの役割分担・連携をしながら創ってまいります。

特に大井川的环境改善については、長期的展望に立った広域連携で大井川流域のみならず駿河湾沿岸も含め、山・川・海が自然生態系として有機的に連携し、結びついている総合的な存在であることをさまざまな活動を通じ認識していく活動を、大井川の清流を守る研究協議会などの活動を通じて取り組んでまいります。また、ダム等の直接的影響を受ける河川中上流の自治体として水利権更新を一つの契機として、今までの経緯や確認・合意事項を踏まえなが、表流水の減少による河川環境の変化の緩和措置を関係者に強く呼びかけてまいります。

また、特に地元から要望の強かったダム放流水の濁水対策は、管理者や利水者と協議を重ね、それぞれの立場も尊重しながら効果的・恒久的対策を強く求めてまいります。

情報公開・共有の関連では、ことしも2年連続県内町の部で最優秀賞を獲得した「広報かわねほんちょう」のまちづくり情報誌として、町民と町民を結びきずなどとしての機能を維持充実してまいります。町民はもとより、町外への情報発信に大きな力を持つ川根本町ホームページは、専任の担当者により内容も充実し、アクセス数も年間7万人を超えましたが、20年度もパブリックコメントのページ新設など内容の充実を図り、町内外の希望者にさらに密度の濃いタイムリーな情報を提供できるよう、職員向けに発信しているメールマガジンの外部発信も検討してまいります。

また、行政の公正の確保と透明の向上の図るため、町の基本的な施策などを策定する過程で、原案段階で町民一般から意見を募り、寄せられた意見を考慮して町民の意思の決定を行う川根本町パブリックコメント制度を導入いたします。

この制度は、町の政策形成過程において町民の方などから意見を述べる機会を提供するとともに、町民に対する説明責任を果たすことにより、町民との協働による町政の推進を目的としております。

そして、各種審議会、委員会等の会議結果について、個人情報等の適切な取り扱いに配慮の上、川根本町附属機関等が開催する会議の公開及び会議録の公表をしてまいります。

この公表により、町政情報の公開及び提供施設の充実を図るとともに、町政に対する町民の理解と関心を深め、町民参加の町政の推進を目的とするものであります。

20年度もこうした行財政改革の推進、地域資源の活用と交流促進、協働による持続的な体制の確立、情報公開と共有を基本的な考えとして行政運営を進め、川根本町の将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさとを～」の実現に努力してまいります。

以上、まちづくりの基本的事項について申し上げましたが、重点施策等については、総合

計画に掲げる6つの観点からその概要を申し上げます。

健康福祉分野では、本格的な少子高齢社会を迎える中、だれもが生きがいを持ち、心身ともに健やかに生き生きと暮らすことができ、町民同士が協力し、支え合いながら安心して生活できる地域社会を目指します。

社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉関係の計画が平成21年度改定の年度となり、平成20年度はこれまでの計画の評価をし、見直しの時期となります。

障害者福祉関係では、平成18年4月施行の障害者自立支援法につきましては5年間の猶予措置があるものの、平成23年には完全移行するものであり、本町においては、小規模授産所の就労継続支援B型施設への移行について検討が進んでおり、スムーズな移行ができるような支援をしてまいります。

また、現在施設に入所されている方で地域へ移行しなければならない方もあり、その対策もともに広域連携も含めながら考えてまいります。

高齢者福祉関係では、平成19年10月から本川根エリアを大鉄タクシーに委託し、統一された制度で運営された外出支援サービス事業も、地域の事情により新たな課題も発生しております。9月以前と10月以後を比較しますと、平成20年2月末時点で利用登録者数では310名増の961名を数え、月平均の利用率では全体で130%強の235回、特に本川根エリアでは利用登録者数も約4倍の347名、月平均160%増の100回以上を数える利用という状況であります。この反面、予約が容易にとれない状況が出ており、また町内・町外の利用先を見ますと、中川根エリアでは町内利用が約10%に対し、本川根エリアでは約60%を占め、住民の足の確保の重要性をますます感じているところであります。福祉部門のみでは解決は困難ですが、できるだけ対策を講じ、利便性の向上に努めてまいりたいと思います。

児童福祉関係では、子育て支援事業の充実を図ってまいります。平成19年度までは、子育て支援センターは委託を含め2カ所設置しておりましたが、委託先の事情により、平成20年度からは1カ所となるため、子育て支援の拠点整備が必要となります。既存の空き施設を利用した拠点整備を進め、適切な情報の提供と支援を行い、親の子育ての不安・悩みを解消し、子供の健康的な成長につなげたいと考えております。

現在要望の強い放課後児童クラブですが、3歳から小学校3年まで対象にアンケートをとった結果、家に帰っても就労等により放課後保育ができない家庭、児童が平成20年度の小学1年生から3年生で21名という結果でした。

このアンケートの結果を放課後子どもプラン運営委員会に諮り協議した結果、まずこの21名の児童の対応を優先し、事業を展開していく方向となりました。

運営方法、実施場所等、運営委員会や関係部署と協議しながら、初めての取り組みであり、クリアしなければならない人材の確保等課題が数多くあるため、平成20年度には試行的に実施し、将来に向け、基盤づくりの年としてできるだけ早く立ち上げを進めてまいります。

保健事業では、医療制度改革により、基本健診はこれまでは町が実施してまいりましたが、

平成20年4月からは、40歳以上75歳未満の方に対する特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられます。基本健診の項目も早期発見・早期治療のための健康診査・保健指導であったものに加え、糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病の該当者、予備軍を減らすための内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防対策の健診・保健指導が実施されます。川根本町は、国保保険者の立場から、国保加入者について健診実施の義務を負います。特定健診は、すべての対象者が受診しなければならない必須項目と医師の判断により受診しなければならない選択項目があります。従来の基本健康検査の自己負担額が1,000円でしたので、必須項目の自己負担額を1,000円とし、70歳から74歳までは徴収していなかったことから、この年齢層には独自の軽減策を考えております。また、地域の実情や今までの健診項目を考えて、特定の項目を希望された場合も独自の軽減策も考えております。介護保険予防事業も大きく関連するため、関係課、関係機関等と連携を密にし、目標達成に努めてまいります。

子供のころからのむし歯、歯周病に対する予防対策、フッ素洗口を小学校3年から4年生までに拡充し、実施してまいります。

また、平成19年9月より公設公営川根本町いやしの里診療所を開設しております。

診療所の特徴としては心療内科があること、毎週水曜日には、県のへき地代診医師制度により県立総合病院より医師を派遣していただき診療を実施しているところですが、平成20年度は派遣制度が変わること、水曜日の患者が少ないことなどから、診療時間を1日から半日として診療を行いたく、3月議会において承認を得るべく準備しております。診療状況は、1月末現在までを平均しますと1日16人程度であります。

平成20年度には2年に1度の診療報酬の見直しがあり、よって、診療所の診療所収入に変化が出ることも考えられます。

診療所の医師の実践目標として、いやしの里診療所という名称からもわかりますが、川根本町の「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」の医療分野での拠点となり、自然豊かな川根本町で、子供から高齢者までの診療、福祉と協力した健康づくりや地域住民の医療の確保、地域医療体制の充実を図る拠点として診療所運営を進めていくことを考えております。

また、川根本町は統計的に自殺者の多い状況が見られることから、町としても自殺予防対策に力を入れてまいります。県の自殺防止対策協議会には委員として副町長が参加し、対策を検討しているほか、町独自で検診にあわせてアンケートを実施し、うつ病等の早期発見・早期治療の体制整備に向け準備を進めております。現在、医療機関等、関係機関との連携協議を進めてまいります。

近年、男女の格差、いわゆるジェンダーフリーはなくなっているものの、本町においても女性の各種委員会への参加や自治会活動への役員としての参加がまだ少ないのが現状であります。このため、本町において男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女の共同参画社会の

実現を目指し、川根本町男女共同参画プランを来年度作成いたします。

生活環境・基盤整備の分野では、ゆとりと安全便利で暮らしやすいふるさとづくりの実現を目標に施策を展開します。19年3月に一般廃棄物処理基本計画を作成し、ごみの減量、適正処理を進めてきております。平成28年度までに、ごみの処理量を10%削減することを目指し、地域住民の一人一人の削減化の取り組みなど、さまざまな施策を展開してまいります。

川根本町一般廃棄物処理基本計画の今年度の重点目標として、マイバッグ運動の推進、生ごみの分別の徹底及び資源化等の推進、てんぷら油の収集計画を掲げ、進めてまいります。その中でてんぷら油の収集では、近隣の市町でも実施の方向で進められておりますが、収集方法やBDF化による費用効果等、実施に向け検討してまいります。

まちの基盤の分野でありますけれども、3月に開港が予定されております富士山静岡空港や新東名などの高速交通網の整備により、町外者との交流人口の増大、災害時の孤立化防止、さらには合併後の旧町間のさらなる交流が図れるよう、国・県道の主要幹線道路整備を今後とも強く要望してまいります。

具体的には、継続中の町道野志本下村線の改良舗装工事や、梅島下線の改良工事の施工の推進を要望してまいります。

次に、快適に暮らせる生活環境の整備を図るため、新町としての住宅基本計画を策定します。また、住宅マスタープラン及びストック総合計画に基づき住宅困窮者に対し、最低レベル以上の居住水準を確保した低廉な家賃の賃貸住宅を供給することを目的として、町営住宅の整備を行うため、継続して施工しております徳山地区の沢脇団地において、2棟4戸を建設いたします。また、当該住宅については、平成20年度の建設をもって計画した事業は完了となります。

また、適切な住宅があれば当町への定住を希望する若者に対し、持ち家を建設し、本格定住するための中間段階の役割を果たす住宅を提供することにより、若者の定住を促進し、あわせて大井川産材等を活用することにより、町の林業の活性化に寄与することを目的として、地名地区に建設中の若者定住住宅の整備も推進いたします。平成20年度においては、平成21年度の計画事業完了を目標に2棟4戸を建設いたします。

次に、水道事業についてであります。

清浄にして豊富・低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを水道事業の目的としています。

簡易水道については、旧町単位で1国2制度により別々の料金体系で独立して運営してまいりましたが、同じ町民が、同じ負担で、同じサービスが受けられるよう、平成21年度からの事業統一を目指します。

平成20年度は、簡易水道事業健全計画のための3つの柱として、サービスの向上、徹底した歳出の削減、歳入の確保について取り組みます。また、参考資料として公営企業会計によるバランスシートを作成し、経営状況の明確化を図ります。

まず、サービスの向上としては、清浄・豊富な水の安定供給のため、老朽施設の更新と濁度対策に重点を置いた施設整備に取り組みます。公営企業会計移行のため、準備業務として水道施設の資産調査を実施いたします。飲料水供給施設も含め、全施設の資産調査の実施、施設ごとの規模等を調査し、また、老朽施設の改良計画、また主要水道施設と管路の水道管理図の作成などを行い、地方公営企業会計ソフトを購入し、資産調査の結果の数量をパソコンに入力し、資産台帳とバランスシートを作成してまいります。

本川根区域については、これをもとに平成28年度までの施設整備計画を作成します。管理運営については、有収率90%以上を目標数値として、漏水修理など、迅速に対応に努めます。水道未普及地域の解消については、町営水道の要望がある区域について、普及率100%を目指します。

旧町単位で行っていた業務については、平成20年度から、薬品や支給資材の購入、量水器取りかえなどの共通業務について、実施時期を統一し、一括発注による事務の合理化と請負比率の削減を目指します。平成21年度からは、事業を統一することにスケールメリットを発揮し、職員数も現行の4人体制から3人へ移行することを考えており、さらに平成29年度以降は2人にするよう計画をしております。工事・業務委託の設計・施工監督業務、給水使用料の賦課徴収業務等を一括管理し合理化します。水道施設用地の土地借上料については、平成19年度から売買での取得を目指し、用地購入交渉をしておりますが、平成20年度も継続して実施いたします。

最後に、歳入の確保については、平成19年度に未納者への給水停止措置を明文化をしました。定期的に納入促進を実施することにより、納期内納入者の公平感の確保と収納率向上を目指します。また、使用済み量水器の売却処分などを継続し、財源確保に努めます。簡易水道事業基金についても、債権と定期貯金の活用を促進し、安全かつ効率的な基金運用を行います。そして、事業統一のための料金改定も行ってまいります。

飲料水供給施設については、町で建設し、地元地域が水道組合をつくり、維持管理・運営を行っていますが、規模については、給水人口が100人近い組合から10人にも満たない組合までさまざまです。しかし、共通するのは建設当時に比べ、少子高齢化、過疎化の進行に加え、町外への通勤者の増加により、通常の維持管理にも苦慮していることです。

平成20年度には、組合の経済的負担を軽減した中、安全かつ清浄な水の供給ができるよう、飲料水供給施設支援事業費補助金を創設します。水質検査、水道法で定める塩素消毒の実施、ろ過施設整備に対する補助を行うことにより、適切な管理・運営を支援いたします。

また、平成21年度から、組合での管理が厳しく、町直営を希望する飲料水供給施設については、簡易水道と同じ水道料を負担することにより、一般会計で管理運営できるように制度改正を行います。

次に、安全で安心して生活できるまちづくりの推進を図るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施します。平成20年度においては、元藤川の照尾地区、水川・上出地区が着工される見込

みであり、今後、上長尾・今市場地区、下泉・寺東地区においても詳細設計業務が予定されております。

また、治山事業につきましても迅速な復旧と計画的な予防・整備の実施により町民の要請にこたえるよう努力をしております。平成20年度については、久野脇・三津間渡地区の山腹工事と谷止め工を施工し、山地の保全を図ることとしております。

平成20年3月31日をもって島田市・北榛原衛生消防組合を解散するに至り、消防に関する予防査察業務、警防業務及び救急救助業務について、共同処理事務として、川根本町から島田市へ事務委託となります。また、消防通信指令業務については、共同運用することにより、島田市及び川根本町は、焼津市に消防通信指令業務を委託します。常備消防力維持向上を目指して事業展開をいたします。

川根本町消防団は、現在本部と8つの分団に再編されております。昨年議会において承認されましたが、4月より消防団員の定数を実人員にあわせ削減しますが、今後も幹線道路の整備状況、地域の実情も考慮し、各分団の組織の見直しとともに拠点整備をし、災害時対応に努めてまいります。また、団員の資質向上にも努めてまいります。

家庭家具の転倒防止関係では、災害対策事業については、予想される東海地震に対し、予防の対策を展開することで災害時の被災リスクを軽減し、安全・安心なまちづくりを目指します。

過去の大規模地震災害時の死因ワーストワンである家庭内の家具等転倒による圧死を未然に防ぐよう実施している、川根本町家庭内家具転倒防止器具取付サービス事業実施要綱の対象世帯を拡大し、転倒防止器具取り付けの促進を図り、地震災害から災害弱者と呼ばれる方の被災軽減を目指す予防事業に積極的に取り組んでまいります。

次に、産業・経済・労働、お茶と温泉、人が行きかいにぎわいのあるふるさとづくり分野では、川根茶という地域ブランドを維持し、多様化する消費者ニーズに対応していくため、新たなマーケット開拓の切り札の一つとして新商品を育成するため、てん茶・粉末茶生産施設の整備を支援し、販売・流通分野で農協茶業センターなどと連携したマーケティング活動を展開するものであります。近年、茶流通業界においては、ペットボトルの茶飲料のブームが成熟期を迎えている状況の中、新たな分野として食品加工用原料としてのてん茶・粉末茶の生産流通が増加しています。

このような状況を踏まえ、県農林事務所、大井川農協と関係機関と協議を重ねるとともに、町内でのてん茶栽培の先駆者であるモガ茶生産者及び共同製茶工場、自園農家にてん茶加工施設建設に向けての農協営農担当が実施した参加意向調査によると、数名の農業者より事業参加に前向きに検討したい旨の申し出があり、町としても産地維持を図っていく上で重要な振興策であることから、県・国当局の支援を受け、山村活性化プロジェクト支援交付金事業として実施するものであります。

また、森林に関しては、当町は町の総面積の94%が山林である森林の町でもあります。総

合計画に「水と森の番人が創る」と述べてあるとおり、大井川の水源地として豊かな水と森の自然を守ることを目指しているところであります。

自然と人間が共生する循環型社会を目指して、環境、社会、経済に配慮した森林管理を目指し、平成19年9月に町と9戸の林家で「F - n e t大井川」という団体を設立し、川根本町の森林管理のベースとなる森林管理とグループ管理を規定したマニュアルを作成し、F S C国際森林認証制度の審査を受検いたしました。本年度末には認証を取得する見込みとなっております。19年度にF S C森林認証を取得したのは、町有林と9戸の林家、面積にして約1,500haで、町内民有林の7%であります。平成20年度においては、町内の林家への普及啓発を行い、森林認証の山林の拡大を図っていきます。「F - n e t大井川」の森林管理に準じて森林管理をすれば、森林認証は受けられます。森林認証制度の目的や考え方、森林認証に準じた森林管理の方法を町内林家の皆様にご理解いただき、適正な森林管理を行っていくこととするものであります。また、製材製品加工流通業者や消費者の方々に、このF S C森林認証制度を普及啓発し、適正な森林管理を行っている町をアピールし、国産材の消費拡大を目指します。

また、森林の町である当町としましては、森林景観の向上を図るため、従前より国道362号線沿い県道川根寸又狭線沿いや大井川鐵道沿線の景観伐採事業を行ってまいりました。平成21年3月には、富士山静岡空港が開港いたします。当町への観光客入り込みも増加すると見込まれることから、引き続き主要道路沿い及び本川根中学校周辺などの山林の森林環境の保全事業を行います。

また、間伐事業については、町有林145ha分の間伐補助を予算化し、19年度面積対比40%増で対応いたします。そのほか、県事業の森の力再生事業も実施されます。

林業整備については、骨格的な林道整備の推進を図るべく、県営林道2路線の整備に係る負担金を来年度予算に計上しており、里山エリア再生交付金を活用した林道蕎麦粒線の改良や、林道河内川線、地名笹間線、南赤石線及び寺沢線の改良舗装を県単独林道整備事業として施工し、当町の基幹産業たる林業の基盤整備を推進してまいります。

また、消費者と結びつけた農林業の振興を図るため、生産基盤の整備・充実を図ります。施策として、県営中山間地域総合整備事業を推進しておりますが、集落を単位とした農業生産基盤整備と農村環境基盤整備を中心に、生産条件の整備と快適な居住環境の創出を総合的に推進するため、本町を3つの区域に分割して実施しております。例えば、奥大井地区では、平成18年度から23年度まで6年計画で平成20年度は、工事として千頭西、坂京地区の用水施設、接岨、桑野山、青部地区の農道、坂京地区のモノラック施設を予定しており、測量設計として、大谷、寺馬地区の用水施設、奥泉地区の農道、前山地区の農業集落排水、奥泉、崎平地区の生態系保全施設を予定しております。それぞれの地区で地域住民が参加し、創意工夫を生かした地域活性化事業を展開しておりますが、平成20年度においては、県営による農道整備、農業用水排水工事等が実施されるほか、中北部については実施計画の策定が予定さ

れております。

また、夢のある新たな地域農業を展開し、誇りを持てる地域づくりを目指し、集落ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援する農地・水・環境保全向上対策事業のさらなる推進を図ります。

この事業は、平成19年度に創設され、地名地区、久野脇地区が実施中ですが、平成20年度においては、新たに6地区が事業実施を希望し、8地区に拡大されようとしております。町としても積極的に支援していきたいと考えております。

静岡空港の開港に向けて、外国の観光関係機関の奥大井への関心は高まっております。町は、国内向けの観光キャンペーンに参加してPRを実施しております。県においては、来年度から観光局を新設し、そことの連携も考えていきます。このような中で企画観光課を中心として、特に次のことを重点に観光の推進を図ってまいります。

新事業としては、観光施設整備事業補助金並びに合併交付金を約4,000万受け、県で統一したデザインによるモデル案内標識を45基実施いたします。

また、今月8日に総会を開催する予定であります。本町を元気にしようとする活動者のグループが川根本町エコツーリズムネットワークを設立し、本町が持つすぐれた自然環境と歴史・文化などの地域資源を活用し、環境保全、観光振興、心身のいやしにつながる活動に取り組みます。さらに、交流活動範囲の拡大により地域がますます活性化することを目指しています。

また、滞在型余暇活動としてのグリーンツーリズムなどニューツーリズム時代への行動促進、各団体や組合プロジェクトチームなどの観光事業への支援、協力を推進しております。

商工業振興につきましては、両商工会が4月に合併され、川根本町商工会として誕生し、「元気発信！地域の活力 商工会」をキャッチフレーズに事業実施が進められております。

町といたしましても、小規模事業者の経営技術の改善、向上のための地域振興、事業遂行のための一般指導補助金、利子補給金を活動補助金として支援してまいります。

次に、自然環境分野 緑と清流 自然に癒されるふるさとづくりの関連分野では、まず、環境対策につきましては、環境基本計画策定事業を2年計画で実施いたします。初年度の20年度は環境の現状の整理を行い、川根本町の取り組むべき課題の抽出を行い、次年度に策定作業を完了する予定であります。

次に、エコアクション21推進事業ですが、川根本町役場として環境の取り組みを効果的・効率的に行う手段として、今年度から本庁舎、総合支所、文化会館の3カ所を対象に取り組んできましたが、本年の3月18、19日の2日間に認証取得の本審査を行います。近々関係機関から結果が報告されると思いますが、20年度もその仕組みを利用し、環境負荷の軽減に努めていくための経費を20年度予算に計上しております。

次に、温暖化防止活動の推進関係といたしましては、本年度は、川根本町温暖化防止推進の牽引役としてエコミュー奥大井を中心に、アサガオによる緑のカーテンの普及、エコ茶が

らをつくるなど、温暖化防止活動が着々と町内に広まってきております。20年度においても、引き続き啓発を図っていくため、地域、あるいは学校、公共施設などにも緑のカーテンを普及していくための材料支給を行っていきたいと考えております。

また、景観を生かしたまちづくりのため、県による大井川中流域の景観戦略課題研究が2年間で行われ、去る3月2日に報告会が開催されました。県としても、引き続きフォローアップ事業していただけるとのことです。本町としても、景観づくりのための意識啓発をなお一層町内に広めていくため、ワークショップの開催を随時計画し、自然と調和した大切な資源を町の大きな財産として活用していくため、町民と協働で進めていく足がかりにしていきたいと考えております。地区から、こうした景観に対して取り組みが広がってくれば、積極的にさまざまな支援をしていきたいと考えております。

教育・歴史・文化分野では、まず、社会教育については、町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな生活を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習できるよう、そしてその成果を適切に地域等に生かすことができるよう、生涯学習の理念に従って事業を目指します。

まちづくりの主役は町民であり、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるという基本方針に基づき、生涯学習を推進する上でも、町民の持つ技術や経験など、積極的に活用した学びの機会を設定し、それに参加することにより、自己充実感及びまちづくりへの参加意識を高めていく事業を推進します。

地域の素材を生かし、地域に根差した地域の人による手づくり事業である、地域で取り組む生涯学習に対して積極的に支援をまいります。

町民の教養を高めるための講座の開設、社会教育及び社会体育の充実と振興を図るため、社会教育事業を実施するため、社会教育団体に対する助成も予算計上しております。

平成21年10月には、静岡県を会場に全国各地で行われているさまざまな文化・芸術活動を全国的な規模で発表し交流する、我が国最大の文化の祭典「第24回国民文化祭・しずおか2009」が予定されております。当町におきましても、本川根小学校施設を拠点とした「神楽フェスティバル」開催に向け、第24回国民文化祭川根本町実行委員会を組織しております。第24回国民文化祭川根本町実行の交付金を計上しております。今後とも、この国民文化祭が当町の伝統文化の継承、地域の誇りの増進につながるよう積極的に事業を進めてまいります。

また現在、南部小、中央小学校で実施中の放課後子ども教室事業を、未実施である第一小、本川根小での試行的実施に向け、学校や地域の皆様との調整を図って進めてまいります。

資料館運営についてであります。資料館は平成4年10月に開館され、15年余を経過しており、経過年数により修理箇所も随所に出てきており、平成19年度の予算の中で改修をさせていただいているところですが、その成果を確認することも含め、平成20年度は思い切った固定経費の削減、特に電気料等の削減を図った上での運営を考えております。

限られた職員数の中で効率よい運営を図りながら、また、昨年4月に結成していただいた

接岨地区の皆様を中心とした、やまびこ応援団の御協力を得る中で連携を図り、入館者増を目指したイベントや企画展などを計画し、町民の皆様にも足を運んでいただけるような運営に努めるよう努力したいと考えております。

B & G 海洋センタープールにつきましては、昭和59年度建設当初より、4月から10月の7カ月間を開放期間として営業したところですが、行政改革の推進の中、効率の高い行政運営の推進ということで、プールの使用期間の見直しを行い、平成19年度より使用期間を3カ月短縮し、6月から9月の4カ月間とし、営業させていただいているところです。年度開設当初には、住民の方より短縮期間について、問い合わせをいただいたこともありますが、経費削減についての理由を説明し、御理解をいただいているところであります。

解放期間短縮により、燃料費については、今年度の天候・気温の中では、過去の開放期間の約半分の金額で対応できることとなり、平成20年度も、平成19年度と同じよう解放期間を短縮する方向で営業を進める中、燃料費の削減を考えております。プールにつきましては、限られた期間の中で多くの方に利用していただけるよう、PRに努めながら海洋センター事業運営を行ってまいります。

次に、義務教育につきましては、町総合計画の基本目標である「恵まれた自然環境の中で、郷土に対する誇りや広い視野、基礎的な学力などを身につけた町の未来を担う子供を育成するため、家庭、地域、学校がともに手を取り、特色ある『魅力ある学校づくり』を進めること」を念頭に編成するものであります。

特別支援教育の推進に当たっては、町内児童・生徒の就学関係担当者会議による情報の共有化と協力体制の整備、また、町単独財源での特別支援員配置の充実などにより、従来から支援の対象となっている児童・生徒に加え、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援の強化に努めます。

川根高等学校後援会の支援や、平成14年度から取り組まれている中高一貫教育への支援、また町内小中学校間の連携、地域を素材とした、地域で学ぶ総合的な学習図書館ネットワークシステムとの連携を図りながら、学校図書館の利用、教員が講師となる開放講座など、より地域に密着した学校づくりを進めてまいります。

最後に、ひと（町民）とまち（行政）みんなが主役のふるさとづくりの分野では、合併後の川根本町において、主要事業に位置づけされております地域振興センターの建設がいよいよ始まります。新町建設計画において、旧本川根町役場を総合支所と位置づけ、老朽化した当庁舎を地域防災、地域振興の拠点として整備することが主要事業として挙げられていました。川根本町総合支所建設委員会を設け、事業を推進しているところでございます。仮庁舎改修工事、総合支所解体工事を実施、平成20年度当初予算では、本体建設工事、監理業務、総合支所仮庁舎解体工事設計業務、庁舎移転に伴う事務機器等移転費及び備品購入費を計上させていただいております。

住民の皆さんの利用しやすさを第一に考え、ユニバーサルデザインの導入や防災機能の充

実、地域の憩いの場としての役割などを考慮した、ぬくもりのある施設、使い勝手のよい施設を目指して計画を進めております。

また、地域や文化会館利用者からの要望のあります文化会館駐車場の拡充であります。元桜保育園跡地を整備し、駐車場の拡充を計画しております。元桜保育園は建物が非常に老朽化しており、周りの桜の木も古木が多く危険であり、今後の利用計画もありませんので、建物を解体し、桜の古木については伐採し、文化会館の駐車場として整備したく、20年度予算に計上させていただいております。

出納室関係では、平成19年度に補正予算で対応しました資金管理運営委員会を設け、川根本町の資金の適切な管理及び運用を図るため、状況調査、研究及び具体的な対応について意見を述べる組織として活動しております。

基金であります。運用に当たっては、地方自治法等により確実かつ効率的に運用しなければならないとされており、基金の目的及び積立金取り崩し計画に基づき、運用期間及び商品を決しております。平成20年1月末現在の保有状況としましては、普通預金で6%、定期預金で45%、債券等で約49%となっており、債券のうち約26%は6カ月以内の割引短期国債を利用しております。大きく分けて、国民健康保険支払準備基金のように、いつ現金が必要となるかわからない基金は主に定期預金で、果実運用型並びに取り崩し計画のない基金は債券の割合を多く運用しております。

以上、平成20年度予算執行に当たり、行政運営に対する所信の一端を述べさせていただきました。今回、議会で御審議いただく平成20年度川根本町の一般会計当初予算は、総額60億8,200万円で、前年度と比べ4億6,200万円の増、率にしまして8.2%の増額を計上させていただきました。財源であります。財源の構成では自主財源が38.4%、依存財源が61.6%になっております。うち、地方交付税が歳入総額の35.4%と最も大きな比重を占めております。具体的な説明は、後ほど議案の説明時にさせていただきます。

今回提案いたしますものは、条例・規約の関係15件、補正予算6件、当初予算関係8件の計29件であります。

よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。

議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森 照信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、中田隆幸君、4番、小藪侃一郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（森 照信君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの12日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の制定 について

議長（森 照信君） 日程第3、議案第1号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の制定
についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第1号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の制定について、
提案理由を申し上げます。

平成20年4月から開始される後期高齢者医療に関し、各市町は高齢者の医療の確保に関する
法律、その他の法令に定めるもののほか、市町として必要な事項を条例で定める必要があ
り、今回提案いたします。

この条例では、保険料徴収事務を業務と担う市町として、主に保険料徴収に係る必要事項
を定めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

9点質疑通告をしてありますので、順番に述べていきます。

まず最初に、厚労省が国保より高くなるようにはしないというふうに保険料のことを言っ
ているという報道を聞いたんですけれども、当町での国保との比較はどういうふうに保険料
がなっているかお聞きします。

2番目は、第2条で保険料を徴収する被保険者を定めていますけれども、徴収すべきでな
い被保険者というふうに、徴収すべき被保険者というふうに書いてありますので、徴収すべ

きでない被保険者というのがあるのかどうか。生活保護者は被保険者には入らないということをお聞きしましたので、どういう人が保険料を徴収すべきでない被保険者になるのかをお聞きいたします。

3番目ですけれども、第2条の2号、3号、4号に該当する対象者は何人おられるか。また、そのうち普通徴収者、要するに、年金が1万5,000円月額以下で自分で納めなければならないという方々が何人いらっしゃって、この方たちは保険料を、要するに町から出ていて施設に入っている、病院に入っているような方々ですので、保険料の徴収というんですか、納付をどのようにするというふうに考えておられるのか。また、ずっと疑問に思っていることなんですけれども、年金が月額1万5,000円以下の人からは保険料を天引きしないというふうになっていますけれども、これはどういうことだというふうに考えておられるか、その考えをお聞きしたいと思います。

それから、4点目ですけれども、減額認定証や特定疾病療養受給者証というのがあるんですけれども、その対象者の数、人数はどれくらいなのか。4月1日までに75歳になる人には全員被保険者証と一緒に、今、言った減額認定証や特定疾病療養受給者証を3月20日以降に郵送するというふうに広報の3月号に書かれているんですけれども、4月2日以降に75歳になる人は上記の証書はみずから申請するよというふうに書いてありました。申請できる人はいいんですけれども、申請のことがよくわかっていない人、ただ、そういう記述があるだけではなかなかわからないのではないかと思いますし、また、忘れていたり理解できなかったり、方法がわからなかったりということで、そういう人が出てくると思うんですけれども、そういう方への徹底を、周知の徹底ですか、手続の徹底というんですか、そういうことをどうやって図るつもりかお聞きいたします。

また、75歳未満の障害をお持ちの方で新たにこの後期高齢者医療制度の中で、その減額認定や特定疾病療養受給者の認定を受けたい場合、この新制度に入りたいという認定を受けたい場合ですね、既に障害認定受給者証を持っている人が、要するに、国保になるのかこちらの制度に、後期高齢者に入るのかというのは選択をしていいというふうになっているものですから、それをどちらがいいかというふうにどうやって、その方が何を基準に判断されるのか。そういうことに対してどういうふうにわかりやすく説明というんですか、お知らせをしていく考えかお聞きいたします。

それから、5番目ですけれども、医療費の自己負担割合について、広報の昨年が一番最初に後期高齢者医療制度について載った10月号なんですけれども、窓口で支払う自己負担額はこれまでの老人医療と変わらないと書かれていて、このことは何回か私も全協などでも確認をしたわけですけれども、変わらないという一貫した答弁というか返事がありました。でも、いろいろな報道では変わる、上がるよということを聞いていますけれども、後期高齢者の医療制度になる人たちは全員1割負担なのかどうか、かわらないのか、そのことを確認したいんですけれども、お願いします。

それで、現役並み所得者というのが4月から3割負担になるわけですね。世帯に現役並み所得のある後期高齢者医療の被保険者のいる世帯というふうに、この広報10月号にも書いてあるんですけども、75歳以下の家族の所得、一緒に住んでいる人の所得は多くても関係ないのかどうか。それから、この場合の被扶養者になっている方、年金が少なくても家族に現役並み所得者がいる場合は3割負担になるのではないかと思うんですけども、そういう人にとっては自己負担が変わらないわけではないわけですので、そういう具体的な事例で一つ一つ確認をしたいんですけども、通告してありますので、1割負担の場合は一般世帯は市町村民税のかかっている人が1人でもいる一般世帯というふうになっていて、ここが3割負担になるわけですね。低所得者には家族全員が町民税非課税の世帯と低所得者は家族全員が町民税非課税の世帯というふうに書いてあって、所得がどれぐらいというふうには書いてないものですから、こういう一般低所得とかとかいう対象になる所得は幾らになるのか。そしてまた、その所得というのは世帯全員の所得を合計して判断するのか、あるいは後期高齢者の被保険者だけの、例えば2人いれば2人分の後期高齢者は合算しますよなのか、それとも1人ずつですよなのか、その点をお聞きいたします。

それから、6番目ですけども、昨年の広報10月号に「今まで加入していた各種の健康保険の被保険者証を返却していただき、後期高齢者医療保険者証に切りかえていただく必要がある」というふうに書かれているんですけども、後期高齢者医療被保険者証は郵送されて、国保の被保険者証などはもう新しいのが来たら廃棄処分していいというふうになっているんですけども、この後期高齢者に関しては今までの被保険者証、老人保健証何かですかね、そういうものを返却するというふうに広報に書かれていたんですけども、どのような方法で返却を考えているのかお聞きいたします。

それから、7番目ですけども、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える人は納付書で納めるというふうになっていますね。これも先ほど年金が月額1万5,000円の方はなぜ自分で納付するようになるのか、いいにしてくれないなら年金から引くほうが手間がかからなくて、かえって親切じゃないかというふうな考えもあるわけですけども、ここの部分も年金額の2分の1以上を介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が超えるときには天引きをしないで納付書で納めるというふうになっています。なぜ天引きしないのかということが1点。それから、その納期については今後決定するというふうに書かれているんですけども、納期は普通徴収の方たちの8月以降からですか、8回に分けてというその納期と同じなのかどうか。

それから、年金天引きの人は年金の支給月だから6回になるわけですけども、それでも2カ月分ずつ年金が入るから、そこから2カ月分引かれるということで、納得できるというわけではないですけども、そういうやり方をしながら、こういう普通徴収の人には年8回に分けるということでは、1回の納付額が結局多くなるわけですね、12回で分けるより、なぜこのように本当に所得が少なくても大変、払うのが大変、そういう人たちを年金天引きしな

い状況に置きながら、重い支払い、負担というんですか、そういうものを課すのか、その理由をどのように考えておられるかお聞きいたします。

それから、8つ目ですけれども、資格証明書は国保では高齢者には発行しないというふうにしていたと思います。高齢者の特徴というんですか、病院に行かなければ本当にぐあいが悪くなったら大変なことになるということで、資格証明書、滞納しても発行しないようにという通達が厚労省から出ていると思うんですけれども、今度のこの後期高齢者医療制度では、まさに75歳以上のその高齢者だけを対象にした医療制度でありながら、資格証明書を滞納者に発行するというふうになっています。高齢者にとって本当に深刻な問題だと思うんですけれども、年金が月額1万5,000円未満の普通徴収者が滞納状況になったとしても、私は払えなくても当然だというふうに考えるわけですけれども、資格証明書になると窓口10割負担となり、実際お医者さんにかかれぬ状況が出てくると思われます。このことは、統計上でも資格証明になった人が国保の場合に受給率が資格証明でない人の50分の1しかお医者さんにかかっていないという、そういう統計の実態も報告されているわけですが、高齢者にとって頼みの綱の保険証が取り上げられ、資格証となるということは、町にとっても住民を守らなければいけないという立場からは、非常に重大な問題ですので、当町はそうならないための対策をどのように講じようと考えておられるのかお聞きいたします。

最後ですけれども、第5条に連帯納付義務者による納付義務というのが定めてありますけれども、これは国保税や介護保険料には連帯納付義務者の定めは全くないものです。何のためにこういう連帯納付義務者を定めてあるとお考えでしょうか。ひとり暮らしの人はどういうふうにして連帯納付義務者をつけるのか、また、施設入所者や入院している方はどうされるのか、家族がいない方もあると思いますし、連帯納付義務者を定めなければならないということ自体が理解できないんですけれども、町長はこの後期高齢者医療制度を必要な制度だというふうに変えて評価をして、これまでの質問に対しておられるんですけれども、このことに対してどのようにお考えか、町の考え、方策としての部分はぜひ町長にお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 質問が多岐にわたっておりますので、今、御指摘のとおり総括的な部分だけ私のほうから説明させていただきます。

そもそも何で後期高齢者をつくるかという御質問だと思いますけれども、私はやはり、何回も申し上げているように、持続的な医療制度を構築していくためには今回の改正というのは必要なものであらうと常に認識しております。もちろん新しい制度ですので、すべて課題がないわけではありませんし、今後1日からの運用でさまざまな問題というのが出てくるかと思ひますけれども、基本的な方向としては必要な制度だというふうに思っております。というのは、1983年ですかね、老人保健法ができて老人医療制度、老人保健というのが運用されてきておりますけれども、その老人保健制度というのは、やはりさまざまな国保、健保、

共済からの拠出金で賄われていて、当事者が保険料を納めていないというふうな、そういった制度的な課題というのがあったと思います。それがやはり高齢化社会の進展により、それぞれの拠出団体に対してもさまざまな影響を与えてきた。ここで抜本的に費用負担という制度の基本的には負担制度ということを見直して、それぞれの方から負担をいただく、そして安定した制度をつくっていただくということで、この後期高齢者医療制度が出てきたというふうに思っております。そうした財源という意味での一つの意味があります。

また、内容的にもその基本的な方向としては、病院から地域へ患者というか、そうしたことを戻していただくというか、そういう流れをつくっていただくというのが、今回の私は趣旨だというふうに思っております。いわゆる入院から在宅中心への医療への転換、そして連携、あるいは切れ目のない医療をしていただくというのが基本目標だというふうに思っております。制度の中にやはりかかりつけ医師というような、そうした1人の方が診ていくというような仕組みにしていきたいというふうに思っております。やはりそういった形で地域において医療制度が、あるいはかかりつけの存在があれば安心して住み続けることができる。そういう意味では、理念としては大変認められる部分があるというふうに思っております。

ただ、現時点ではそうした地域でそうしたものを受けとめる体制がまだ未整備な部分がありますので、今後そうした理念をしっかりと共有しながら、さまざまな質の高い医療を提供するために、地域の専門職が一緒になってその患者を支えていくという、そういう仕組みをつくっていただくことが大事であろうと思っております。また、残念ながらこうした基本的な理念がある中で、議論というのがいわゆる保険料とか、診療報酬、そうしたお金の部分のみが先行して議論されている現状というのは、私としては少し残念な部分がございます。もちろんそれも大事で、患者の直接負担ということとか、保険料が新しくできますので、そういったこともしっかりと議論していかなくやなりませんけれども、こうした新たな制度を考えるときには、その制度が持っている理念とは何ぞや。その理念を生かすためには地域としては何を考えていかなくやならん。そういった点もこれからしっかりと議論していくことが必要だろうというふうに考えております。

以上、制度の必要性、そして目的を私なりに答弁させていただきました。具体的なことは担当のほうから、課長のほうからさせていただきます。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、通告をいただきましたので、通告の順に御答弁をさせていただきます。

まず最初に、第1番目のお答えでございますが、これは厚生労働省はより高くなるようなことはしないよと言っていますけれども、当町では国保との関連は、比較はどうなるのかということでございます。これにつきまして、後期高齢者医療保険と国保税との比較につきましては、12月の議会の時点でも若干触れさせていただきましたけれども、現行の国保税は所得額、資産額、世帯割に係る平等割額、被保険者数に係る均等割額の4つの合計から保険税

が決定し、世帯ごとに賦課されております。

平成19年度における国保税額と比較して少し納付額の負担が軽くなる世帯もありますし、負担が若干ふえてくる世帯もあります。これは、個々の所得額や資産額、世帯主がどなたに位置づいているのかによって、世帯員の構成はどのような御家族であるのかによって、全く異なってくるものであります。したがいまして、後期高齢者医療保険料と国保税の比較による負担の増減につきましては、一概に言えるものではありませんことを御理解願いたいと思います。また、川根本町の平成19年度の国保税率や平等割額、金等割額は県内市町平均と比較しましても低い税率となっておりました。国保税率の賦課割合や均等割等の賦課額を従来高く設定してきた市町と低い税率で設定していた市町とでは、後期高齢者保険料と比較した際の開き、その差の大きさにも市町ごとに違ってくるものかと考えております。

次に、2番目の質問でございます。2番目の質疑につきましては、第2条で保険料を徴収すべき被保険者を定めているんですけれども、徴収すべきでない被保険者がいるか、それはどのような人かということで御質疑ございました。

これにつきましては、後期高齢者医療制度における被保険者になられている方から保険料を徴収します。徴収すべきでない被保険者がいるのは、それはどういう人かという御質疑がありますが、川根本町が徴収すべき対象ではない被保険者は、川根本町から転出されて川根本町の被保険者でなくなった方でございます。ただし、第2条の(2)(3)(4)をごらんになっていただきたいと思いますが、それに該当される方は保険料を徴収すべき被保険者に位置づきます。

次に、質疑の3問目でございますが、3問目につきましては、まず第2条の先ほども言いました(2)(3)(4)に該当する被保険者が何人かの御質問ですが、制度がスタートした以降に入院する方の人数までは予測できませんので、今現在、施設に入所されていらっしゃる方で川根本町が保険料を徴収することになる被保険者の方についてお答えさせていただきます。

現在施設入所中の被保険者になる方は、県外施設入所者2名を含め47名となります。47名のうち、普通徴収対象者は14名と把握しております。また、年金が月額1万5,000円以下の人から年金天引きはなぜしないのかとの御質問ですが、年金18万以下の人からは納付書で納付していただきます。したがいまして、そのような形になります。

それから、質問の4番目でございますけれども、減額認定の交付対象者数はということでございますけれども、現在の老人医療制度において減額認定書の交付申請をされまして交付を受けている方は81名でございます。低所得者とに該当し、申請によって減額認定証の交付を受けることのできる方は、現時点で698人と把握しております。

次に、質疑の4番目の中の2番目の問題だったと思いますけれども、特定疾病療養給付者の交付対象者数はということでございまして、それにつきましては14名でございます。

次に、前後しますけれども、4月1日時点で75歳に達する被保険者は被保険者証と一緒に

送付するのかというようなものの質問がありました。

今現在、減額認定証の交付を受けている方には、被保険者証の郵送時に一緒に送付させていただきます。4月2日以降に75歳になる方については、随時被保険者証をお送りしますが、その方が低所得者、低所得 と に該当する方であった場合には、交付申請も同封する予定でございます。申請しまして交付を受けることになっているため、申請書の提出を受けて交付事務をとることになります。今までの老人医療事務の中では、御家族による申請もありましたが、また、あえて御本人の意思で申請をしない決定をなさる方もありました。入院など先のことは考えたくないとか、入院で必要になったときにその時点で申請をしますとかというような方も結構あるのが現実でございます。わかる範囲内で、つかめる範囲内でお答えもかけていきたいと考えております。

減額認定証の交付を受けていない場合でも減額対象となる方には、従来どおり申請の御案内を通知したいと思います。

次に、障害認定、障害を持っている人が新たな制度で認定を受けたい人や、既に障害認定受給者の交付を受けている75歳云々ということでしたけれども、現在相談や面談の中で対応させていただいている内容は、後期高齢者保険料のお示しや平成19年度国保税額とか、平成20年度から国保税軽減措置内容、被保険者保険の扶養者の方々に係る後期高齢者医療保険の軽減措置や凍結内容、撤回申し立て申請した場合には、受診時の自己負担割合などについて説明をさせていただいております。御判断のための情報提供とさせていただいているわけでございます。その方々の認定を受けている疾病内容や受診とか、重度障害認定などの判断も要因にさせてもらっています。個々に連絡をいただきまして、個々に相談に乗っている現状でございます。

次に、質疑の5番目でございます。医療費の窓口で支払う自己負担には、これまでの老人医療と変わらないとありますが、本当に変わらないのかということでございます。

これにつきましては、従来の老人保健制度と全く変わっておりません。これは、前年所得の確定によって自己負担割合が設定されているところでございます。

次に、現年並み所得者3割についてという御質問でありますけれども、これは2つほどありまして、現在の被扶養者という内容は、私どもでは被用者保険の被扶養者という判断のもとで御回答させていただきますけれども、窓口自己負担割合が3割負担になる現役並みの所得者の方は、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の75歳以上の人または後期高齢者医療で医療を受ける人がいる人です。御質問にあります75歳以下の方の家族の所得は、自己負担割合には関係してきませんが、ことしの20年7月までは70歳から74歳の方も含みます。後期高齢者医療で医療を受ける人、これは平成20年7月までは70歳から74歳の方も含みますが、その方の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満であると申請した場合は、一般の区分と同様となります。

次に、1割負担という御質問がありました。1割負担は、例えば一般世帯では市町の市町

村民税のかかってくる人が1人でもいる云々とかというのがありましたけれども、これにつきましては、実例でまた話したいと思いますけれども、まず、一般となる被保険者ですが、現役並み所得者でも低所得の、低所得者のでもない方ですので、先ほど説明しました現役並み所得者の説明は省略し、低所得者のと低所得者について説明をさせていただきます。

既に御承知だと思いますけれども、低所得者につきましては、同一世帯の全員が住民税非課税の低所得者以外の人でございます。低所得に該当する方は、同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費控除、これは年金所得は控除額が80万円とし計算されていますけれども、差し引いたときにゼロとなる方でございます。例えば、じゃ、住民税非課税の所得者について御説明いたしますけれども、障害者、未成年者、寡婦の方は合計所得が125万円以下の方が住民税非課税になってくるかと思えます。扶養や控除対象配偶者がいない場合は、28万円以下の方が対象になります。同じく1人の場合は72万8,000円以下の方でございます。2人の場合には100万8,000円以下の方でございます。3人の場合には128万8,000円以下となると考えております。

次に、質問6でございます。昨年の広報10月号では、今まで加入していた各種の健康保険の被保険者証を返却というような質問がございました。これにつきましては、今現在、私どもでは老人医療受給者証も制度が変わることありますので、4月以降は使用できません。また、国保被保険者証も後期高齢者医療被保険者になれる方のものでは既に3月末日を有効期限にしてありますので、やはり4月以降は使用できませんので、医療機関窓口でどちらの証書も有効となってしまうということはありません。

国は回収をなさいよと言っておりますが、被保険者の皆様に返却のために郵送料を御負担していただかなくても済む方法を私どもでは考えております。役場の窓口で、例えば常時老人医療受給者証の返却用の回収ボックスを設置して、用事で役場にお見えになったときには窓口で受け取ったり、また回収ボックスに入れてもらいたいというように考えております。後期高齢者特定健診会場にも回収ボックスを設置するなどして、なるべく被保険者様の皆様に負担をかけないような方法で回収に努めたいと考えております。

次に、質疑7問目だと思いますけれども、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える人は云々というような質疑でございます。

これにつきましては、2分の1判定によって普通徴収の対象の方になります。普通徴収の方は納付書で納めていただきます。納期は条例3条でお示したとおりになります。普通徴収と納期は同じかという御質問ですが、普通徴収の方ですので8月から8回の納期になります。普通徴収の方には仮徴収期間の納付はありません。前年所得が確定した後の賦課額の保険料を8月以降の納期8回に分けて納めていただくこととなります。仮算定保険料の仮徴収期間で納付していただくことで、中には一時的に大きな所得があった場合に仮徴収期間の納付額が多額になり、本算定期に調整したり、その逆もある場合もあります。そのような

ことから、普通徴収の方には前年所得が確定した後に賦課決定された保険料を8月以降の8回に平均して納付していただくということになると思われます。

次に、12回ではなく8回に分けたのかということでございますが、これにつきましては、介護保険料と合算額が年金額との半額を超える場合には年金から天引きとなる特別徴収の対象者にはならないと国が定めているわけでございます。よって、年金からの天引きではない普通徴収者が対象となります。所得が大変に多い方では、介護保険料と後期高齢者医療保険の合算額が受給している御自身の年金額の2分の1を超えてくる方もあるかと思えます。所得が年金以外のところで多額に当たった場合、2つの保険料の合算費が公的年金を上回る方もあります。したがって、そのようなこともあり、普通徴収であります。

次に、質疑8問目ですけれども、保険証を例えば資格証明書は国保では老人医療対象者には発行していない云々という質疑でございますけれども、資格証は納付が困難だと認められる特別な理由もなく1年以上の期間の滞納がある方に対しまして行うことになっております。しかし、病気等を理由として納付が困難な方にはその旨の証明を添えて届け出をいただくことなどによって、資格証の対象にならないこともあります。国保税納付と同様に、積極的に納付相談を御利用いただきたいと思います。資格証の交付は広域連合の権限でございますが、市町の裁量にあるものではありませんが、しかし、資格証交付に至る前に市町事務である保険料徴収業務において、積極的に滞納者との相談に応じ、納付推進を図ることや特別な理由、特別な事情を的確に把握することが結果としまして資格証該当者を少なくすると考えております。また、民生委員さんや保健委員さんなど地域で住民の方々を常に見守っていただきます地域組織の皆様からの情報等もいただきながら、適切な判断になれるよう対応していきたいと考えております。

次に、質疑9問目でございますが、第5条に連帯納付義務者による云々ということで、何のために定めるのかという御質疑ございました。

たしか介護保険でも同じように連帯納付義務者は定められてあると思えますけれども、国保税におきましては、国保被保険者か社会保険の被保険者かに限らず、世帯主となっているのが納付義務者となっております。ひとり暮らしの人はどうするのかという御質問でございますが、これにつきましては、法第108条の2項または3項の規定により、保険料を連帯して納付する義務を負うものは、世帯主と配偶者を示しております。ひとり暮らしの被保険者は世帯主であることが多いため、この場合は他の外部の親類等に連帯納付義務者義務が及ばないと考えております。しかし、別居していても配偶者が存在してしましたら、この配偶者は連帯納付義務者になることとなります。これ以外の方は、たとえ同一世帯でもかからないというように判断をしております。

次に、施設入所者や入院している人はどうするのかというような御質疑ございました。

連帯納付義務者からお答えしますと、後期高齢者医療制度においては、被保険者以外では世帯主及び配偶者が連帯納付者になります。実際には入所、入院はされても御家族の方がか

わって納付くださったり、施設入所の場合なら依頼を受けて施設職員がかわって納付して下さったりという方法で対応していただける家族環境にある方もあると思います。そうではない方もあると思いますが、被保険者以外では世帯主または配偶者になる方に連帯保証の連帯納付義務がかかってくると思います。

それから、4番目ですか、連帯納付義務になってもらえない人はどうなのかという御質問があったと思うんですけども、後期高齢者制度による連帯納付義務者は前項いずれに申し上げましたとおり、身内の中で世帯主または配偶者になってきます。

以上が御質疑の答弁となります。よろしく申し上げます。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君、再質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 大変丁寧に答えていただいて、本当に担当の職員にも大変な負担をかけたなと思っていますけれども、この制度、本当に始まる前にきちんと知りたいわけですが、何度聞いても納得できないことが幾つかあります。その点について、今、課長の答弁の中には、結局きちんとしたその点は答弁がなくて、当然課長が答えられるものではないだろうと思われるものであります。

町長は最初、この制度に対して大まかな持論とありますが、必要だという持論をまた述べられましたけれども、そのことで私は質疑通告を出したわけですが、まず第1に、資格証明書の発行ですね、このことに対して年金が月額1万5,000円以下の方が滞納すると、1年以上滞納すると特別の理由がなければということで、その特別の理由というのは、先ほど課長からは病気などで納付が困難と思われる場合には資格証は発行しないというふうな答弁がありました。「病気など」というふうに言われましたけれども、例えば具体的に経済的に大変だと思われる人も資格証明書にはしないのかどうか、その点をまずお聞きいたします。

それから、2点目は、年金が1万5,000円以下の人を天引きをしない理由は、年金から天引きをしない理由は何なのか、どういうふうにご考慮されているのか、課長ではなくて町長にお聞きしたいんです。年金がわずか本当月額1万5,000円しかないから、私は多分天引きしないだろうと思うんですけども、じゃ、1万5,000円しかないから天引きしないよ。払わなくていいよというわけではなくて、こういうペナルティーが科せられているというのは、本当に自分で納付をする負担をわざわざかけてしまう。許してもやらないのに納付はちゃんとするよということで、私は非常にこのところが介護保険でも国保でもそうなんですけれども、疑問でなりません。すべての人から1万5,000円以上の人は、1万6,000円だろうと天引きをするのに、1万5,000円以下を天引きをしないというふうにご決めた、この制度をいって考えておられる町長にぜひお答えをお願いいたします。

それから、最後の質問で連帯納付義務者、これは課長にお聞きしますが、1人で暮らしているときは納付義務者は自分が世帯主だからいいよと、つける必要はないと。配偶者が別居していて配偶者がいる場合、ひとり暮らしでもその配偶者に連帯納付義務者に配偶者になるんだと、それは配偶者が納得しなければできないものだと思うんですけども、そう

いう了解をだれが得るのかどうか。納得しない場合はどうするのか。それから、同居の家族がいる場合、同居の家族が連帯納付義務者になるというふうに、最後のところがちょっと聞きそびれたんですけれども、なるというふうに言われたのかどうか、その点を確認をいたします。その3点、ぜひお願いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） すべて国保の場合でも資格証明の発行というのは相手の状況を見ながらやってきた、そういった姿勢というのは今後とも引き続きしていくことが必要だろうというふうに思っております。議員も御承知のとおり、日本の医療費というのは非常にふえ続けております。17年度ベースだと33.4兆円というような数字が上がっております。その3分の1が老人医療費であります。そして、将来的には2分の1が老人医療費になっていくだろうと言われております。

既に御承知のとおり、老人というのは医療費が各、基本的には先ほど言ったように拠出金で賄われておりますので、主体というのがない状況で制度が運営されておる。そういったものは改めていこうというのが、根底にはこのふえ続ける老人医療費対策として主体をもって取り組んでいこうと、そういう姿勢で今度の後期高齢者が生まれてきたというふうに思っております。現状では老人医療費11.4兆円のうち今後1割の負担になるわけですが、その多くは、その残りは4割が各保険者、そして、5割は公費ということで、それでもなおかつやはり大きな支えをしていかなければ老人医療制度、あるいは医療費は支え切れない。その中で各部分において負担の公平性とか明確さを図っていく制度として、さまざまな国保に準じた、あるいは新たな制度ができてくる。もちろん75歳以上の方は今までも資格証明を発行しておりませんので、その分野で新たな取り組みになりますけれども、先ほど言ったように、そういった制度を充実した上で、どなたからも公平に、その状況にあわせていただく制度としては整備していかなければならないという、だから、今回1万5,000円ということは一つのポイントで、前回からずっと議論がされておりますけれども、やはりそのケース・バイ・ケースによって違ってくると。年金は1万5,000円だろうけれども、いろいろな収入がある人もあるだろうし、今、議員が指摘されているように1万5,000円しかない人もいるだろう、あるいは扶養というか家族がいる方もいるだろう。さまざまなケースがありますが、それに応じて対応をとっていくことが必要だろうというふうに思っております。

それから、1点、現在の社会情勢を考えれば、すべて年金受給者をすべて弱者というような立場だけで議論されることはいかながなものかというふうに思っております。ニートという問題もありますし、非常に非安定的な職場で働いている若い人たちもいるわけですし、さまざま現役世代、いわゆる各保険を払っている方々もそういった負担に耐えて制度を支えているわけですが、すべて高齢者の方が、そうは言っていないと思いますけれども、弱者という論点だけで議論を進めていくのはいかながなものかと思っておりますので、町としてはその状況状況を見て、年金受給者、あるいはこの後期高齢者のそれぞれの立場を見ながら対応して

いきたいと。逆にそういった立場をするために、こうした住民の身近な場所に役場というのを置く。こういう川根本町というものをつくったわけですので、そうした部分の利点を生かしながら、個別対応をしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 先ほど最後の御質疑に対しましてお答えさせていただきます。

別居していても配偶者が存在していたら、この配偶者は連帯納付義務者になることになり、ますという私の回答をさせていただきましたけれども、本人が納得した場合にはなるのかという御質疑だったと思いますけれども、やはり連帯納付義務者になっていただく方については、双方の御意見を伺って、納得するのが当然じゃないかなと考えております。

それから、同居した場合の方はどうなるか。例えば、お子さんでも何でもなるのかという御質疑だったんですけれども、これにつきましては、被保険者以外では世帯主または配偶者になる方が連帯納付義務者となっておりますので、それ以外はならないというふうに判断をしております。

以上です。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

最初に確認しますけれども、家族は後期高齢者が世帯主ではない場合に、後期高齢者以外に世帯主があったら、その人は連帯納付義務者になる義務があるということでしょうか。その返事をください。

それと、町長にお聞きしますけれども、私、年金受給者がすべて弱者だなんて一言も言っていないです。年金が月額1万5,000円しかない人は大変な状況だとは思いませんかというのを何回も聞いているんです。月額1万5,000円で頑張っているから、いろいろな工夫をして生活しているんだと思うんですよ。多分子供さんにももうほっておけないから援助したり、頼んだり、そういう状況で本当に肩身の狭い思いもしているかもしれない。そういう人たちに対して、町長は先ほどいろんな人がいると。年金1万5,000円だとしてもほかに収入がある人もいる、子供たちが、家族が助けて援助されている人もいるだろうと、そういうふうに言われましたから、私もそれは認めます。でも、本当に町長も言われた、本当に1万5,000円しかない人、1万5,000円以下の人、そういう人ももしかしたらいらっしゃるかもしれない。そういう人に対して特別な理由もなく発行しないということ、病気ではない経済的な理由で発行しないというふうに考えておられるのかどうか、その経済的な理由というのをきちんと認めるのかどうか、その点を再度確認をいたします。

それから、もう1点は、これも課長からも町長からも答弁がなかったんですけれども、月額1万5,000円以下の人からはなぜ年金天引きではなくて自分で納付をさせるのか、その点を最初から聞いているんですけれども、いまだにそのことについての答弁はないと思います。私はすべて弱者だとは思っていません。だから、どうしても保険料を払いなさいと、払える

でしようと考えているんだったら、年金天引きすればいいじゃないですか。なぜやらないのか、それをどう考えているのかをお聞きしているんです。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言っておりますように、後期高齢者の制度というのは、ふえ続ける医療費、あるいは世代間の負担の公平、あるいは制度の維持のために必要だろうということで始まったと思っておりますし、私はその部分を支持していくというか、そういうふうには思っています。したがって、その1万5,000円の部分に関しては個別対応していくしかないというふうに考えております。その部分だけを1点を突いてこの制度がどうか、あるいはこの制度の問題点を追及していくのはどうかというふうに思っております。現時点、例えば1万5,000円の方がどういう状況にあるかわからない中で、それに対して出すとか出さないとかということはできない。当然さっき言ったように個別対応でその状況を見ながら対応していくということで、それで十分今後の対応をしていくんでよろしいというふうに私は考えております。また、どこに1万5,000円というような線を引かれたことについては、現時点私はその答えるだけの情報は持っておりません。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） まず1点に、先ほど御質問がありました同居されている家族の中で、だれでも連帯納付義務者になるかどうかという御質疑だと思いますけれども、これにつきましては、後期高齢者医療制度における連帯納付義務者は、先ほども申し上げておりますように、身内の中で世帯主または配偶者になるということでございますので、それ以外の方につきましてははならないと判断をしております。また、後期高齢者医療被保険者夫婦の2人世帯であった場合には、お互いに連帯納付者になるということでございます。

それから、先ほど町長から答弁ありました1万5,000円の年金天引きはですが、年額の18万以下の方が納付書で納付されているということで定められておりますので、御承知いただきたいと思えます。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。

議案第1号、川根本町後期高齢者医療制度に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行いたいと思えます。

いよいよ4月の実施が目前に迫ったわけですが、後期高齢者医療制度、その中身が次第に明らかになってくるにつれて、驚くほどの反対の声が上がっています。町長はそのことを多分御存じないのか、そういうのは有象無象の声だというふうに思っておられるのかわかりませんが、必要な制度だということを繰り返し言われていますし、何度聞いても年金1万5,000円以下の人は普通徴収というみずから納めて、納められなければ、滞納が続けば特別の、その特別の事情もはっきりしません。町長はいい人だから困っているという状況があれば、資格証明書にはしないというふうに、何も問題ないじゃないかというふうに考えておられるのかもしれませんが、でも制度としては滞納が1年以上続いて特別病気などの状態がなければ資格証明書を発行するというふうになっています。そういう制度の中身について、町長は先ほど、前回もそうですけれども、1点だけをとらえてこの制度を批判するのはおかしいというふうに言われますけれども、私は1点だけをとらえているわけではありません。

これから反対討論をしますけれども、本当に今その1点だけではないからこそ、全国の自治体や議会、広域連合、老人会、そして医療関係者などから中止、撤回という声が上がって、広がって、そしてついに町長も御存じかと思うんですけれども、今、開かれている通常国会において、何と驚くことに全野党が共同で中止の議案を提出しました。こういうことは本当に珍しいことだと思うんです。4月目前の実施を控えて、民主党ももちろん、一番大きな民主党も先頭に立ってやっています。何が何でもこれは撤回させるんだと、きのうもテレビで民主党の名前わかりません、議員の方が言っていました。副代表が言っていました。そういうのをちらっとテレビで聞いたんですけれども、本当に野党全党が一致して中止という、目前でも中止という提案を出している状況にあって、これからもこういう批判はますます高まっていくでしょうし、この制度はどうか、まだ決定的な状況にはなっていないと思います。これまでも批判が高まるたびに、その声を押されて一部凍結や軽減、激変緩和などといういろいろなその場しのぎの対策が行われ、そのたびに全国の自治体がシステム改修など行わなければならなくなって、そこに本当に多大な膨大なお金が、費用と手間がかけられているのも事実です。

政府は、見切り発車、与党、もちろん自民党と公明党ですけれども、見切り発車でスタートしようと思死ですけれども、高齢者本人へのお知らせ状況は本当に複雑な内容、何回聞いても私もまだわからない。そういう複雑な内容を高齢者に、本人に参加への広報をやりましたけれども、わかっていない人もかなりいます。凍結になったんだろと言われる人もいます。自分が凍結でもないのに凍結になったんだろと言われる人もいるくらいです。そういうふうはまだ周知徹底されていないものを4月から、保険料さえもまだかわっていないのに本人にも通知していないのに天引き、4月の年金から第1回の2カ月分、4月分、5月分が天引きされようとしています。直前まで知らせないで、なるべくもう本当なら知らせられるわけですが、広域連合で制度が開始する前に知らせてはならないというふうに言った

ということも聞いています。そういうふうになぜそういうふうなことをするのかというのは、私の推測ですけれども、余りにも批判の多い制度だから、なるべく直前まで知らせずに、もう年金から引いてしまおうと思っているんじゃないかと私は勘ぐっています。有無を言わせない本当に卑怯な方法で進めようと思っているんだなとしか思えない状況で、今、4月のスタートを前に控えているということですが、本当に4月に実施できるかどうか危ぶまれている状況というのを、まず認識していただきたいと思います。

後期高齢者医療制度は、2006年に医療改革法で導入が決められたものです。全国で1,300万人の75歳以上の高齢者をそのまま、その方たちは今までそれぞれの生活状況に応じた医療保険に加入していたわけですね。国保に入っていた人もいらっしゃる。多くの方がそうでしょう。町長は先ほど答弁で保険料を払ってなかったんだからと言われますけれども、保険料を払っていたわけですよ。そういう高齢者、保険料を払っていた高齢者。保険料を払ってなかった人たちは、雇用者保険の被扶養者になっておられたお年寄り、75歳以上の方です。この方たちは保険料を払わなくてもいいというふうになっていました。だから、半年凍結とか、余りにも批判が高まったから半年凍結、あとは10分の1でいいよ、2年目は5分の1にするよ、その後はもちろん正規の保険料を徴収するよということになっています。

こういういろいろな高齢者の生活条件に応じていろいろな医療保険に入っていた75歳以上の方を有無を言わせないで一つの町長が言われる継続可能な制度だということをつくったよということで、この後期高齢者医療制度に入れようとしているわけですが、先ほどからこれまでも何回も言っていますけれども、年金が月額1万5,000円以上の人は介護保険と合わせて保険料を年金から天引きされます。そして、家族の扶養になっている低所得所の人でも一時的な締結や軽減があっても、いずれ保険料が取り立ててが始まります。最大の問題は、保険料の取り立てを強化しながら受ける医療内容が格差がつけられようとしていることです。年金が月額1万5,000円しかない普通徴収者や介護保険料と合わせた額が年金の半額を超える場合は、年金からの天引きをしないというふうにしていますけれども、先ほどから何回聞いても、なぜここで1万5,000円という線を引いたのか、年金もらっているんだからそこから引ける保険料なら引けばいいじゃないか、それが駄目だったら年金天引きなんかしなければ、全員しなければいいじゃないかと私は思います。なぜこういう1万5,000円という線を引いて、この人たちだけは自分で納めさせる。だけれども、納付を滞納すると保険証を正規の保険証ではなくて資格証明書というお医者さんにかかりたくても窓口で10割全額払わなくてはならない命にかかわる罰則を平然と設けている制度です。

私は1点だけといいますけれども、このところがこの制度の本当に冷たい状況をあらわしていると思います。保険料の支払いさえ不可能に近い収入しかない高齢者に保険料を免除するというなら、この1万5,000円以下の人は天引きしないよという理由もわかるんですけども、本当に天引きしないという理由は余りにひどい状況だから天引きしないよというふうに私はちょっと判断するんですけども、そう答えられない、町長も担当課長も答えられ

ないところにこの制度の問題があると思います。自分で払わせる手間を負わせて、払わなければ保険証を取り上げるという、こんな冷たい発想が一体どういう人たちが考え出したのか、私はこのこと一つでも、町長はこのこと一つでと言いますけれども、私はこのこと一つでもこの制度に怒りを覚えて震える思いがします。こういうことを当たり前と思える人は、子供にどんな教育をされるのか教えていただきたいなと思います。

しかも、今回提出された条例で初めて知らされたことですが、このような保険料支払い自体が、以前初めて聞いたときには、納付義務者などというものはありませんでした。でも、今回5条に連帯納付義務者というものまで義務づけられています。それで、これまでの広報で3回、後期高齢者の特集を載せてありますけれども、支払いが困難な場合の救済策や減免措置などについては、あるとないとも1度も書かれていません。御相談くださいとも書かれていません。保険料は2年ごとに改定され、2つの要因で値上がりしていくということが確実だと言われています。1つは、高齢者の人口がふえていくことです。もう一つは、高齢になるほどふえていく医療費、重症化や高度医療による医療費増もあります。そういうふうに医療費が高齢になるほどふえていく、その2つの要因で2年ごとの保険料見直しは、ほぼ間違いなくそのたびに保険料が上がるだろうと言われています。医療費抑制を目的としているということは町長の答弁からもわかるわけですが、この医療費抑制を結局差別という医療制度に持ち込んでいる。本当に安易な考え方だと思います。無駄な医療費は本当に抑制するような行政としても対応、指導は必要だと思うんですけども、そうではなくてももう制度の中で医療費抑制をきちんと設けている。それは、これまで何度も言っている差別医療の内容です。

政府は高齢者が受けられる医療を制限して、診療報酬も別建てにしようとしています。後期高齢者の診療報酬に定額制の包括払いを導入し、先ほど町長は言われましたけれども、在宅でなるべく病院を出て在宅で見てもらおうと、そういうのが将来的な目的だといいますけれども、これは将来的な目的ではなくて、本当にすぐやられようとしていることです。受け皿がこの町にあるんでしょうか。本当に大変なことになると思います。こういう制度を導入されると、高齢者に手厚い今までどおりの医療をしようと思う病院は赤字となって、だから検査や投薬、手術などを制限し、入院日数を短縮して、早期退院を促進しようとするでしょう。それは、町長が言われる理想的な在宅での治療とは全く違う状況が起きると思うわけです。高齢者の医療を抑制することは現役世代のためと、町長も政府も財界も言っていますけれども、高齢者からの医療の取り上げは現役世代にも、いずれ重い負担がかかることとなります。高齢者の寿命が延び、医療や社会保障が充実することは本来嬉しいことで、そのためにこそ国や自治体は努力するのが当然だと思います。

高齢者が多い当町で、とりわけ年金だけが頼りの高齢者が多く、しかも、その額は生活保護基準以下の人たちも少なくないというこの町で、際限ない保険料の負担増や国の医療費抑制による自己負担引き上げなど、それだけでなく医療機関も遠くて我慢しがちな当町の高齢

者にとって、ほんの少しの負担増も重大な問題なのに、議会の皆さんも行政も、なぜこんなにもこの制度に関して寛容というか無関心と言ったらいいのか、私にはわかりません。無関心ではないのかもしれませんが、私にはそう見えて仕方がありません。本当に理解に苦しむものです。私はこれまで何度も一般質問を行い、議会にも意見書提出を呼びかけましたが、一度として大変な問題だという認識が示されたことはありません。むしろ必要な制度との認識を見て、本当に驚いています。27日の全協でも差別診療はないとの答弁でしたけれども、後期高齢者医療の診療報酬体系が新設され、保険のきく医療が制限されるなどの報道がされている中で、お年寄りの人たちはどんなに不安を感じていることか。

厚生労働省は、後期高齢者の心身の特性について、老化に伴う生理的機能の低下により医療の長期化、複数疾患への罹患が見られる。多くの高齢者に認知症の問題が見られる。いずれ避けることができない死を迎えるなどと、本当に驚くような冷たい言葉で報告をまとめています。同制度によって、このまとめによって、2015年までに2兆円、25年までに5兆円の医療費が、この後期高齢者医療制度を導入することによって削減できると試算をしているとのことです。高齢者だから、どうせ治らない。いずれ死ぬとばかりに差別医療で医療費の削減を目的にしている制度を私は到底許すことはできないと思います。このような親不幸の政治理念が、知らず知らずのうちに子供たちの心にしみとおり、親子関係を殺伐としたものにし、いろいろな社会的事件を頻発させる要因になっているのではないかとさえ思えるほどです。

このような問題が多い医療制度は賛成できないことは言うまでもないことですが、住民の生命・財産を守ることを責務としている行政や、そのことを住民にかわってチェックする議会の皆さん方の責務としても、このような制度は認められないことを姿勢を示すべきであることを強く申し上げて、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

議案第1号について、賛成の立場から討論いたします。

川根本町後期高齢者に関する条例の制定ですけれども、国の政策にまで波及はいたしましたがけれども、この条例の制定については継続的な医療制度を保持していくため、静岡県後期高齢者広域連合の設置について、このことについては平成18年12月の定例会において、同議会でも認められております。それからまた、平成19年11月23日、広域連合議会において、保険料等に伴う税率等も可決されております。それを受けての今回の条例です。

保険料徴収事務を業務とする町として、これをやるために必要な事項を定める必要があります。また、それについてのそのためのもろもろの措置を行うための条例の制定でありますので、この議案第1号については賛成といたします。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで討論を終わります。

これから議案第1号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決します。
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第1号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

それでは、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

議長(森 照信君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 議案第2号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

議長(森 照信君) 日程第4、議案第2号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第2号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

健康保険法の一部改正に伴い、川根本町国民健康保険条例の一部改正が必要となり、提案いたします。これは、平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度と各保険者に義務づけられた特定健診・保健指導事業等の実施に係る国民健康保険条例の一部改正となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

4点ですかね。

議長(森 照信君) 多津枝議員、簡潔にお願いします。

11番（鈴木多津枝君） はい。1番目ですけれども、第5条第2項に追加する「第6条第2項において同じ」というこの言葉なんですけれども、その前の国家公務員共済組合法について説明する括弧の中の言葉、「他の法律において準用し、又は例による場合を含む」という言葉を指すものと思われるんですけれども、これはどういうことを意味するのでしょうか。

それから、2点目ですけれども、第7条の改正は、町が行う事業として規定している健康予防事業や健康づくり、栄養改善、母子保健事業など4号から7号までの4つの事業を改正で追加される条文、「法第72条の5に規定する特定健康診査」に含まれるので削除することですけれども、国保で義務づけられるとその財源はどうなるのか。今まで基本健診は国、本人負担も少しはあったんですけれども、国、県、町が3分の1ずつ基盤安定で国保に繰り入れていたのではないかと思うんですけれども、もし違っていたらその点も訂正していただきたいんですけれども、財源についてお聞きいたします。

3つ目ですけれども、全協で、改正により保健事業が後退するようなことはなくて、むしろ細かく厳しくなるだろうとの説明がありました。具体的にどのような変化や影響があるのかお聞きいたします。例えば、具体的にということで住民への影響、変化、被保険者への影響、負担増、町財政の影響など、そういうものなんですけれども、どうなるでしょうか。

それから、通告してあったでしょうか、通告してあります。吉田町が受診率を上げるために特定健診の本人負担を吉田町は1,300円だったらしくて、当町は1,000円ということだったんですけれども、無料にするという発表が2月18日の新聞に載りました。国は、市町村に対して受診率やメタボリックの改善率の差で後期高齢者の支援金の負担金をふやそうとして、そういうペナルティーを設けるとい報道がされていますけれども、当町はこのペナルティーに対して大丈夫かどうか、そういう見通しをお伺いします。

以上です。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、順を追って御回答させていただきます。

まず最初に、通告をいただきましたので、それに対しましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、国家公務員の共済組合法第124条の2に、組合員が任命権者の要請に応じ、国または地方公共団体の事務等綿密な関連を有するもののうち、政令で定めたものに使用されるものとなるために、退職した場合にはそのものの退職はなかったとみなし、使用される期間は前の所属していた組合の組合員であるものとするようになっております。これを意味しまして、したがって、退職しましてもその事由によりまして、前所属の機関の組合員とみなします。給付等はそこから行われますよという判断によるものでございます。例えば、外交官なんかもそれに該当するのではないかと思います。

次に、2点目でございますが、保険基盤安定は低所得者の軽減に対する繰入金のため、健診事業に充当されるものではありません。特定健診や特定保健指導の実施に要する費用を

国・県が3分の1ずつ負担し、残りについては基本的に国保税が財源とされております。しかし、保健事業費の保健事業活動費を優先的に一般会計からの繰入金で財源確保しまして、特定健診や特定保健指導に関しましては、繰入金や国庫支出金で賄います。国保税が財源となってくるわけでございます。

また、保健事業活動費を優先させる根拠につきましては、対象被保険者が特定健診に関しましては40歳から74歳に対し、保健事業費はゼロ歳から74歳とすべての国保の被保険者が対象となることが理由でございます。

次に、4点目でございますが、4点目につきましては、住民、被保険者への影響、負担増、町財政への影響はどうかということでございます。

少し長くなりますけれども、まずこの制度改正で大きく変わったところは、40歳から74歳の方の特定健康診査の実施が各医療保険者に義務づけられたということがあります。従来は老人保健法のもとで40歳以上の一般住民を対象に基本健康診査という事業名で実施されてきました。社会保険の夫の扶養となられている方のこの基本健診・基本健康診査では、受診対象となっていました。各保険者に実施が義務づけられたことで被扶養者の方は医療保険者となっていることと、そのような点から特定健診の案内を受けて受診することになります。

従来の健診は病気の早期発見や治療に主眼が置かれてきましたが、これからの健診はメタボリックシンドローム、メタボと通称呼びますけれども、及びその予備軍の抽出が目的とされております。従来の保健指導は病気ごとに実施されてきましたが、これからの保健指導はリスク別に必要度に応じて実施されることとなります。従来からは保健指導の実施方法も内容も各市町に任せられて、ある程度の枠ではありましたが、国で形を統一するというものでありませんでした。特定健診・保健指導では、健診でメタボ及びその予備軍の人を見つけ、保健指導による改善を目指すものであります。

これらの特定健診や保健指導の実施率や保健指導によって、メタボ及びその予備軍を平成27年度までに25%減少させるという国の目標がありますが、各市町の国保では、まず平成24年度の5年後までには特定健診受診率を65%までに、保健指導実施率を45%に、減少率を10%にという目標に向かって実施していきます。当町にこの年齢層の基本健康診査受診率は36%ほどです。5年後に65%にたどり着けるよう、初年度目標を40%と設定して進めております。健康づくり及び担当課と連携共同で実施していきたいと今、考えております。

また、特定健診の必須項目という基本項目と医師の指示を受けた方がさらに追加で受ける項目があります。例えば、心電図や貧血検査でございますが、医師の指示で受ける選択項目に位置づけますが、川根本町では今までの健康結果統計や医療動向から、また健診の質の維持からも検討しまして、医師の指示を受けなかった方も本人の希望によって心電図検査を200円、それから、貧血検査100円という自己負担をいただきまして受診できるよう体制にしたいと今のところ考えております。自己負担金は40歳から69歳までで1,000円、70歳から74歳までが700円、そして、静岡県の広域連合からの委託金を受けて希望者に提供する75歳以

上の方の後期高齢者医療特定健診は500円の自己負担をいただく予定でございます。自己負担額はこの年齢によって3段階の設定をさせていただきまして、制度改正によるいつときにかかわる変化を緩和させていただきたいと考えております。

次に、特定健診・保健指導では、健診でメタボリックシンドローム及びその予備軍の人を見つけまして、保健指導による改善を目標とするものです。健診結果に基づいて保健指導対象者も積極的支援対象、動機づけ支援対象、情報提供というように階層分けがされて、運動や食事を中心とした生活習慣改善の支援を社会資源、人材資源を活用しながら展開を図っていくものです。

老人保健法による基本健康診査関係事業費は、平成19年度当初予算ベースで計上しましたが、この制度改正によって一般会計の健康増進費で計上してきたことの事業費はなくなってきました。国保特定健診、それから、保健指導事業では、国保会計で事務費とか役務費、それとか委託料等、関連経費を見込んでおります。また75歳以上の方の健診費用は、広域連合からの委託事業となるため対象経費は広域連合から委託料としていただきます。

ただし、国の規定からいきますと、40歳から74歳対象の特定健診対象者は、その年度末までにその年齢に達すれば受診対象になりますが、後期高齢者は75歳の誕生日を迎えてからの受診でないと対象者と認められておりません。したがって、特定健診事業の提供が終了してから75歳になられる方は、どちらの特定健診も受診できないことになってきます。川根本町は、町独自のフォロー策としまして、このような受診できない方が出ないように、広域連合からの委託料はなくても町の費用で実施する体制を図りたいと考えております。

次に、4点目でございます。吉田町は受診率を上げるために特定健診の本人負担を無料にする云々というのがございましたけれども、私どもで今、考えられることは、国保特定健診の財源は原則国保税と言われております。受診費用の自己負担額を無料にした場合のその分の費用負担もやはり国保税で賄わなくてはならないと考えております。川根本町では、地域の皆様が受診しやすいように地区を巡回する集団健診方式で、初年度の健診受診率目標40%、先ほども申し上げましたけれども、5年後の24年度は65%の目標値を設定して、目標が達成できますよう関係課の協力のもとに対応していきたいと考えております。

また、減少率等が評価されていきますので、提供する保健指導のメニューや利用される社会資源の案内等に努めたいと考えております。これらは教育委員会の社会教育や運動指導教育などの他部署の事業も個々に個人によっては活用を案内させていただいたり、また、ほかの社会資源に協力していただいたりして展開をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（森 照信君） 再質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。

国民健康保険の条例の一部改正に反対の立場から討論をいたします。

非常に前向きというか、この制度自体は非常に問題があるわけですがけれども、特定健診などの、でも町はそれを乗り越えて本当に先ほど町長が言われた、小さい町だから一人一人が見えるから、きちんと把握してやっていきたいというふうな、そこが担当課でもしっかりやろうと、外れる人がないように、高齢者も保健健診とか指導をちゃんとやろうというふうな答弁を今、ずっと聞いていまして、やはりこの町でよかったなというふうに思いながら聞いていましたけれども、一応この制度自体は非常に問題があるものですから、町の姿勢よりも、それを乗り越えようとしている町にはこれからも本当に頑張れ、頑張れということで見たいんですけれども、制度自体はとても賛成できるものではないということで反対討論を述べさせていただきます。

まず最初に、これまで町が住民に行ってきた基本健診や使用者が労働者に対して行ってきた事業所の健診が、こういうものは住民や労働者の健康保持、病気の早期発見、治療を目的として行われてきたわけですがけれども、特定健診、今度新たに始まる特定健診ですね、それはその最大の目的を国は医療費の削減というところに置いているわけです。それはどうしてかということ、その特定健診の主眼をメタボリックシンドローム、メタボリック症候群、内臓脂肪症候群というんですか、の予防改善に特化して健診をやりなさいということで、当町はそこはもうそれだけには特化しないということで、非常に手厚いことを考えているわけで安心したんですけれども、国はそういう指導方針を立てている。保険者に対しても腹囲測定を軸にして、メタボの保険加入者を見つけ出して保健指導を行うことを義務づけています。健診の受診率や指導による改善率が悪い保険者には特定保険料が加算されるというペナルティも設けられています。健診の内容が後退、縮小するんじゃないかと、いろいろな病気の予防や早期発見に逆行しかねないという全国で大きな批判の声が上がっている重大な問題の改正なんですけれども、健診の受診者が少ない保険、肥満の加入者が多い保険、そういうところでは保険料が値上げされます。この値上げを避けるために、既に企業は雇用の条件に肥満でないという項目を入れたり、メタボ体系の人の雇用を控えるという、そういう状態も出てきているということで、まるで肥満であれば何か悪いみたいな、そういう本当にやってはいけないことを国が先頭に立ってやろうとしている。その状況が非常に問題だと思います。

公的医療制度を真に持続可能とするためには、国や自治体は予防、公衆衛生や福祉施策に力を入れて、本腰を入れて、国民や住民の健康づくりを取り組むことは言うまでもないことですがけれども、あくまでも健診の目的は健康であって、国民に健康を保障するのは国の責任であり、このことはすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すと定めた

憲法第25条でも明らかにされています。今日、生活習慣病の患者さんやその予備軍をふやしている最大の原因は、いろいろ報道されていますけれども、労働環境の悪化、社会環境の悪化によるストレスが一番大きいというふうに言われています。多くの専門家がこのことを指摘していることで、国は2012年までの目標受診率を、先ほども課長も言われましたけれども、この65%に定めて、個人個人に対して、単に肥満であることをもって健康づくりを怠ったと決めつけようとしているわけです。国は、原因の究明も解明せずに自己責任の名でペナルティーを科そうとしている。ここにおられる議員の皆様は優しいから……。

議長（森 照信君） 鈴木議員、簡潔にお願いします。

11番（鈴木多津枝君） そういうふうには思わないでしょうけれども、制度の中身はそういうふうになっています。ペナルティーを科すという、本当に自治体に、保険者にペナルティーを科すという本末転倒なものになっています。国民が保険料を払うのは、心ならずも健康が損なわれたときに安心して病院にかかり、よい医療を受けたいと願うからにほかなりません。それなのに保険料を懲罰の道具に使うのは、公的医療保険の役割を変質させるものにほかなりません。

これまで老人保健法に基づいて、国・県・市町村が3分の1ずつ負担して公費で40歳以上のすべての住民を対象に行ってきた基本健診も、先ほどの課長の答弁でも明らかになりましたけれども、老人保健法の廃止に伴って、健診の実施主体を国保の保険者に移し、費用の市町村分を国保財政から拠出させるとしていますが、国保税の値上がりにつながりかねない心配があります。

また、40歳以上のすべての人が対象だった基本健診を40歳から74歳までに絞り、75歳以上の後期高齢者は対象外として、後期高齢者に健診を行うかどうかは各広域連合の判断に任せられます。幸か不幸か、大多数の広域連合が4月以降も75歳以上の保健事業を実施する方針を打ち出していますけれども、そのことがまた保険料や利用料の負担につながるのと同様です。

一部の自治体では、これ以上の国保料の値上げはできないと、従来は無料や定額負担で行っていた健診を有料化したり、値上げしたりする動きも起きていると報道されています。特定健診で75歳以上を外すことにも、75歳以上は健診など受けなくてもよいというもので、多くの批判が上がっているものです。事業所健診は労働安全衛生法に基づいて継続されますが、従来は全額雇用者が負担していたものを一部が保険者負担となり、ここでも保険料値上げや未受診者がふえることが懸念されます。

このように自己負担と医療費抑制をねらいとした特定健診は、病気の予防、早期発見に営々と努力してきた、築いてきた自治体の取り組みにも逆行しかねないもので、際限ない負担増を国民や自治体に押しつける国のねらいを基本とする医療改悪に基づく同国保条例の改正は賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

議案第2号について、賛成の立場から討論いたします。

この条例の改正ですけれども、健康保険法の改正に伴い、条例の改正が必要となってきました。先ほども出ましたけれども、後期高齢者医療制度と各保険者に命ぜられた保健指導・特定健診等をやるための一部改正でもあります。また、削除した部分についてですけれども、健康保険法に盛り込まれており、今後も継続して行われるということを今、聞きました。

それから、基本健診等についても町独自の施策を行っていくことにおいても、町の姿勢というものを評価し、また、今後これはちょっと聞いたことですが、川根本町と定期健診、保健指導実施計画等も今後作成されるということを聞いておりますので、この条例について賛成をいたします。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第2号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第5、議案第3号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第3号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

平成20年4月1日から、従来の老人保健法の規定による老人医療費拠出金の納付に要する費用が、新たな高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金に要する費用となります。

これを受け、設置第1条の一部改正が必要となり、提案いたします。

また、今まで、基金設置の根拠となるものがうたわれていなかったことから、地方自治法第241条の規定に基づき設置される文言も追加した一部改正といたしました。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりました。

質疑を受けます。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 1点お伺いいたします。附則の一番最後のところに、4月1日から施行するというので、そうすると、もう4月1日から老人保健、削除される後期高齢者支援金の納付に入れかわるわけですが、老人保健拠出金をこの支払準備基金で使えなくなるわけですが、それでいいのかなという疑問があります。なぜならば、20年度の今年度の予算ですが、ちょっと見たんですけれども、1,314万8,000円の老人保健拠出金が10分の1に減ってはいるんですけれども、計上されていますし、そのうちの一般財源、要するに国保税で見ると719万2,000円というふうに当初予算に載っています。こういう状況の中で、無理して使わなくてもいいというのがあるのかもしれないんですけれども、まだ残っている時点で老健拠出金を削っていいのかどうか、あるいはこの施行日、4月1日から施行とするのが早過ぎるのではないかと、もっと後にしてもいいんじゃないかと思ったものですから、この点を確認をいたします。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいまの質疑に対しましてお答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度の開始は、おっしゃるとおり平成20年4月からのため、条例の施行日は4月1日となります。平成20年度当初予算で老人保健拠出金を1カ月分計上していますが、これについては現在、医療費の支払いが3月診療から翌年の2月診療で1年分と考えております。通常3・2ペースと申し上げますけれども、19年度の支払いはことしの2月診療分で終了し、老人保健拠出金の3月分については平成20年度で支出されることとなります。また、後期高齢者支援金についても4月から2月分の11カ月分の予算計上になっております。制度開始が4月1日のため、施行日も同様になってくるわけでございます。よろしく申し上げます。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する
条例について

議長(森 照信君) 日程第6、議案第4号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第4号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

虐待を受けている子供を初めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保することが重要であります。

現在本町では、虐待防止ネットワークについては、「子どもと女性の安心ネットワーク会議」を設置し、取り組んでおりますが、平成16年の児童福祉法改正により、個人情報の保護の要請と情報共有の関係が明確化された協議会に移行することが適当であると示されていることから、これを一部変更し、「要保護児童等対策地域協議会」と位置づけるものです。

なお、配偶者からの暴力の問題は、要保護児童対策とともに密接な関係があり、これまでどおり配偶者からの暴力を含む女性問題に関する対応、支援もとり行うこととするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたが、ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

議長(森 照信君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第4号に質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

第4号の質疑をいたします。

通告を4件しまして、一番最初の1件目は先ほどの町長の提案理由の説明でもうはっきりわかりましたので、これはやめます。2つ目からの質問を3つ行います。

1つ目は、担任する事務の内容の記述のところがあるんですけども、その「児童虐待」というところが、「要保護児童の早期発見と適切な保護」ということに変わる部分だと思うんですね。これで具体的な事務の内容の違いがあるのかどうか。

それから、次ですけども、ネットワーク会議は設置要綱というのがあるわけですね、この川根本町子どもと女性の安心ネットワーク会議の設置要綱が例規集に入っているんですけども、この地域対策協議会のほうは設置要綱案のようなものをつくってあるのかどうか。本来であればきちんとそういうものを出していただきたかったんですけども、まず、もう間に合いませんので、あるかどうかお聞きします。あったら、その中身で現在定められている設置要綱と変わる部分があるのかどうかをお聞きします。

それから、最後ですけども、児童福祉法の改正できちんと法的な根拠がある地域協議会になるということですけども、その児童福祉法のほうには、この「要保護児童等」という「等」というのが入っていないわけですね。子供だけを対象にしているんですけども、提案理由の説明で町長は、子供と女性も含めてということで、川根本町だけ特別にこの「等」というのを入れたのかどうか。大体こういうのをつけるというふうに準則があるのかどうか知りませんが、なっているのかどうか、そこのところをお聞きいたします。

以上です。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） それでは、お答えをいたします。

この名称が変わることについて、事務の違いがあるかということですが、特に事務の内容につきましては変わるものではございません。

また、3番目の要綱が変わることということで、最初の質問と次の質問関連がありますものですから、あわせてお答えいたしますが、これは「児童虐待」から「要保護児童」に変わるということで、要保護児童とは保護者のない児童または保護者が看護させることが不適切であると認められる児童であり、虐待を受ける児童はもとより、非行児童、発達支援等を必要とする児童も含まれる要綱となっております。他の要綱はあるかということですが、4月1日施行に向けまして、現在準備を進めている状況であります。

それと、もう一つ目が、DV関係もあわせて求められているかという御質問ですが、これは国のほうからも通知文におきまして、対象として扱うことは可能であるとされていることから、これまでどおり女性問題に関する対応、支援もここで取り扱うこととしております。

以上です。

議長（森 照信君） 「等」というのは本町のみかというのが。

健康増進課長（羽倉範行君） 本町のみかという点につきまして、ちょっとこの要綱を設置されているところで、ちょっと他町の状況を調べておりませんものですから、わかりませんが、1つ調べたところでは一緒にやっているという状況、インターネットでちょっと調べたんですが、一緒にやっているというところもございましたものですから、それを参考にさせていただきます。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第7、議案第5号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第5号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

現在、教育長の期末手当及び勤勉手当については、職員の給与に関する条例の参事及び課長の例によるものとされていますが、常勤特別職である町長及び副町長の支給に準じた規定とするため関係規定を改正するものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

教育長を常勤の特別職というふうに位置づけての改正だと思っておりますけれども、質疑とちよっと変わりますけれども、目的のところは省いて、次の常勤の特別職にするということで、同じ報酬、年末手当ですか、やるというんですけれども、これで、実際に現在に比べてふえるようになるのか減るのか、その差額がどれくらいなのかということをお聞きいたします。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（筑地秀昭君） お答えいたします。

現実的には、6月と12月のこの率でいきますと、マイナスの0.05%に落ちます。よって、金額的には2万9,210円ほど少なくなるという状況でございます。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 号 川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第 8、議案第 6 号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第 6 号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、県営中山間地域総合整備整備事業で、来年度以降、事業実施を予定しております、モノラック施設の新設設置事業に伴う分担金の額を追加するものであります。

当該事業は、直接受益者が利益を有し、また、利用者が限定されることから負担をいただくもので、分担金の額は補助対象事業費から国・県費補助金を差し引いた額にこの分担率を乗じて得たものとするものです。

なお、この案件につきましては、平成19年12月3日に開催しました土木事業費負担制度審議会に諮問し、今回の改正案と同率の答申をいただいておりますことを御報告いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今までは、こういうモノラックの設置に対して町が75%補助をして行っていたという全協での説明だったんですけども、県の今回、中山間地域総合整備事業で採択されるということで、坂京地区につけるという話でした。負担金をもらうということでこの条例改正をするわけですけども、負担金、分担金条例というんですか、分担金条例ですので、全協でも少しちょっと一部の議員の方が言っていたんですけども、私しっかり聞いていなかったもんで質問するわけですけども、公の施設に対する負担として分担金を徴収するということになると思うんですけども、この施設の所有者というんですか、がだれになるのかということと、それから、2点目は、20年度の当初予算をちょっと見てみたんですけども、何も疑問がなければ言わなくても予算のときでいいわけですけども、ちょっと疑問があって、補助残、国・県補助の残りの2分の1を徴収するということに条例改正されるにもかかわらず、20年度の当初予算には19節の負担金及び補助及び載っているんですけども、その歳入のほうに分担金として57万5,000円というふうになっていましてね。この地域総合整備事業、農業農村整備事業費の中の中山間地域総合整備事業というのでは、奥大井地区で1,300万円上がっているわけですけども、坂京だから、多分奥大井地区に入るんじゃないかと思うんですけども、余りにも分担金のこの条例の2分の1というのと、ほかにも事業が入っているのかどうかわかりませんが、違うもんですから一応通告を出したんですけども、どういうふうになっているんでしょうか。

議長（森 照信君） 事業課長。

事業課長（中村 裕君） それでは、お答えします。

第1点目ですけれども、この事業は県の施行によりまして、町に引き継ぎされることになっております。そしてその後、受益者であります方の組織する組合に貸与することになっております。それで管理委託は組合の方に行っていただきます。

2点目ですけれども、要するに、20年度の予算を今から始めるんですけれども、その負担のことですけれども、一応事業として300万掛ける15%が町の負担ですけれども、そのうちの2分の1を負担していただくことになっており、22万5,000円を予算に計上させていただいております。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑ありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第9、議案第7号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第7号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

これは、基金の決算積み立てについて柔軟性を持たせるものです。

公債費の増加や老朽施設の更新整備のため、財源不足を基金の取り崩しに頼ることがあります。現行では、決算上生じた余剰金に基金の取り崩し額が含まれていても5分の1以上の決算積み立てをしなければならず、決算積立額を考慮して基金の取り崩し額をふやさなければならない状況です。会計処理の効率化や適正化のため、基金の取り崩しがあった場合は、決算積み立てを省略することができるよう改正するものです。

このことについては、過日開催した川根本町水道運営委員会で審議し、了承いただいていることを申し添えさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第10、議案第8号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第8号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、その内容と提案理由を説明させていただきます。

改正内容としまして、第2条中「川根地域介護認定審査会」を「川根本町介護認定審査会」に改めるものでございます。

介護認定審査会は、市町村に設置するのが原則であります。地域の事情により共同設置も可能であったため、これまで川根町と共同で介護認定審査会を設置してまいりましたが、川根町が平成20年4月1日、島田市との合併により川根地域介護認定審査会を廃止し、川根本町で設置するものであります。

また、附則では、第2条の2を追加するものです。平成17年度の地方税法の改正により、今まで住民税非課税者が課税者となった方に対し、保険料が急激な負担増とならないよう、平成18、19年度の2年間段階的に引き上げる経過措置を講じてまいりましたが、平成20年度においても激変緩和措置を講ずるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） これは川根町が島田市に合併するというので、共同設置していた介護認定審査会を川根本町独自で設置するという改正が1つと、それが1つということで、1点目はそのことなんですけれども、その川根本町で設置しようとしている介護認定審査会の規則が出されたんですけれども、委員の定数をそのまま共同設置のときの30人のままに委員の定数をしてあるというのは、何か意味があるんでしょうか。実際はかなり半分近くの委員の方々に構成するということなんですけれども、定数を30人置くという理由をお聞きいたします。

それから、2点目は、平成17年の地方税法改正で、65歳以上の125万円以下の非課税措置の廃止がありましたし、年金控除額が140万円から120万円に縮減されたということで、介護保険料が賦課が、ランクが上がる人への激変緩和が18、19、20と3年間で設けられて、本来なら、ことしの20年度は正規の激変緩和のない保険料に戻って値上げとなるわけなんですけれども、それをそのまま19年のままに据え置くという措置をやるということなんですけれども、値上げを据え置くということでありがたいことなんですけれども、でも、これ、いずれ21年度からまた3年間の介護保険計画が作られて、必要な保険料がまた算定されるわけなんですけれども、3年を見込んだ、こういうことで今回据え置かれると、後の3年間の保険料に、もしかして大きな影響が出ないかなということがちょっと心配されるんですけれども、その現状から見た見通しなどわかりましたら教えてください。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。

まず、定員30人以内ということの変更しない理由ということですが、現在、川根地域の認定審査会24名で行っております。これを平成20年度から16名に変わりました、また開催も月3回開催を月2回、平均2回ですか、隔週に行うということで計画をしておりますが、申請から結果報告まで、結果を通知するまでに30日以内という規定がございます、これがない場合等の状況によりましては増員等も考えられるため、今回30人以内ということで変更いたしません。

それから、次の激変緩和措置の延長ということで、これをした場合の次回の21年からに対する影響ということですが、平成18年から20年度の計画の間では保険料の収入も計画値を上回った収入が見込まれておりまして、また、給付費も計画値を下回っております。このような状況から、どれだけの影響があるか推測はできませんが、急激な給付費の増に対しても基金等の状況を見ましても対応ができるのではないかと、現時点では推測をしております。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初の30人の定数をそのまま置くという理由ですけれども、何か答弁を聞いていますと、必要性があるかもしれないという判断だったですね。もう一度、どういうときに必要が起きるといふふうに考えておられるのかをもう一度お願いいたします。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 先ほど申しましたように、申請から結果を通知するまでに30日以内に申請者に通知しなければならないというような規定がございます。これによりまして、月、隔週に開催を少なくしますと、そういったところが場合によってはできない状況が生まれる可能性もあるということで、その場合には増員をしなければならない状況にあるかと思われま。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） そういう間に合いそうにないから、また新たに合議体ですか、何人かのグループ、今度4人でしたっけ、何人かで合議体つくると思うんですけれども、そういうものをつくる必要が出てくるかもしれないから、こういう倍近い定数を置いておくんだということですか。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） そのとおりです。

議長（森 照信君） これで鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 川根地域介護認定審査会の共同設置の廃止 について

議長(森 照信君) 日程第11、議案第9号、川根地域介護認定審査会の共同設置の廃止についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第9号、川根地域介護認定審査会の共同設置の廃止につきまして、その提案理由を御説明いたします。

現在、介護認定審査会は、川根町・川根本町の2町で共同設置しておりますが、川根町が平成20年4月1日、島田市と合併することに伴い、共同設置ができなくなるため、地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成20年3月31日をもって川根地域介護認定審査会の共同設置を廃止するため、同条第3項において準用する地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根地域介護認定審査会の共同設置の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根地域介護認定審査会の共同設置の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 川根地区広域施設組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について

議長(森 照信君) 日程第12、議案第10号、川根地区広域施設組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第10号、川根地区広域施設組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、提案理由の説明を申し上げます。

川根地区広域施設組合は、昭和38年に川根衛生施設組合として発足した後、平成12年8月17日に川根衛生施設組合の事務を継承し、以来川根本町及び川根町のし尿処理の事務を共同処理し、今日に至っております。

今回の構成団体の増減及び規約の変更は、平成20年4月1日に川根町が島田市へ編入合併されることに伴い、平成20年3月31日をもって川根町が当該組合から脱退するとともに、平成20年4月1日から島田市が加入し、あわせて組合規約を変更するものであります。この組合規約の変更点は、組合議員の定数を9人から5人に削減するものであります。

よろしく御審議のほどお願いし、提案理由の説明といたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 通告してありませんけれども、ちょっと確認をこの場でしておいたほうがいいと思ひまして、1つさせていただきます。

3条の2号のところの編入前の川根町の区域というふうに「区域」と書いてあるんですけども、その上は「川根本町にあっては、その全域」と書いてありまして、編入前の川根町の全域というふうには書かなかった理由なんですけれども、島田市の一部だから区域っていうの

かなと思って質疑通告を出さなかったんですけれども、やはり後で縮小されるとだんだん縮まってくるようなことがあると大変だなと思って、確認の質問をさせていただきます。今現在、対象としている川根町全域のことをここでは区域というふうにしたのかどうか、確認をさせてください。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいまの御質疑でございますけれども、鈴木議員のおっしゃるとおりに判断をしてよろしいと思います。

なお、ここにあって、（１）（２）に上げさせてもらいましたのは、今まで川根地区広域の枠でございましたので、今回島田市も入ることによって川根町全域を今までどおりこちらのほうの組合にお願いするということでございまして、その名称のとおり「区域」という判断でさせてもらいました。

以上でございます。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） そのことについて、島田市か川根町か何か、広域の組合かどこかで了解というか、確認がとれているのでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） このことにつきましては、管理者として島田市の執行部並びに事務レベルでも確認をしております。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根地区広域施設組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根地区広域施設組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 島田・榛原地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び協議会規約の変更について

議長（森 照信君） 日程第13、議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び協議会規約の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び協議会規約の変更について、御説明いたします。

本議案は、平成20年4月1日の島田市と川根町の合併に伴い、島田・榛原地区広域市町村圏協議会の構成団体から川根町を削り、委員の数を1名減らすなど、規約の一部を変更することに関し、構成団体で協議し、定めることにつきまして、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び協議会規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び協議会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について

議長（森 照信君） 日程第14、議案第12号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第12号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、その提案理由を御説明申し上げます。

本組合は、昭和44年4月1日、志太榛原地域の3市10町で組織する一部事務組合として、地域の知的障害児の自立支援のために指導教育を行ってきました。

今回の変更は、組織する地方公共団体のうち、島田市と川根町が平成20年4月1日に合併し、島田市になることに伴い、平成20年3月31日をもって本組合から川根町が脱退するものとし、また、それに伴い議員の定数の減員の変更を行うものであり、さらには、平成20年度における御前崎市の分担金の人口割を、平成19年9月末日現在の旧御前崎町の区域の住民基本台帳の登録人口とするため、駿遠学園管理組合規約を変更するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたけれども、暫時休憩、いいですか、大丈夫ですか。

（「大丈夫」の声あり）

議長（森 照信君） では、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約

変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。45分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時45分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第13号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方
公共団体の数の増減及び規約変更につ
いて

議長（森 照信君） 日程第15、議案第13号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第13号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の変更は、本組合の構成団体である川根町が島田市へ編入合併により合併の前日である平成20年3月31日をもって脱退すること、また、本県の全市町で構成する静岡県後期高齢者医療広域連合が平成20年4月1日をもって本組合に加入すること（非常勤職員公務災害補償事務のみの加入）に伴う所要の変更を行うことにあわせて、本組規約第2条別表第1及び規約第3条別表第2について、平成20年4月1日から変更するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第13号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議長(森 照信君) 日程第16、議案第14号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第14号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年4月1日の島田市と川根町の合併に伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方
公共団体の数の減少について

議長(森 照信君) 日程第17、議案第15号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第15号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、その提案理由の御説明を申し上げます。

平成20年4月1日、島田市と川根町の合併に伴い、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数が減少することについて、静岡地方税滞納整理機構を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 平成19年度川根本町一般会計補正予算
(第5号)

議長（森 照信君） 日程第18、議案第16号、平成19年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第16号、平成19年度川根本町一般会計補正予算（第5号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,638万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,487万8,000円としたいものです。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第3表では、地方債の借入限度額について補正したいものです。

今回の補正予算は、地方債の償還に係る公的資金補償金免除に伴う繰上償還費の追加と、事業の進捗状況により決算を見込んだ不用額の減額、財源を精査することが主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般19ページをごらんください。

第1款第1項議会費は、113万7,000円の減額です。議会だより印刷製本費及び議会会議録作成業務委託の入札差金と研修旅費の実績による不用額を減額するものです。

第2款総務費、第1項総務管理費は、829万4,000円の減額です。文書管理費では、役務費を決算見込みにより減額するものです。自治会振興費は、洗富地区と小幡地区の統合による減額です。総合支所管理費は、仮庁舎改修工事の設計監理の差金と本体工事の管理費を20年度に実施するため委託料を減額するものです。

第2項企画費は、849万5,000円の減額です。企画総務費は、町総合計画印刷費の入札差金と島田・川根地域活性化連絡協議会負担金、大井川鐵道の緊急保全整備事業5カ年計画の変更に伴う補助金の減額です。まちづくり事業費では、緑のふるさと協力隊の派遣がなくなったため需用費と負担金を減額するものです。

ダム水源地域振興費では、湯彩香公園遊歩道の境界確定業務委託の入札差金と観光施設整備補助金、過疎対策事業債、長島ダム水源地域土地等開発基金等の基金の財源更正です。

第3項徴税費は、180万円の減額です。これは、土地評価方式移行業務委託料の入札差金、標準地ポイントの精査による土地鑑定評価委託料の節減による減額です。

第5項選挙費は、822万9,000円の減額です。これは、県議会議員選挙が無投票となったため必要経費以外を減額するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、354万4,000円の減額です。心身障害者福祉費では、報酬、委託料、備品購入費、扶助費、償還金を、老人保護措置費では、扶助費を、それぞれ決算見込みにより総額で減額するものです。老人医療費につきましては、後期高齢者医療保険料徴収システム改修経費の計上と、老人保健特別会計の医療諸費見込みに伴う繰出金の増額をお願いするものです。介護保険費では、介護保険システム改修に伴う委託料に係る特別会計への繰出金の増額をします。

第2項児童福祉費は、706万7,000円の減額です。児童福祉施設費については、決算見込みによる徳山聖母保育園補助金の増額分と、産休代替職員等の賃金と当町の幼児が町外の保育園に通園していることによる委託児童保育所運営費、園児数の減による徳山聖母保育園への扶助費等による減額分の差額です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、3,142万6,000円の増額です。決算見込みにより、母子保健費、予防費、健康増進費についての各種検診委託料、医師手当、医薬材料費等について減額するものです。診療所管理費の増額は、医療機器購入の入札差金の減額といやしの里診療所への繰出金増額の差額です。環境衛生費は、中川根斎場火葬炉設備補修工事の精査による減額です。簡易水道施設費は、田野口簡易水道新設事業の補助金交付決定による簡易水道給水事業補助金の減額と簡易水道特別会計での工事費の減額、繰上償還に伴う一般会計負担分の増額の差額による簡易水道特別会計繰出金の増額をお願いするものです。

飲料水供給施設費は、池の谷閑蔵飲供布設がえ事業に係る電源立地地域交付金決定に伴う財源更正です。

第2項清掃費は、710万3,000円の減額です。塵芥処理費は、町指定ごみ袋の作成、ごみ収集運搬業務の入札差金、粗大ごみ処理業務の処理方式変更に伴う処理費単価の減、平成18年度組合決算に係る繰越金の精算により、ごみ処理広域化事業分担金を減額するものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、241万9,000円の増額です。農地費では、実績に伴う工事請負費の減額、農業農村整備費は、換地・評価委員にかかる報償費、県営中山間地域総合整備事業の2地区の事業費変更に伴う負担期の増額です。

第2項林業費は、1,928万2,000円の減額です。林業振興費では、バイオマスタウン構想策定の減額、国の造林事業制度の改正に伴い、公共造林の切りかえ等による補助金の変更と決算見込により補助金を減額するものです。町有林管理費、林道費、治山費は、それぞれ決算見込みにより減額するものです。

里山エリア再生交付金事業費と道整備交付金事業は、一般公共事業債の借入許可額にあわせて、それぞれ財源更正するものです。

第7款第1項商工費は、199万7,000円の減額です。

観光費では、前山グリーン広場用地購入費を追加するものです。

温泉施設費は、温泉特別会計における寸又峡温泉の温泉管布設がえ工事への電源立地地域交付金の決定に伴う財源更正です。

もりのくに運営費は、実績見込み等による需用費、委託料、工事請負費の減額です。

第8款土木費、第1項土木管理費は、240万7,000円の減額です。実績見込みにより道路台帳更新業務委託料を減額するものです。

第2項道路橋りょう費は、21万4,000円の増額です。町道青部崎平線の分筆登記に伴う土地購入費の追加と補償費の減額の差額です。

第3項河川費は、311万円の減額です。河川改良費は、青部バイパス工事関係に伴う沢奥沢川改修工事測量の見送りによる減額です。砂防費は、3カ所実施している急傾斜地崩壊対策事業費の変更に伴う負担金の減額です。

第4項住宅費は、国庫補助金の増額と公営住宅建設事業債の減額による財源更正です。

第9款第1項消防費は、295万9,000円の減額です。常備消防費は、島田市北榛原地区衛生消防組合負担金の増額と常備消防広域化負担金の減額の差額です。非常備消防費は、過疎対策事業債の借入許可額にあわせた財源更正と実績による消防団員退職報償金の減額をするものです。消防施設費は、過疎対策事業債の借入許可額にあわせた財源更正と田野口消防団詰所建設等に係る委託料の減額です。

第10款教育費、第1項教育総務費は、480万円の減額です。教育諸費は、実績による私立幼稚園就園奨励費補助金の減額です。通学バス運営費は、地名線通学バス購入に係る入札差金と校外活動に係る運行実績により減額するものです。

第2項小学校費は、100万8,000円の減額です。これは、机、いす等の備品購入の見直しによる減額です。

第4項社会教育費は、143万3,000円の減額です。成人式記念品及びブックステップ事業の図書購入単価の減額、カモシカ食害対策、生涯学習推進事業等については、実績見込みにより減額するものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費は、補助金の決定及び災害復旧事業債の財源更正と事業費の減額です。

第12款公債費、第1項公債費は、695万6,000円の減額です。元金は、昭和59年許可債で7.1%の利率で借り入れた飲料水整備事業の繰上償還に伴う元金分の増額と平成18年度許可分の町債の利子が確定したことによる差額を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般9ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は、160万9,000円の増額です。民生費国庫負担金は、徳山聖母保育園の保育所運営負担金の増額、障害者自立支援給付費等の実績見込みによる差

額です。

災害復旧費国庫負担金は、町道栗代線の災害工事に伴う減額です。

第2項国庫補助金は、556万3,000円の増額です。民生費国庫補助金では、後期高齢者医療保険料徴収システム改修に係る高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の追加、実績見込みによる地域生活支援事業費及び障害福祉費補助金の増減額の差額を減額するものです。

教育費国庫補助金では、幼稚園就園奨励費補助金、へき地児童生徒援助費等補助金、文化財保存事業費補助金をそれぞれ実績見込みにより減額するものです。土木費国庫交付金では、5年間で交付される地域住宅交付金事業に係る住宅建設費補助金の増額をするものであります。

第14款県支出金、第1項県負担金は、108万円の増額です。保育所運営費負担金の増額と障害者自立支援給付費等の実績見込みによる差額です。

第2項県補助金は、590万5,000円の増額です。民生費県補助金では、実績見込みにより重度障害者（児）医療費補助金、地域生活支援費補助金、グループホーム整備促進事業費補助金の減額と障害福祉費補助金の追加による差額の減額です。

農林水産業費県補助金では、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金、花粉発生源対策間伐推進事業費補助金、森林整備地域活動支援事業費補助金と治山事業費補助金の減額、農地・水・環境保全向上対策事業推進交付金と里山エリア再生交付金事業費補助金の追加による差額の減額です。商工費県補助金は、湯彩香公園遊歩道整備事業費の減額による観光施設整備事業費補助金の減額です。土木費県補助金では、青部バイパス工事のトンネル路線検討中のため、沢奥沢河川改修工事測量の見送りによる減額です。

教育費県補助金は、国庫補助金同様、カモシカ食害対策事業費の減額に伴う補助金の減額です。

電源立地地域対策交付金は、交付決定に伴う充当先の財源更正です。

市町村合併特別交付金については、申請事業の事業費の変更により計上するものです。

災害復旧費県補助金は、林道家山線、林道幡住線の補助率アップに伴う増額です。

第3項委託金は、813万8,000円の減額です。これは、県議会議員選挙が無投票になったための減額です。

第15款財産収入、第2項財産売払収入は、60万4,000円の増額です。榛原地域土地開発公社の解散に伴う分配金です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、2,757万1,000円減額です。社会福祉基金は、今回の補正による一般財源の調整として使用し、2,570万円の減額により補正後の繰入金を1億2,930万円にするものです。減債基金は、今回の繰上償還の財源として崩り崩し、役場総合支所建設基金、長島ダム水源地域土地等開発基金、長島ダム水源地域振興基金、接岨峡温泉会館基金は、対象事業に合わせて補正するものです。

第19款諸収入、第4項受託事業収入は、573万2,000円の減額です。これは、緑資源機構が

らの造林受託事業費の減額に伴うものです。

第5項雑入は、70万8,000円の減額です。納付金については、老人保護措置費納付金の決算見込みにより減額するものです。雑入については、寸又峡遊歩道維持管理に係る経費の関係者負担分の追加と消防団員退職報償金負担金の減額の差額です。

第20款町債につきましては、第3表地方債補正にて説明させていただきます。

第2表、繰越明許費につきましては、一般4ページをごらんください。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、林道幡住線災害復旧工事において、工事着手後につぶれ地の用地についての交渉に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、平成20年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただくことをお願いするものです。

第3表、地方債補正につきましては、5ページをごらんください。

変更としまして、過疎対策事業債は、1,100万円減額し1億5,470万円に、一般公共事業債は90万円減額し2,100万円に、公営住宅建設事業債は170万円減額し2,410万円に、災害復旧事業債は1,540万円減額し380万円に、それぞれ借入限度額を補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告をしましたが、数が多いものですから、議員の皆さんも退屈になると困るから、赤鉛筆で補正予算に印をつけていってください。ページを順に追って申し上げます。

まず、25ページです。3款2項2目の20節で、徳山聖母保育園の運営費を118万円減額するというのに、19節の補助金は44万7,000円増額になっているのはなぜかということで、全協でも聞いたんですけども、まだその後も聞きましたけれども、納得できませんので、説明をお願いいたします。

それから、29ページです。6款2項2目13節の委託料のバイオスタウン構想策定委託料が皆減になっていまして、一応説明は聞きました。だけれども、けさの町長の施政方針演説ですか、そこからもやはり循環型のまちづくりはやるということですので、仕切り直しというような説明だったんですけども、全く1年間何もやらなかったのかなということで、ちょっと言っていることとやっていることが違うんじゃないかという気がしますので、皆減になった理由、今年度において皆減になった理由をお聞きいたします。将来の見通しではありません。

3つ目は、31ページです。7款1項3目の公有財産購入費の165万3,000円について説明を求めます。面積、単価、買い入れることになった理由などです。

4点目は31ページです。7款1項8目もりのくに運営費なんですけれども、電源立地交付金を630万円減額をして、財源のところなんですけれども、一般財源を265万円、貴重な一般

財源をあげています。なぜこういう組み替えをしたのか、その財源更正の理由をお聞きいたします。

それから、また、同じところですがけれども、もりのくにのところで修繕費で当初予算500万円を計上してたわけですね、今回250万円減額をするということですがけれども、この理由を、中身を説明をお願いいたします。

それから、15節の工事請負費も65万円減額なんですけれども、こちらは当初予算800万円組んでいた割には減額が少ないかと、単純に数字の比較をして質問を出したんですけれども、中身はちょっとまた思うところがありますので、丁寧に説明をお願いいたします。

32ページです。8款1項1目の土木総務費の13節委託料ですがけれども、道路台帳更新委託料で、当初予算300万だったんですけれども、ほぼ全部ではありませんけれども、3分の1以上に等しい。240万7,000円減額ということで、2路線の計画を立てていたと思うんですけれども、ちょっと説明聞き落としたのかもしれない。説明をお願いいたします。

それから、次、34ページです。10款1項3目の教育諸費です。19節私立幼稚園就園奨励費補助金を120万円減額ということで、さらっとした説明あったんですけれども、きちんとこの数字に基づいた説明を、どうして120万円も当初予算の半分以上を減額になるのかということで、ちょっと数字的に人数なんか言われたんですけれども、もう少し説明をお願いいたします。同じ説明でももちろん構わないんですけれども、お願いいたします。

それから、次が34ページ、同じページの通学バスの運営費のところ。13節の委託料で300万円減額になっています。もともと大きいわけですがけれども、実績による減ということで、通常の運行費がほとんどだと思うですね、予算はね。それで、多分校外活動なんかの分が減額に、見た分が減額になったのではないかと思うんですけれども、その部分の説明を300万円、何がどうなって減額になったのかという説明をお願いいたします。

それから、35ページなんですけれども、10款2項1目の小学校管理費で18節備品購入費で100万8,000円の減額なんですけれども、机、いすの購入を見直したということですがけれども、どういうふうに見直したのかを説明をお願いいたします。

それから、35ページ、次、最後です。4項1目の8節の報償費なんですけれども、成人式の記念品代が11万2,000円減額になっています。細かいんですけれども、もともと当初予算自体が27万5,000円ということで少ないわけですがけれども、成人の方が予定していたより少ないしては大きな減額だなと思うものですから、説明をお願いいたします。

以上です。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） それでは、お答えいたします。

25ページの児童福祉施設費の関係でございます。運営費が118万円減なのに対し、補助金が44万7,000円増額ということの理由についてですが、この補助金は町からの運営費に対する20%の補助と県の補助、ふれあい交流事業だとか、それから、乳幼児保育事業というもの

が含まれておりまして、20%の部分は先ほど運営費が減ということで、補助金のほうも減となっております。ただし、県の補助事業であります乳幼児保育事業が、当初7名を見込みましたが、最終的に11名と増加したため、この補助金も増額となりまして、相殺しました結果、44万7,000円の増額となりました。

以上です。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） お答えします。

29ページ、6款2項2目13節委託料の100万円の減額理由でございますけれども、先ほど議員も言ったように、本町におきましても循環型社会を当然目指さなくてはいけないと思いますし、目指しまして、町内バイオマス資源の利活用構想の策定を本年度検討してまいりました。現状では、木質バイオマスを中心としたエネルギー利活用構想の策定が困難であるということで、今後は町独自のバイオマス資源活用について検討をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（森 照信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山田俊男君） それでは、31ページの商工費についてのお尋ねがございましたので、お答え申し上げます。

まず、観光費でございますが、土地購入費についてでございます。これは、千頭駅前の周辺のハイキングコースである前山グリーン広場に位置するものでありまして、長年借地をしておりましてけれども、地主のほうから購入をしてほしいという要望がございまして、購入したものであります。購入面積は502㎡でございます。単価につきましては2,792円で計算をいたしております。まず、それに土地代と立木補償を含めまして165万3,000円ということになります。

それから、7款1項8目もりのくにの財源内訳の関係でございますが、当初、電源立地交付金においてボイラー及び巡回ポンプの取りかえ工事を予定しておりましたが、7月にボイラーが穴があきまして、修理を要するという事件が起こりましたので、予定した電源立地ではなく一般財源を充てて修理を、取りかえ工事を行ったというものであります。

それから、11節の修繕費の当初予算500万円を250万円に減額するということでございますが、もりのくにの指定管理者においては、協定書に基づいて10万円以下の修繕費については指定管理者が行っております。今年度においては、浄化槽等の修理がございまして、これは現在今、行っているところでございますが、それらを見込み、ことしの修繕については250万円ですという算定をいたしましたので、不用となる250万円を減額したものでございます。

それから、15節の工事請負費について65万円の減額はというお尋ねでございますが、先ほど財源内容で申し上げましたように、もりのいずみのボイラー、巡回ポンプの取りかえ工事を実施いたしました。詳しくとおっしゃっておりますが、これについては6社の入札で行い

まして、735万円の落札をエクノス渡辺さんが落札いたしましたので、その差額65万円を減額したと、こういうものでございます。

以上であります。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長（山本眞一君） それでは、32ページ、8款1項1目土木総務費の13節委託料、道路台帳更新委託料を当初予算300万、これを240万7,000円減額した理由であります。

平成20年度当初予算の作成に当たりましては、昨年の12月議会で議決をいただきました県道川根寸又峡線、あるいは国道362の水川バイパスの部分供用にかかわります町道への移管2路線分、それから、道整備交付金事業で整備を実施中であります町道野志本下村線改良舗装工事、あるいは事業課の関係になりますけれども、事業課管内の町道改良工事2路線分、これらの道路台帳の更新を予定しました。

この実施に当たりまして、さきに述べました町道への移管に伴う2路線分につきましては、予定どおり更新業務を行いましたけれども、道整備交付金事業につきましては、年度ごとに更新するよりも施工状況を見ながら更新業務を行ったほうが経済的と判断をいたしまして、これらを次年度に送ったこと、また、町道改良路線につきましては、継続事業でもありますけれども、ポンプ小屋の移設など主要物件を処理してから工事を実施し、更新をすることとしたいため、これらを総合いたしまして、今回の減額補正をお願いしたいというものでございます。

以上であります。

議長（森 照信君） 教育総務課長。

教育総務課長（小坂泰夫君） それでは、御質問の教育費の教育諸費のところではありますが、34ページの御質問であります。

私立幼稚園の就園奨励費の補助金120万円の減はということでございますが、これは19年度幼稚園就園奨励費の保育料の補助を行うものでございますけれども、第1子、第2子、第3子とあります。これは例えば第1子でありますと、小学校第1学年または第2学年の兄または姉を有しない園児、これが第1子といたします。第2子につきましては、小学校第1学年または第2学年の兄または姉を有しない園児、それから、同じく小学校第1学年または第2学年の兄または姉を有する園児、それから、第3子は小学校第1学年、第2学年の兄または姉を有し、同一世帯から2人以上就園している園児ということで、私立幼稚園の保育料に対して減額といたしますけれども、援助をするものでございます。

本年度の当初におきましては、第1子につきましては16人、第2子、第3子におきましては8人、計24人を計上してございましたが、実績といたしましては、第1子については8人、第2子、第3子についての4人の実績となっております。第1子については27万円の減額、第2子、第3子については93万円の減額と、合わせまして120万円の減額となるものであります。

この理由についてでありますけれども、国庫補助枠を当初確保するという観点から、就園の児童に対して適用範囲を最大限の枠として当初計上し、また国に対して予算確保をするものであります。しかし、実質入園者の見込み、これの減少、それから、町民税の課税において該当ランクが4ランクございます。このランクのところで減額額が少なくなるということもございますので、それから、該当にならない方、この方もございます。そういうことになりますので、19人の方が対象になっておりますけれども、このような結果と、いわゆる減額ということになるものでございます。

それから、通学バスの運営費でございますけれども、先ほど御質問の中にありましたように、基本料と校外活動の2つに分かれております。基本料につきましては1,438万9,000円の当初の予算計上、それから、校外活動につきましては1,031万円の予算計上ということで、端数調整もございますけれども、そのような当初の予算になっております。

この校外活動につきましてでありますけれども、管理日、いわゆる通学日、それに対する例えば総合学習等の学級の活動に対して運行をするもの、それから、管理日以外、いわゆる通学日以外でクラブ活動などの対外試合とか、そういうようなものに対して利用される、そういう場合がございましてけれども、これが最初のところでありますけれども、当初のところでは249万円、2番目のところで580万8,000円、それからこの両方の合わせる中で、時間外、いわゆる距離とか、そういうところで超過の部分というものが当てどをするものがありますけれども、これが201万2,000円ということで、先ほど言いましたように当初は1,031万円となっております。これを各実績、月ごとで追いましめていきますと、大体最初のところ、通学日のところは月に当初は3回、それから通学日以外、いわゆるクラブ活動ですけれども、月4回ぐらいを各校あて予算計上しておりますけれども、これが実質的には1番については月2回程度、それから、クラブ活動については、これは不安定でありますけれども、月に5回から20回ぐらいということで利用になっております。

今回補正をお願いするものは校外活動について、主としてクラブ活動のところで減額をする分が主でありますけれども、ただ、これは運行上それぞれ実績のところではそれぞれ複合的になっておりますので、分けてございません。その中で見込みとして731万円を見込むものですから、今回の減額を300万円をお願いするものであります。

それから、小学校管理費の備品購入費の100万8,000円の減額でございますけれども、当初4校ですね。小学校1年生の入学の方に対して木製の机、いすを購入整備するという予定でございました。これはただ、中川根第一小学校、中央小学校、中川根南部小学校におきましては、18年度において既に1年生から6年生の整備がなされております。ただ、これが傷み等がかなりありますものですから、19年度において20年の新入学生に対する購入を予定をして計上したわけでありますけれども、天板の研磨、それから各部品の補修等、これによって十分新1年生に対して対応が可能であるということになりましたものですから、その一部分を本川根小学校にも回すということで、当初の69組の購入予定を16組として今回減額をさせて

いただくものであります。

以上であります。

議長（森 照信君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（森下睦夫君） 社会教育総務費、報償費の成人式記念品代の11万2,000円の減額の理由ということでございますけれども、議員のお話がありましたとおり、当初27万5,000円で予算を計上しました。その内訳は、記念品が22万円、謝礼が5万5,000円、それで27万5,000円になります。1月13日に成人式をやらせていただきましたけれども、その結果、本代といえますか、記念品代が11万2,266円、謝礼が5万円ということで、足しますと16万2,266円になります。予算で上げました27万5,000円から16万2,266円を引くと、約11万2,000円の不用額が出たということで減額補正を行いました。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありますか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） わかりやすい答弁とわからなかったものとあります。教育委員会の通学バスは非常にわかりやすかったです。

あと、再質問では、まず3つ目の公有財産購入費でグリーン広場ですか、土地をやはりきょうも買ったと、購入したというふうに答えられたと思うんですけども、全協でも購入したと聞いたし、電話で聞いたときも購入したというふうに聞きましたので、今回質問通告をしたんですけども、今も答弁の中で「要望があり、購入したものです」というふうに答えられたんですけども、本当に購入したのかどうかを再度再質問いたします。

それから、順番がちょっとばらばらになりますけれども、2番目のバイオマスタウン構想なんですけれども、予算100万とったわけですよ。それは私たちも計画ちょっと見せてもらったんですけども、全協のときに、予算のときかな、町内、ただペレットに特化しないで町内のバイオマスの利活用について構想を策定するという説明だったと思うんです。ただ、先ほども課長もそうやって言われたんですけども、そうなると、何かをやったのではないかと思うんですよ。何もしなくて本当に課題の大きい町内のバイオマスの活用といえはすごく大きな課題だと思うんですけども、構想策定までには、計画書を完成するまでにはいかなかったかもしれないけれども、何か木質バイオマスはもうやめるという結論に至ったということで、バイオマスというのは木質だけではないわけですし、木質バイオマスもペレットの活用だけではないから、当然いろいろな活用を考えるかなと思って期待していたわけですけども、一度もその話が出てこなかったということで今回質問を出したんですけども、何か取り組み、委員会みたいなのを開いたんでしょうか。その点で何もしなかったわけではないんじゃないかなと思うんですけども、再度確認をいたします。

それから、保育園の補助金ですね、44万7,000円についての説明は一応はあったと。教育委員会の説明に比べると、全く今回も不十分というか、私は納得できません。20%の補助の分は減額です。県のふれあい事業と乳幼児保育事業があって、その分で何か増額しましたと、

人数がふえましたと、全く私がなぜ何回も何回も聞くかということ、やはりそれは説明が不十分だから聞いているんであって、もう少し何かこうなったらかこういう減額になりましたよ、運営費の方では118万円減るんだけど、補助のほうではふえるんだという説明をぜひしていただきたいと思います。

次ですね、もりのくにの運営費なんですけれども、財源組み替えの理由を聞きましたら、何か7月に予定していた工事がもう既に穴が開いちゃったから早くやらなければいけなくなったということで、電源立地交付金ではなくて一般財源でやったんだということなんですけれども、そういうときに予定していた電源立地交付金を充てることはできないんでしょうか。一たん立て替えというか、何か町のお金でするので、予算どおりにやればいいんじゃないというか、やれるんじゃないかというふうに思ったんですけれども、急いでやったから一般財源をそのときは使った。電源立地交付金があるのを待てなかったということなんでしょうけれども、その来る日にちも、来る時期もわからないんですけれども、予算どおりにもう年度末でするので、できなかったのかどうか、配分をですね、それを聞いたかったんですけれども、もう一度お尋ねをいたします。

それから、成人式の記念品代なんですけれども、非常に細かくなるんですけれども、記念品代として22万円計上したんだけど、11万2,266円になったと、半額ですよ。何でもこんなに安く、最初やはりきちんと一応見積もって予算を立てたんだと思うんですけれども、安くなった理由を教えてください。

それから、一応……。

議長（森 照信君） よろしいですか。

11番（鈴木多津枝君） はい、そうですね。

議長（森 照信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山田俊男君） それでは、さきの土地購入については、私がしたというふうに申し上げたようでございますが、長年の借地をしております、地主のほうから購入を求められているということで、したいというものであります。

それから、電源立地についても、ついでに御答弁いたしますが、電源立地については先ほど言いましたように、下期に修理を予定していたわけでございますけれども、7月にボイラーに穴が開いたと、営業に支障を来すということで急遽一般財源を先ほど言いましたように充てて、修理を行ったものです。その電源立地については、決定後、その電源立地予算についてはほかのものに充てたということでございまして、それは財政当局等の協議に基づいてまたものでございます。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） お答えします。

町内のバイオマス資源につきましては、木質バイオマス、木質系以外にも生ごみ、汚泥等がございます。ただ、量的に木質系のバイオマスがほとんどを占めております。ということ

で、昨年度いろいろなその利用について、先ほど議員が言いましたペレットが主でありましたけれども、そういうようなのを検討をしまいいりました。ほかにはバイオマス発電とか、バイオエタノールとか、そういう利用方法もあるわけなんですけれども、やはり採算性等を、バイオマス発電につきましては大分採算割れをするというようなことも聞いております。ただ、エタノールにつきましてもなかなかまだ植物系のそういうバイオマスを利用したバイオエタノールよりも相当使うのに金額も高くなると、抽出についてということで、そういうことでこの構想につきましては、今年度の予算では断念をしたわけなんですけれども、何もしていないわけではございませんで、これから予算、20年度の予算特別委員会の中で審議を協議していただきますことで、バイオマス、木質系を利用したストーブ、ボイラー等の新規の助成制度というんですか、計上をさせていただいております。

議長（森 照信君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（森下睦夫君） 成人式の記念品代の安くなった理由ということですが、見積もり合わせにより減額されたということでございます。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 25ページの児童福祉費の補助金関係ですが、再度ということで申し上げますが、最近、入園者の傾向としまして途中入所という関係がございますして、その分を見込んだものを当初で計上させていただきましたが、実際には運営費のほうではゼロ歳児を2名見込んだんですが、なかったということで、やはり基準額がゼロ歳児、1・2歳児、小さくなりますと基準単価が大きくなりますものですから、その辺の減額の部分が大きくなったということで118万円の減額を見ました。

それから、今度は補助金関係ですが、ここで逆に1・2歳児の方が増加したということで、当初の見込み7名から11名になったということで、県のほうの補助金が約70万近くふえたということで、差し引き44万7,000円が増額になったということでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 再々質問ありますか。

（「いいです」の声あり）

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、平成19年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第16号、平成19年度川根本町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 平成19年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算(第3号)

議長(森 照信君) 日程第19、議案第17号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第17号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の概要について御説明申し上げます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,494万1,000円としたいものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

国保6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、110万円の増額です。国保情報データベースバージョンアップ改修業務委託料の計上をお願いするものです。

第7款基金積立金、第1項基金積立金は、32万円の増額です。これは、保険給付等支払準備基金の運用利子にあわせて、積立金の増額をするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

国保5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は、110万円の増額です。これは、国保情報データベースバージョンアップ改修業務委託費に係る補助金です。

第7款財産収入、第1項財産運用収入は、32万円の増額です。保険給付等支払準備基金運用益である預金利子を増額するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 平成19年度川根本町老人保健特別会計
補正予算（第2号）

議長（森 照信君） 日程第20、議案第18号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第18号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,860万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,400万7,000円としたいものです。

これは、現在までの給付実績に基づき、今後の必要額と財源について精査し増額補正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

老保7ページをごらんください。

第1款医療諸費、第1項医療諸費は、9,860万円の増額です。医療給付費、医療支給費を増額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

老保5ページをごらんください。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、8,467万円の増額です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、272万円の増額です。

第3款県支出金、第1項県負担金は、278万7,000円の増額です。

これらは、支払基金、国及び県のそれぞれの交付制度に基づき、算定される交付見込み額にあわせて増額するものです。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は、842万円3,000円の増額です。これは今回の補正に伴い、必要とされる財源を確保するため、一般会計繰入金からの措置をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。

7ページなんですけれども、医療給付費が9,800万円増額するというので、当初予算でも11億5,200万円計上していたわけなんですけれども、かなりの額になるわけですね。大幅な増額を見込んだ根拠というんですか、もうあとわずかしかないんですけれども、それでもこんなにふやさなければいけないのかということで、理由をお聞きいたします。

それから、審査支払手数料をこれだけ医療費が増額すると、レセプトの枚数もかなり増えるんじゃないかと思うんですけれども、今回増額補正されていません。なぜ増額しないというのか、しなくて大丈夫なのか、お聞きいたします。

それから、近年、近年といっても合併後なんですけれども、このように老人医療費の部分がかなり上がっているんですけれども、ふえてきているんですけれども、そのことをどのように分析したり、対策などをどういうふうに考えているかお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 大きく分けますと、3点の質疑の内容になっているかと思います。

まず最初、これは重複してしまうかもしれないんですけれども、3月から11月の診療分を平成18年と比較しますと、111.5%の伸び率になっていると、すなわち11.5%増えているよということでございます。現在までの給付実績に基づきまして、今後必要額と財源について算定しました結果、やはりこのような伸びになってしまっているということです。

またなお、第2点目、3点目のところでも重複して話をしますので、そのときをお願いします。

2点目でございますが、審査支払手数料を増額なぜしないのかという御質疑だったと思いますけれども、これにつきましては、レセプト1件当たりの医療費が、先ほども言いましたように大幅に増加しているということで判断します。審査支払手数料につきましては、医療費が多額になっても件数には変更なりません。しかし、診療科目が変わればレセプトもふえ

てきますので、今回の審査手数料につきましては3月から11月の診療実績に基づきまして、18年度と比較して99.7%の実績であるということで今回当初予定しました金額でいけるんじゃないかという見込みを立てました。

次に、3点目でございますが、9,800万の医療費増をどのように今後考えているのか、その対策はという御質疑でございます。

先ほども言いましたように、111.5%の伸び率で非常に上がっているということで、これを原因を調べましたところ、10万点以上、要するに100万円以上のレセプトを、高額な医療が使われておりますレセプトを調べまして、前年対比で見ました。既にお手元に資料を配ってあると思いますけれども、10万点以上の高額統計から見ますと、非常に確かに5,000万ほどふえております。その特に大きな増になっておりますのは、新生物といいまして、通常がんでございますが、件数も金額もふえております。それから、循環器系の疾病ということで、例えば脳梗塞とか脳内出血、くも膜下とかというものがやはり件数もふえておりますし、金額も倍近い金額になっております。

また、腎尿路系生殖器系の疾患という形で、慢性腎不全の関係も増加になっております。それらのほかに、例えばもろもろの金額でふえておりまして、約5,000万の増になっているということでございます。

これに伴いまして、今後後期高齢者対象者もふえてきますので、医療費がふえていくと見込まれます。平成20年度からの特定健診・保健指導などの実施によりまして、医療費の減につながるよう、担当としても努力をしていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

議長（森 照信君） 再質問ありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 平成19年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第3号）

議長（森 照信君） 日程第21、議案第19号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第19号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,099万円としたいものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

介護6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、73万5,000円の増額です。介護保険システム改修業務委託料の計上をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護5ページをごらんください。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金は、36万7,000円の増額です。介護保険システム改修事業費に伴う補助金です。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金は、36万8,000円の増額です。介護保険システム改修事業への支援として事務費繰入金の増額をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 平成19年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第2号）

議長（森 照信君） 日程第22、議案第20号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第20号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,095万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,217万円としたいものです。

第2表では、地方債の借入限度額について補正したいものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

簡水9ページをごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は、107万8,000円の増額です。これは水質検査委託料の入札差金の減額と水道施設用地購入費の追加、水道施設を良好に管理運営できるよう、維持修繕に対し迅速に対応するための経費の追加をお願いするものです。

第2項水道建設費は、2,330万円の減額です。これは、田野口簡易水道整備事業の事業費の減額と県施工事業の延期に伴う大沢地区配水管布設替工事の延期による減額です。

第3款公債費、第1項公債費は、5,317万8,000円の増額です。これは、本年度認められました公的資金補償金免除に伴う繰上償還分の増額と平成18年度許可分の水道債の利子が確定したことによる減額分の差額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水7ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、460万円の減額です。

第4款県支出金、第1項県補助金は、14万円の減額です。これは、田野口簡易水道整備事業に係る補助金交付決定に伴う減額です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、4,284万円の増額です。

第2項基金繰入金は、15万6,000円の増額です。これは、田野口簡易水道整備事業、大沢地区配水管布設替工事の減額と繰上償還に係る一般会計及び基金からの繰入金の差額の増額です。

第9款町債、第1項水道債については、第2表、地方債補正にて説明させていただきます。

第2表、地方債補正につきましては、簡水3ページをごらんください。

田野口簡易水道整備事業に係る過疎対策事業債を130万円増額し4,310万円に、簡易水道事業債を860円減額し3,320万円に借入限度を補正するものです。起債の借入許可額に合わせるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

事業特別会計補正予算（第2号）

議長（森 照信君） 日程第23、議案第21号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第21号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,930万3,000円としたいものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

診療所6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は、84万3,000円の減額です。これは、代診医が通勤に置いて公用車を使用した回数の増加によるタクシー使用料の減額と医療機器購入の入札の差金の減額です。

第2項研究研修費は、研修参加回数の減によるものです。

第2款医業費、第1項医業費は、実績見込みによる医薬材料費の減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

診療所5ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は、210万2,000円の減額です。これは、実績見込みによる国民健康保険診療報酬収入の増額と老人保健診療報酬収入の減額によるものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、86万円の増額です。これは、診療報酬収入の減額により、必要とされる財源を確保するため、一般会計繰入金からの措置をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2

号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

これで3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

議長(森 照信君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第24 議案第22号 平成20年度川根本町一般会計予算

日程第25 議案第23号 平成20年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

日程第26 議案第24号 平成20年度川根本町老人保健特別会計
予算

日程第27 議案第25号 平成20年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算

日程第28 議案第26号 平成20年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

日程第29 議案第27号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

日程第30 議案第28号 平成20年度川根本町温泉事業特別会計
予算

日程第31 議案第29号 平成20年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

議長(森 照信君) 日程第24、議案第22号、平成20年度川根本町一般会計予算から日程第31、議案第29号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第29号まで一括議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) それでは、平成20年度川根本町一般会計予算から29号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計まで、一括して説明させていただきます。

まず、議案第22号、平成20年度川根本町一般会計予算の概要について説明いたします。

冒頭あいさつと重なる部分があるかと思いますが、関連しておりますので、お許し願いたいと思います。

国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び基本方針2007により、最大限の削減を行うとともに、活力ある経済社会の実現、地方の自立と再生及び国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に向け施策の集中を図っております。

国の予算編成方針の中で、地方財政及び地方の自立と再生について、国の取り組みと歩調を合わせ、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額の確保をうたっております。

そのような中、本年度については、地方の自主的・主体的な地域活性化施策に必要な歳出の特別枠として、地方再生対策債が創設されるなど、地方と都市がともに支え合う共生の考えに基づき、地方の再生に取り組む姿勢が示されております。

しかし、財源に限りのある地方公共団体が、すべての行政サービスを維持・拡大していくことは、財政の持続的運営の面からも大きな課題を残します。

新町として3回目の年間予算の編成となる平成20年度当初予算編成については引き続き、歳入規模・身の丈に応じた中で、総合計画に基づいた予算の編成、集中改革プランをもとに効率性、経済性を追求することによる合併効果と行財政改革の推進、過去の行政サービス、施設の管理運営等の検証による川根本町としての行政サービスのあり方、必要性などを重点に、住民との協働のまちづくりをしていくための当初予算を編成いたしました。

歳入歳出予算書の項目ごとの金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計歳入歳出について、大まかな説明をさせていただきます。

平成20年度当初予算編成に当たっては、継続的な財政運営を目指し、19年度に引き続き歳

入に応じた身の丈に合った予算編成に心がけました。限りある財源の中で、行政サービスを継続、拡大していくには、お互いの役割分担を担うことによる持続性、歳出の見直しによる財源の確保が重要であります。

そのためには、集中改革プランの推進、情報の公開・共有による協働のまちづくりが不可欠であります。

平成20年度予算については、退職者に対する補充人員を看護師資格を持った職員の採用に抑え、人件費を前年比8,400万円減額、車輛の配置見直し等により効率的な運用を目指し、10台の廃車により管理費97万円の削減など経常経費の節減に努めた一方で、総合計画並びに新町建設計画に基づく地域振興センターの建設、てん茶加工施設建設補助、若者定住住宅建設や林道整備等生活環境・産業振興・住宅環境整備や観光案内標識の多言語表記による富士山静岡空港開港に伴う交流人口・範囲拡大への対応、地域資源を活用したエコツーリズムの確立を盛り込んでおります。

また、住民が主役のまちづくりに向け、地域コミュニティによるまちづくりを支援する、癒しの里づくり事業補助金も盛り込んでおります。

これらの事業を実施していく上で、一般財源は限られておりまので、できるだけ国・県の補助金等の特定財源の確保に努めたことにより財政調整基金の取り崩し額を平成19年度3億円から、20年度1億7,000万円に抑えることができました。

それではまず、歳入予算から見てまいります。

地方交付税が歳入の35.4%を占め、町税が22.9%、国・県支出金が14.3%となり、目的基金や財政調整基金からの繰入金が10.2%、町債が8.1%を占める予算となっております。

地方交付税では、合併による特別交付税の加算が19年度で終了し、普通交付税では、長島ダム交付金が交付率アップにより減額となりますが、先ほど述べました地方再生対策費が交付税の需要額に算入されることによる増額を見込み、総額で前年と同様の21億5,000万円を計上しました。国庫支出金については23.4%の増額、県支出金については、てん茶加工施設建設補助金などの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により7億1,207万8,000円、率にして63.3%と大幅な増額となりました。

主要事業の財源としての町債の借り入れについては、4億9,000万円ですが、振興センター建設に係る合併特例事業債や過疎対策事業債など元利償還金に対して交付税措置のある有利な起債を活用し、後年度への負担軽減に努めました。基金繰入金については、前年度対比697万3,000円の減額となる6億1,920万8,000円を計上させていただきました。

健全な財政運営に配慮し、補助金など特定財源の確保に努めましたが、地域振興センター建設に係る総合支所建設基金取り崩し1億1,847万4,000円を初め、社会福祉基金、まちづくり基金など事業の目的にあった基金を本年度も取り崩し、財源の確保をいたしました。

歳出予算の目的別では、地域振興センター建設、地域コミュニティによるまちづくり支援、地球温暖化防止推進事業を盛り込んだ総務費が20.3%を占め、外出支援サービスの充実、子

育て支援、町内保育園の運営、平成20年度から開始される後期高齢者医療制度など福祉の充実を目指す民生費が16.5%、てん茶加工施設建設補助を初めとした川根茶ブランド維持推進、県営中山間地域総合整備事業、森林環境対策など産業振興を図る農林水産業費が11.8%を占めています。住民の健康づくり及び水道施設の整備・運営への支援のある衛生費は9.8%、平成21年の第24回国民文化祭への準備や学校教育・生涯学習の充実推進を目指す教育費は8.2%を占め、起債の元利償還金である公債費は、17.2%と大きな割合を占めています。

性質別では、公共施設や道路等を建設するための投資的経費は20.8%を占め、前年度より64.9%と大きく増加しています。これは、地域振興センター建設、若者定住住宅整備事業、公営住宅整備事業、てん茶加工施設建設補助などにより大幅に伸びました。

物件費と補助費については、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散により、ごみ処理及び消防事務について負担金として支出していましたが、平成20年度から事務委託として委託料として支出することによる支出科目の振り替えによることが大きな要因となっております。特別会計への繰出金は6.1%を占め、前年度より17.7%の減額となっています。これは、後期高齢者医療制度の開始に伴い老人保健会計への繰出金が大幅に減額となったものです。

さきに述べましたが、退職者の補充を抑えたことにより人件費が減少しましたが、地域振興基金の元金償還開始、衛生消防組合からの債務継承に係る元金償還により公債費が前年度より16.0%増加となり、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は42.2%を占め、前年度より2.5%増加しております。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款議会費は、7,094万8,000円です。前年度と比べ8万3,000円の増額です。

第2款総務費は、12億3,276万4,000円です。前年度と比べ2億4,496万3,000円の増額です。主な事業としては、総合計画並びに新町建設計画に基づく総合支所の建て替えに伴う地域振興センター建設が着工となるものです。また、住民が主役のまちづくりに向け、地域コミュニティ活動を支援する、癒しの里づくり事業費補助金の創設や地球温暖化防止推進事業など住民と協働のまちづくりを推進します。

第3款民生費は、10億424万4,000円です。前年度と比べ4,197万円の減額になっています。外出支援サービスの充実、在宅高齢者配食サービスなど老人福祉費、心身障害者支援費、後期高齢者医療制度の開始による経費や子育て支援センター等の子育て支援費が主なものです。

第4款衛生費は、5億9,448万5,000円です。前年度と比べ423万6,000円の増額になっています。乳幼児医療費助成事業、高齢者インフルエンザ予防接種助成、いやしの里診療所への繰出金、合併処理浄化槽設置補助金や簡易水道会計への繰出金などが主なものです。

第5款労働費は、225万1,000円です。前年度と同額です。

第6款農林水産業費は、7億1,676万2,000円です。前年度と比べ1億7,463万8,000円の増額となりました。てん茶加工施設建設補助などの農山漁村活性化プロジェクト交付金事業や農村環境基盤整備として奥大井地区・中北部地区・南部地区と町内3地区において実施され

ています県営中山間地域総合整備事業への負担金、景観林整備や森林エネルギー導入促進事業が計上されています。

第7款商工費は、2億3,854万7,000円です。前年度と比べ934万2,000円の増額になっています。富士山静岡空港の開港による交流圏域・人口の拡大を見据えた景観、多言語表記に配慮した観光案内標識の整備や地域資源を活用したエコツーリズムの推進など、まちづくり観光協会等関係団体との連携を図り交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は、3億1,191万8,000円です。前年度と比べ3,196万7,000円の増額です。沢脇団地2棟4戸、若者定住促進住宅も2棟4戸の建設により住宅環境の整備により定住対策に取り組んでまいります。

第9款消防費は、3億2,762万1,000円です。前年度と比べ6,403万7,000円の減額です。衛生消防組合の解散に伴い、負担金から島田市への事務委託となりました。耐震性貯水槽新設、田代地区の消防団詰所建設など消防施設の充実とあわせ、家庭内家具固定委託料の対象世帯の拡大により、住民の地震災害対策とともに意識の向上を図ります。

第10款教育費は、5億147万3,000円です。前年度と比べ4,717万2,000円の減額です。スクールバスの運営、特別支援臨時講師の配置を含めた小中学校の教育環境の整備や振興、私立幼稚園の運営助成金の充実、中学生海外英語研修、小学生県外体験学習、海の子山の子交流事業のよる地域間交流の推進を図ります。

第11款災害復旧費は、1,963万9,000円です。前年度と比べ534万8,000円の増額です。災害が発生した場合の迅速な対応を目指します。

第12款公債費は、10億4,634万8,000円です。前年度と比べ1億4,451万2,000円の増額です。これは、地域振興基金創設に係る借り入れの元金償還の開始、衛生消防組合解散に伴う債務の承継分と公的資金補償金免除の繰上償還分による増額です。

第13款予備費は、1,500万円です。

次に、歳入でございます。

第1款町税は、13億9,104万4,000円です。前年度と比べ9,317万3,000円の増額です。第2項固定資産税は、長島ダムに係る交付金の交付率変更による増額です。

第2款地方譲与税は、5,500万円です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、100万円です。

第6款地方消費税交付金は、8,500万円です。

第7款自動車取得税交付金は、4,000万円です。いずれも、前年度と同額を計上させていただきました。

第8款地方特例交付金は、500万円です。前年度対比100万円の減額です。減税補てん特例交付金の廃止によるもので、第1項地方特例交付金が200万円、第2項特別交付金について

は、減税補てん特例交付金の廃止により、児童手当の拡充に伴う地方負担の財源措置として300万円計上しました。

第9款地方交付税は、21億5,000万円です。前年度と同額です。普通交付税は20億5,000万円、特別交付税を1億円計上させていただきました。

普通交付税については、長島ダム交付金の増額による基準収入額算入で減額となりますが、新規に創設される地方再生対策分等を考慮したものです。

特別交付税については、19年度で合併加算分が終了し、通常ベースとなっております。

第10款交通安全対策特別交付金は、100万円です。前年度と同額です。

第11款分担金及び負担金は、2,993万2,000円です。前年度対比81万5,000円の減額です。

第12款使用料及び手数料は、7,651万7,000円です。前年度対比266万6,000円の減額です。

第13款国庫支出金は、1億5,570万8,000円です。前年度対比2,951万1,000円の増額です。

第14款県支出金は、7億1,207万8,000円です。前年度対比2億7,615万3,000円の増額です。

第15款財産収入は、4,713万3,000円です。前年度対比690万4,000円の増額です。基金の運用による利子分の増額です。

第16款寄附金は、1,000円の科目設置です。前年度と同額です。

第17款繰入金は、6億1,920万8,000円で、前年度対比697万3,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の4万9,000円で、基金繰入金が6億1,915万9,000円です。

第18款繰越金は、1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は、1億2,137万9,000円で、前年度対比111万3,000円の増額です。

第20款町債は、4億9,000万円で、前年度対比6,660万円の増額です。過疎対策事業債が1億360万円。一般公共事業債が600万円。公営住宅建設事業債が3,040万円。合併特例事業債が1億5,000万円。臨時財政対策債は2億円です。

以上が平成20年度一般会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明とします。

続きまして、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,700万円で、前年度と比べ8,600万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

後期高齢者医療制度の開始により後期高齢者支援金の追加など組み直しと過去の給付実績を考慮し、必要額を計上させていただきました。

それでは、項目ごとに歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,111万1,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

第2款保険給付費は、7億6,436万3,000円です。療養給付費、高額療養費ほか、出産育児

一時金などの計上があります。

第3款後期高齢者支援金は、1億947万5,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、事務費拠出金として3万9,000円です。

第5款老人保健拠出金は、1,314万8,000円です。

第6款介護納付金は、4,907万3,000円です。

第7款共同事業拠出金は、1億49万9,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しております。

第8款保健事業費は、1,753万4,000円です。これは、特定健診・保健指導事業の実施に伴うものとして、第1項特定健康診査等事業費を設け、40歳から74歳までの健診費用等を計上しています。第2項保健事業活動費は、人間ドック費用助成事業などの計上があります。

第9款基金積立金は、65万円です。

第10款公債費は、2,000円です。

第11款諸支出金は、110万6,000円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

第1款国民健康保険税は、2億8,289万9,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、1億7,004万6,000円です。

第4款療養給付費交付金は、1億1,083万8,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、3億893万3,000円です。

第6款県支出金は、3,284万7,000円です。

第7款共同事業交付金は、8,964万9,000円です。

第8款財産収入は、65万円です。

第9款繰入金は、6,111万5,000円です。一般会計繰入金が6,111万3,000円で、基金繰入金は科目設置の2,000円です。

第10款繰越金は、4,000万1,000円です。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成20年度国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、平成20年度川根本町老人保健特別会計予算の概要について説明いたします。

老人保健特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,700万円で、前年度と比べ10億4,690万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

本会計は、後期高齢者医療制度の開始により、平成20年3月診療月までと過誤、月遅れ分の負担分が計上されております。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款医療費は、1億2,699万円です。医療費の現物給付・現金給付及び審査支払手数料であります。

第2款は諸支出金は1万円です。

次に、歳入でございます。

資料の54ページをごらんください。

第1款支払基金交付金は、6,379万8,000円です。

第2款国庫支出金は、4,212万9,000円です。

第3款県支出金は、1,053万2,000円です。

第4款繰入金は、1,053万5,000円です。

第5款繰越金は、1,000円で、科目設置です。

第6款諸収入は、5,000円であります。

以上が平成20年度老人保健特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議案第25号、平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明いたします。

本会計は、後期高齢者医療制度の開始により、新たに設置されたものです。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,160万円です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億1,155万4,000円です。医療保険料と保険基金安定負担金です。

第2款諸支出金は、46万円です。

次に、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,470万円です。

第2款使用料及び手数料は、4万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、2,685万3,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、3,000円です。

以上が平成20年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議案第26号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,070万円で、前年度と比べ550万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

過去の介護サービス量、給付実績、高齢者の利用意向等も考慮し、平成18年度以降の3カ年の第3期介護保険事業計画を基に、保険料と給付費等を見込み必要額を計上させていただきました。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,090万2,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、8億555万6,000円です。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、17万4,000円です。

第5款地域包括支援事業費は、2,401万円です。65歳以上の高齢者すべてに対し、介護保険法に基づく生活機能評価検査を実施する委託料775万1,000円や介護予防に取り組むための知識の普及・啓発費を計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円です。

第7款諸支出金は、5万6,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款保険料は、1億2,081万7,000円です。

第2款使用料及び手数料は、3万7,000円です。

第3款国庫支出金は、2億1,459万2,000円です。

第4款支払基金交付金は、2億5,330万4,000円です。

第5款県支出金は、1億2,558万2,000円です。

第6款財産収入は、17万4,000円です。

第7款繰入金は、1約4,613万9,000円です。一般会計繰入金が1億3,553万円、積立基金繰入金が1,060万9,000円です。

第8款繰越金は、1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は、5万4,000円です。

分担金及び負担金は、川根地域介護認定審査会が本年3月31日をもって廃止され、本町単独設置となるため減額となりました。

以上が平成20年度介護保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議下さいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第27号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,720万円で、前年度と比べ1億5,220万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

旧両町で給水使用料の料金体系・施設の整備状況、起債残高が違うことから、引き続き一

国二制度で運営していきます。

また、田野口簡易水道建設が完了したことにより、中川根区域の整備が一段落し、工事費が大きく減額となりました。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,728万1,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、8,008万5,000円です。中川根区域では、田野口地区の施設新設事業が完了し、建設費が皆減となりました。本川根区域では、土本地区配水管布設替事業などの施設の改良整備が主要事業としてあります。それぞれの町営簡易水道施設を良好に管理運営するための経費を計上しております。

第3款公債費は、1億2,883万4,000円です。水道債の元金及び利子の支払いです。

なお、20年度も繰上償還分を追加させていただいています。

第4款予備費は、100万円です。

次に、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、54万円です。田野口簡易水道への加入負担金分が減額となっております。

第2款使用料及び手数料は、1億1,566万4,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は、70万円です。

第4款繰入金は、1億2,827万円です。施設建設と公債費への支援としての一般会計繰入金が主なものです。

第5款繰越金は、200万円です。

第6款諸収入は、2万6,000円です。

国庫支出金、県支出金、町債は、新設建設事業の減額により皆減となりました。

以上が平成20年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

次に、議案第28号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明いたします。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,090万円で、前年度と比べ150万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

温泉を町内温泉施設へ良好に提供するための引湯管布設替事業と、施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、862万6,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款温泉事業費は、1,212万4,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替事業など施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は、5万円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入でございます。

第1款使用料及び手数料は、478万5,000円です。

第2款財産収入は、5万円です。

第3款繰入金は、1,596万2,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、3,000円です。

以上が平成20年度温泉事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議案第29号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,380万円で、前年度と比べ500万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

平成19年度については、6月議会において9月からの診療所開所経費でしたが、20年度は1年間についての経費を計上するものです。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます

第1款総務費は、3,575万2,000円です。医療機器の導入費、医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。

第2款医業費は、789万7,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、15万円です。

次に、歳入でございます。

第1款診療収入は、3,300万9,000円です。

第2款使用料及び手数料は、14万8,000円です。

第3款繰入金は、1,064万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成20年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は議案第22号から議案第29号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第29号までは、13名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第29号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く13名の委員を選任することに決定いたしました。

散 会

議長（森 照信君） お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月16日までの10日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、3月16日までの10日間休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時49分

平成20年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成20年3月17日(月)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第22号 平成20年度川根本町一般会計予算
- 日程第 3 議案第23号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 平成20年度川根本町老人保健特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 平成20年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第27号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第28号 平成20年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第29号 平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第10 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第30号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等)
- 追加日程第3 発議第 1号 川根本町議会議員定数検討特別委員会設置に関する決議について

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	佐藤公敏君
3番	中田隆幸君	4番	小藪侃一郎君
5番	原田全修君	6番	澤畑義照君
7番	杉本道生君	8番	高畑雅一君
9番	中澤智義君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	久野孝史君	14番	森照信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	筑地秀昭君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	鈴木一男君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	岩田利文君	建設課長	山本眞一君
事業課長	中村裕君	会計管理者 兼出納室長	小坂進君
教育総務課長	小坂泰夫君	生涯学習課長	森下睦夫君
行財政改革 推進室長	森紀代志君	健康増進課 長補佐	中澤莊也君

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開議 午前 9時00分

開 議

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は3月6日の日と同様ですので御了承願います。

諸般の報告

議長（森 照信君） 諸般の報告を行います。

3月7日、10日、11日、12日の4日間及び13日の午前中にかけては、平成20年度の一般会計予算及び各特別会計予算審議のため予算特別委員会を開催し、終日熱心に御審議いただきました。また、3月14日には、平成20年度事業実施予定箇所の現場視察も行っていただきました。まことにありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（森 照信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、中田隆幸君、原田全修君、板谷信君、久野孝史君、鈴木多津枝君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁するようお願いします。

3番、中田隆幸君、発言を許します。3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。大きく分けて2点でございます。1点は、委員会活動について。2点目は音戯の郷のバス駐車場料金の徴収についてであります。

まず1点目のほうですが、本町には委員会の数がどのくらいあるのか。及び選考方法について町長にお伺いしたいと思います。

また、それを受けた委員会報告、答申、提言をどのように考えておられるのか。また、数たくさんある委員会を今後委員会の再編ということでどのようにお考えになるのか、これを

お伺いしたいと思います。

次ですが、千頭の駅前にあります音戯の郷のバス駐車場の料金を徴収しております。これが、どれほどになるのか。

また、行楽シーズンには過剰駐車が見られます。これのバス対策につきまして、どのように対処しておるのか、その点をお伺いしたいと思います。

以上をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの中田隆幸君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、中田議員の御質問、大きく2つありますけれども、お答えいたします。

委員会という質問でございましたけれども、いわゆる町の附属機関ということで解釈して答弁をいたします。

町が設置する附属機関等は、附属機関と附属機関と準ずる機関に大別され、附属機関は、住民、知識経験者、関係団体の代表などから構成され、町の事務事業について必要な審査、審議または調整等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町長及びその他の執行機関に設置された機関であります。一般的に附属機関は、町が政策を立案するに際して、専門的、技術的な判断を要する事案について、関係者の意見を広く聴取し、さまざまな議論を尽くすために諮問などを行う機関として設置されています。

また、附属機関に準ずる機関は、町が行う事務事業の実施に当たり、住民の意見やニーズの把握を目的とし、法令、条例で設置される附属機関に準じた形で、要綱等により設置された委員会等であります。

附属機関の名称については、委員会や審査会、協議会等の名称で呼ばれており、行財政改革推進室の調査では、平成19年度現在、23の附属機関と34の附属機関に準ずる機関の計57が設置されております。

また、委員の選考でありますけれども、委員の選考区分が定められている場合には選考区分により選任していますが、特に選考区分のない場合や学識経験者にあつては、専門性、地域性、年齢層、社会的活動状況等を考慮して選任しております。

また、その答申、提言等をどう受けとめるかということでもありますけれども、当然、町政あるいは政策を立案するに際して意見を聞く場として位置づけておりますので、その判断あるいは答申そして意見等は尊重しながら、その後の行政判断に生かしていきたいと考えております。

また、今後、委員会等の中間的な意見等を、またパブリックコメントという中で広く町民に意見を求めていくことも考えていきたいと思っております。

それから、統合、再編に関することでもありますけれども、附属機関は、町政への町民参加の促進及び公正で透明な開かれた町政推進のため、審議、協議等の結果を町政に反映させる

ことを目的として設置していることから、それぞれの設置の必要性は認識しております。しかしながら、その設置目的、審議事項及び委員構成等の同一性や類似性を勘案すると、計画的な統合や廃止も含めた見直しは必要と考えております。行政改革実施計画の取り組み項目にも記載されていることから、今後、さらに附属機関等の設置及び運営に関する方針を策定し、検討を進めてまいります。

参考でありますけれども、平成18年度の中での見直しの中で、観光施設関係の3つの委員会を1委員会に、福祉施設関係の2つの委員会を1委員会に、文化体育施設関係の3つの委員会を1委員会に、それぞれ統合した経緯もございます。

以上、委員会について答弁とさせていただきます。

それから、2番目の音戯の郷駐車料金についてであります。

音戯の郷の駐車場は、平成6年8月から平成10年7月まで協力金として料金を徴収していましたが、平成10年に道の駅に認定されたことにより、全面無料スペースとなっています。

しかし、利便性の高い公共スペースを一定の方が無料で占有している状況は、公平性の確保や行財政改革の推進の観点から放置しているのは問題があるということから、国土交通省中部地方局へ道の駅の駐車場の一部解除の登録事項等変更届けを行い、昨年10月より一部有料化いたしました。

利用料金は、観光バス等の大型自動車については1日1,000円を、月極め料金の普通車以下は、過去協力金の際、土日も利用した車両の駐車料金や近隣の民間駐車料金等を参考に3,000円、大型車両は6,000円を徴収しております。

利用状況と収入額でありますけれども、バス利用台数は10月188台、11月289台、12月37台、1月26台、2月26台で、計566台、56万6,000円でありました。月極め車両は10月からバス3台、普通自動車等が2台、11月から7台、3月からは2台で、現在バス3台、普通自動車11台利用しております。3月までの利用料金計は25万5,000円であります。

また、過剰な車をどうするかということでもありますけれども、行楽シーズンにおける対応ですが、普通車両は大井川河川敷を利用するよう案内し、大井川鉄道関係の観光バスについては、JAおおいがわ本川根支店手前の民間の土地を利用されたようであります。

また、観光バス等大型自動車の駐車スペースの確保についてであります。道の駅の駐車スペースの変更により、入り口ロータリー付近と展示棟裏に10台のスペースを確保しております。いずれも利用する場合には予約が必要であり、前日までに予約確認をお願いしております。また、音戯の郷を利用する車両と30分以内のトイレ利用車両は、入り口付近に駐車スペースを確保し、無料としております。

以上、委員会制度と音戯の郷の駐車場についてお答えをいたしました。

議長（森 照信君） 3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） それでは、順次追って少し説明をお願いしたいと思います。

私が委員会のことでお伺いしたことは、ほかでもございませぬが、予算特別委員会でもか

なり話題になりましたわけですが、私はあえて町で指定した大きな委員会ではなく、きょうは質問内容を議員派遣の出役の中のことをお伺いしたいと思っております。と言いますのは、議員派遣の中に、議員が4人いる委員会が2委員会ありまして、3人いるところが1委員会、あと2名が15、1名が15とこのようになっておりますが、この中で審議して、委員の皆様が議員の場合には、そこで可決した場合に、また議員の中で話し合いをしたときに、これが否決された場合には、この4名というのが非常にどういう意味を持つのかと、非常に疑問を持つわけですが。そこで、私が言いたいのは、この前も予算特別委員会の中で、委員の皆様が言うておりましたけれども、なるべくこれは議員の問題でもございますが、議員の数を減らしたり議員の派遣を少なくしたらどうかという案も出ておりますが、その辺を町長はどういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 委員会に対する議員の派遣ということで、そこに焦点を絞って再質問でありますので、そのことについてお答えをさせていただきます。

附属機関の委員に議員を選任することについてということですが、法的には行政実例の中では、附属機関の構成員に議員を加えることについて、違法ではないが適当ではないとされております。その理由として、附属機関とは執行機関の諮問機能的な性格を持つものであり、執行機関に属するものである以上、その機能は執行機能の一環をなすものであることから、議決機関と執行機関の分立の趣旨から適当ではないというふうにされております。

そうは言っても、その審議過程においても町民の意見を代表していく、あるいは幅広い見地で議会活動にも生かしていただく、あるいは審議会での審議内容を議会の中での審議に生かしていただく、さまざまな理由があり、現時点で議員が附属機関に就任しているのは全国の約7割、1,756町村が何らかの形で議員が附属機関に就任しておる。逆に言えば3割の町村では就任していないという、これは平成16年ですから合併前の、回答数が2,500の話でございますので、御承知おきください。

それを考えていきますと、私も必ずしも一義的にいいとか悪いとかということとは言えないと思えます。ただ、それぞれ本来の審議を尽くすあるいは優先順位を決める、あるいはよりよい住民サービスを提供するために、その審議会の果たす役割を考えながら、そこに議員が出席したほうがいいのかあるいはしないほうがいいのか、ケース・バイ・ケースで考えていくことが必要だと思っております。議会からそういった問題、例えば先ほど言いましたように、議案に対する審議に遠慮が働いたりあるいは議会での修正がしづらくなるような、そうした悪いことが頻繁に起きている、あるいは起こるようであれば、当然執行機関と議決機関が協議の上、対応を検討していくことが必要ではないかというふうに思っております。個別のケースで対応していくことが必要で、現時点でいい悪いという一方的な判断はすべきではないというのが私の感覚であります。これは今後とも議会の方々と協議をしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） それこそこれは議員のほうでも考えなければならない問題だと私も思っております。と言いますのは、ある議員からこういうことを言われております。これに対しての費用弁償は議員である限りもらっているのだと、こういうことがありましたので、これは議員各位も考えなければならない問題だと私は思っております。また、それによって町が発展をしにくくなるようなことになっては困りますが、今後この問題につきましては考えていただきたいと思っております。

また、委員会であります。委員会の決議にはいろいろあると思っておりますが、昨年の12月、私がある委員会に所属しておりますが、その中で書面をいただいております。これは書面決議をお願いするという内容でございましたが、私は委員会というのは、やはりこういう会議等も同じで、書面決議というのは方法としてはいいと思っておりますが、なるべくこういうのはやらないほうがいいと思っておりますが、町長はどうお考えですか、その点をお願いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今、御指摘された書面決議の内容を現時点では把握しておりませんので一概には言えませんけれども、基本的には委員会というのは委員の方が集まり、そして決めていくことが本来の形であると思っております。ただ内容によっては、明らかにそうした大きな意見の違いが伴わないようなもの、そうしたものに関しては、あるいは民間の方が委員に入っておりますので、時間的なことも考慮して書面決議というようなこともあり得るのではないかというふうに思っております。私が県の役員をしておりますさまざまな協議会でも、合併に伴う条例の変更とかそうした明らかに事務手続きの一環と考えられるような分に関しては、書面決議あるいは内容を確認した上での書面決議というようなこともありますので、ただ、重要な事項について書面決議ということはなじまないと思っております。

議長（森 照信君） 3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） 実は、この問題はカヌーのことでありまして、このカヌーの委員会規則の中に第9条3項にこう書いてあります。この会議に出席できない委員は、代理人の権利を委任し、また書面にて決議に加わるとこう書いてありますが、届けを受けたこの文章の中には、こういう点を書いてございます。書面決議を必要とする理由、本来会議をもって協議決定をし、事業執行に当たらなければなりません。委員の皆様が御多忙であり、会議の開催が困難のためと、こういう文章が町長名で来ております。ということは、皆様にお諮りしたのかどうかその点をお伺いしたいと思います。

議長（森 照信君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（森下睦夫君） ただいまの質問でございますけれども、書面決議の方法につきましては、認められた範囲内だと思っておりますけれども、内容が今回の場合は旅費の関係と該当者、選手の支援金の関係だったと思っておりますが、これも旅費の関係は町の職員の規約ですか、それに準ずるようなことでございます。それから、支援の関係は、選手本人が損害

をこうむらないというような形の中で決めさせていただきましたが、一応書面決議に際しましては会長のほうに相談をしてやった経緯がございます。

以上です。

議長（森 照信君） 3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） 内容とかそういうことじゃなくて、私はお願いをしたいと。やはりこの委員会というのは、町から選出している会長が町長、副会長が副町長、委員に澤村教育長、それに体育協会の会長さん、この辺にありますが、中電の所長とか全部で11名の中で半分、それはある程度呼ぶことができたのじゃないかと私は思っておりますので、今後あらゆる委員会があった場合にこういうことのないように、なるべく話し合うことをしていただいて、やはり顔を見ながら会議をしていくことが必要ではないかと、これは私なりに思っていることですが、その辺を今後気をつけていただきたいと思いますと思っておりますが、町長いかがでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 委員会の構成の委員の方からそういう御指摘がありましたので、委員会等でもそうしたことを確認しながら、会議というのは開く、ケース・バイ・ケースでありますけれども基本的には開くという方向、そして先ほど言いましたように、あくまでも確定事項の追認というような場合にはそうした書面決議の手順に従って、あるいはその中でやらせていただく。基本的には会議を開くという、あるいはそうしたスケジュールを組んで、時間的な余裕があるような会議の設定をしながら、委員会をもっていくという基本的な考えは、今後とも御指摘のとおりやっていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） 今後よろしくそういうふうにしていただきたいと思います、ほかの委員会もそうですが、それをやっていただければありがたいと思います。

それでは、2点目の音戯の郷の件でございますが、この中に音戯の郷は道の駅になっておる中で、これはインターネットで道の駅の指定の中にとったわけですが、休息の目的の利用が無料でできる十分な容量の駐車場、清潔な便所を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が必要だと。これを有してないやつは道の駅から外す、できないとこう書いてあるのが、昨年度道の駅の解除をしたと。これにはどういう目的で道の駅を解除したのか説明をお願いしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 道の駅の解除については、先ほど冒頭の答弁で言いましたように、道の駅というのは不特定の方が利用するそういう公共スペースでありますので、特定の企業並びに特定の方が経常的に利用する状況というのは好ましくないという判断の中から、本来の形に戻すために一部道の駅から指定を解除していただいて、有料駐車場にしたということがあります。

議長（森 照信君） 3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） そのことではありますが、面積とか車の台数とかそういうものは条例でなく、ただ日常使っているからその人たちの有利なためにやるのではなく、一般の誘客が困るといことで道の駅の、道の駅は道の駅ですが、一部を駐車場にしたのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。先ほどの一番先の答弁には、そのような内容をちょっと触れたんじゃないかと思っていますが、町長どう思いますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） いわゆる一部の方あるいは企業がそこを独占する状態というのは好ましくない。そしてそういった形ではそこに関しては公平性の観点から、それに相当する料金等いただくのが適切かと。当初、通常そうした利用が行われていましたけれども、道の駅に全部してしまったところに少し現実との食い違いがあったということで、それを本来ならばそこを一部除外して道の駅に指定すべきところを、全面指定にしてしまったところにちょっと問題が生じたので、元の形に戻したというふうな感覚で解除をさせていただきました。

議長（森 照信君） 3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） あそこが普通借り上げる場合に月3,000円ではありますが、一般職員は300円でやっておられる。これは職員にしてみますと年間3,600円ではありますが、一部7箇所を借りている人は年間3万6,000円、これだけ払わなければならない。これをあえてここで質問させていただくのは、1,000円ぐらいにならないのかと。格差があり過ぎるではないかと。これはこういうところで引き合いに出してはいけませんが、一国二制度はよくないというのが、これが職員だから300円、一部の人が借り上げるのは3,000円と、この料金設定、また大型は6,000円と。これが場所的に一番いいところにあるからそういう値段を出したのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 一国二制度と申されましたけれども、私は一国二制度とは考えていません。例えば仕事に関する、通勤に関する駐車料金はその企業あるいは個人的な個人の経営、そういったさまざまな形があろうかと思っています。これはあくまでも駅周辺の公共スペースの駐車料金、例えば通勤通学のためのスペースを借りた場合、大体駅の周辺ではそうした年間3万円、そういったのが大体この付近の相場というふうに認識しております。したがって、前回の有料のときにもそれを基準として月3,000円というのは決められたと思いますけれども、そうした一般的な駐車場として一般の方が使うときの料金としては妥当な金額ではないかというふうに思っている。私もその他の駅で調べましたけれども、やはり3万円、駅の近くでももう少し利便性の悪いところで、通勤に使っている駐車場が3万円という事例もありましたので、千頭駅のあの距離であの状況を考えれば、月3,000円というのは決して高い料金ではないというふうに考えております。

また、役場の駐車料金の話ですけれども、企業がどういうふうに職員のあるいは駐車料金を取っているかは、そこまでは調べてありませんけれども、我々としてはやはり役場の職員

も土地を占有している、あるいは歩いてくる人もいる、さまざまな条件がある中でやはり公平性を期すために300円を取ろうということで、土地の借用料とも勘案しながらやりましたけれども、それと駅前のもを同一するのはちょっと違うんじゃないかという感覚は持っております。

議長（森 照信君） 3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） 駐車場、同じ条件のところへ止めて300円と3,000円では違うのではないかと私は感じておるわけであります。

また、音戯の郷の駐車場の看板が一番前にはありませんが、これはどういうわけなのか、一番、こっちで言いますと小学校寄りにこういう看板を立ててございます。この中には大型車が通る、トイレ休憩と、ここが駐車場になっていますという箇所が5カ所ございまして、大型予約専用駐車場というのがここにあるわけですが、これは1,000円、これはトイレのためにとめる場所だと、そこにこのような標識で予約、駐車禁止と、これを置いてあるわけですが、これは3月2日日曜日に撮影した写真ですが、5カ所とも止めるところへ置いてあるわけですが、これではトイレ利用ということを書いてある看板に偽りがあるのではないかと私は思いますが、その辺は町長どうお考えになっているのか説明をお願いしたいと思います。

議長（森 照信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山田俊男君） 中田議員の御質問にお答えしますけれども、今、議員おっしゃっているのはロータリーの箇所ことございませうか。予約をする際に、ロータリーのところの部分については5台ということをしております。先ほど議員おっしゃったように、看板については申しわけありませんが私確認を小学校のほうについてはしてございませませんが、トイレ休憩については30分以内は無料ということで対応いたしております。そのバスが来たときにつきましては、駐車禁止の看板のところには駐車をさせまして利用させていただきます。ロータリー本体にとめますと、大井川鉄道の本来の観光バス等の旋回をするための場所でございますので、そこはなるべくとめないように。ただ、台数が重なりますとそこに全くロータリーで転回のできないスペースではございませぬので、トイレ休憩のために混んでいるときについてはそこでバスを止められる方もいらっしゃいますが、その際は売店におられます方から連絡を受けたり、あるいは職員が巡回して指導をしていくということをしております。

以上でございます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そういったことでありますけれども、全般的な話としてやはり観光の振興とか交流人口の増大には、地元のおもてなしの心というのが大事でありますので、一般的なそうした、特に町外者の利用者がわかりやすいような表示あるいは誤解を招かないような表示をして、本来のそうしたトイレ利用や有料駐車場の利用がスムーズにいくように、表示等は十分配慮していきたい、また確認をして配慮していきたいと思っております。

議長（森 照信君） 3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） トイレ休憩というのは、この看板があるのは南小学校のほうだけでありまして、こっちの一番メーンの駅のほう、繁華街と言いますか駅の入り口のほうには一切掲示をしていない。これはやはり来た人がわからない。この表示がしてあるのは、言いかえてみますと一番南小寄りのところに1カ所あるだけ。それがトイレ休憩の前にこのように5カ所、駐車禁止を置いてある。これでは大型車が、道の駅というのは普通車だけが道の駅ではないと思います。これは茶茗館にもバス駐車場3カ所、あとは普通乗用車というふうに書いてある。これがトイレ休憩のところに駐車禁止を書いてある。これは音戯の郷の従業員が少ないので大変な手間になる。この辺をどういうふうに人員配置しておられるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現時点の看板も完全に私も今場所を把握しているわけではございませんが、先ほど言いましたように、そうした運用に関して課題があれば、当然本来の機能を発揮するように看板等の表示あるいは配置等を考えながら対処していきたいと考えております。

議長（森 照信君） 3番、中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） 運営とかいろいろな問題が音戯の郷にはあると思いますが、これは駅周辺では大きな観光の目玉になっていると思います。まして音戯を運営する従業員もだんだん減ってきたり、いろいろ大変なところに来ていると思いますが、この辺もまた駅周辺の住民とも考えながら、あそこをよりよくして、使いやすくしていただきたいと私は思います。決していじめるとかそういうことではなく、また料金にいたしましても3,000円のところが妥当だところ思うなら、やはり一番奥のほうに1,000円で止めるとか、そのような配慮も必要ではないかと思っております。と言いますのは、あそこに来ている従業員が一番隅に置いて3,000円です。一番利便性の多いところが3,000円と、この辺も考えていただきながら運営していただければ、黙って止める従業員もあります。7台だけの従業員ではないと思いますが、やはり使いやすいスペースを使いながら道の駅の利便性も考えてやっていただければ、もう少し駅前のほうも発展するのではないかと、かように思って私の一般質問は終わらせていただきます。今後ともよろしく申し上げます。

議長（森 照信君） これで中田隆幸君の一般質問を終わります。

5番、原田全修君、発言を許します。5番、原田全修君。

5番（原田全修君） 私は、4月1日に川根町が島田市と合併をするということによって、新しい島田市が誕生する、このことから当町の今後の隣接自治体との行政運営の連携、これに変化が生じてくるであろうと予想されることから質問させていただきたいと思っております。

当町は、今後榛原郡を構成する榛南の吉田町、榛北の川根本町、当町との連携、あるいは隣接自治体である政令都市であります静岡市、浜松市との連携、その中で、とりわけ新島田市となります島田市、さらにはその中の現川根町地域との川根の一体性をいかに保つか、こういったような課題への対応が必要になってくるものと思われまます。これらにつきましては、

今3月議会におきまして、町長の施政方針の中にあらわれるものと期待をしておりましたが触れられていないために、今回の質問におきまして通告をさせてもらっております6つの事項に対する所信を伺い、続いて御答弁の内容への質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、行政運営の連携方法、仕組みの構築ということでございます。川根地区広域施設組合、これはし尿処理の組合であります。島田市川根町エリアと川根本町との連携で存続をいたします。また、島田榛原地区広域市町村圏協議会は、新島田市と吉田町、川根本町で構成されるということで継続されることとなります。とは言っても、川根地域振興協議会、これ川根町が解散することによって、この協議会も解散いたします。島田市北榛原地区衛生消防組合、これはごみ処理、消防の組合であります。これも解散していきまして、行政運営的な川根の一体性が希薄となる要素の大きなものだと思っております。また、地方分権化による権限移譲が進むことが予想される中で、隣接市には積極的に連携方法や仕組みの構築を働きかけていかないと、小さな我が自治体川根本町は陸の孤島化するおそれすら心配されます。今後、このことについてどのような対応を図っていかれるお考えかをお伺いいたします。

次に、道路交通事情の改善についてでございます。静岡空港、第二東名の開通を契機としまして、観光交流新時代を迎えながら、榛北の道路交通事情は極めて悪いものがあります。特に362号線の青部バイパス工事の完工時期が大幅にずれ込みそうな気配の中で、崎平・小井平間の渋滞緩和対策、また県道川根寸又峡線の寸又峡・奥泉間の渋滞緩和対策、これは早急を実施すべき課題であろうと思います。また、地震等の非常時のライフライン確保上からも、大井川左岸と右岸の道路はそれぞれに十分な車線確保が必要でありまして、国道473号線の狭隘箇所の早期対策が望まれるものであります。2車線化を一挙に推進するというだけでなく、これは無理であろうと思いますので、最低限大型車の片道交互通行が可能となるような待機区間の設置などの実現性の高い工夫が必要だと思っております。これには、隣接市との共通の観念の保有が必要でありますので、今後どのような対応を考えて、対策を打っていくのかをお伺いいたします。

次に、情報通信インフラの整備についてでございます。テレビ放送は平成23年7月にアナログ放送が終了して、地上デジタルテレビ、いわゆる地デジと言われるものにかわっていきますが、山合いの地域でこの地デジがカバーできない世帯が残る可能性があるという放送事業者のシミュレーション結果が報告されております。隣接市と町の境で難聴地域が発生したような場合は、共聴施設の共同設置を計画するなどの連携が必要であると思われれます。

また、当町の地域ブロードバンド整備事業というのが、平成22、23年に、大変大規模な投資計画をもった構想になっておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げました地上デジタルテレビ対策と同次元で見るのではなくて、また隣接市町との間で整合のとれた地域行政サービスが可能となるような事業構想をつくるべきであろうと思われれます。中部電力の新線貸し出しの光ケーブルの利用、こういったものを活用しながら、当町にとって財政的な

負担の少なくなるような方法の検討も必要であろうと思います。今後の当町の事業構想に関するお考えを伺いたいと思います。

次に、地場産業の振興についてでございます。2年前、川根町の平成17年12月の定例議会においての一般質問の概要を川根町議会だよりで見ておりまして、ある一文に大変感銘を受けました。それは、島田市との合併に関しての質問の中で、川根茶は中川根町が中心となり全国に発信をしてきたが、最も恩恵を受けているのは川根町の茶業関係者である。島田市との合併に際して、今後川根本町への配慮をお願いしたいと、こういう茶農家でもある某議員の発言の記事でありました。川根町が島田市と合併しても川根地域は未来永劫に川根であります。川根茶は未来永劫に川根茶であります。同様に、林業にしても島田市は大井川流域の木材、大井川材の振興策に最も積極的な活動を展開してくれております。観光にしても、S Lに乗り、井川線アプトライン森林鉄道での南アルプスのふもと井川への旅は、静岡空港を持つ玄関口島田市が基点であります。このようなことから、いかに島田市との連携が大事かということではありますが、今後の対応策についてお伺いをいたします。

この中で、特に当町の平成20年度予算に計上されております農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付によるてん茶、粉末茶生産での川根茶ブランド維持強化策に関して、3月12日の予算審議の席上で説明のあった内容と、2月18日に川根本町役場ホームページに公表されていた川根本町農林業活性化計画、実は私は昨日農林水産省のホームページを見ていて当町の農林業活性化計画書なるものを初めて目にしたものでありますが、この内容につきまして、さきの3月12日の説明との間に幾つかの違いを感じているところがあります。これについてただしていきたいと思います。このことは、今後島田市の川根茶振興策との連携に大いに関係が出てくる可能性が考えられるということでもあります。また、さきに紹介したように、てん茶生産においても最も恩恵を受けるのは、島田市の茶業関係者だとなっていくような体制づくりも必要だと思っております。

ただしたい3点は、この活性化プロジェクト支援交付金の計画、計画の主体はだれなのかということが1つ。次に、計画の合意形成はどのように図ったのかというのが2点目。3点目に事業の推進体制はどのように確立するのかというのが3点、この3つについてもう一度お伺いをしたいと思っております。

次に、教育の一体性の保持についてということではありますが、地域連携型中高一貫教育での川根高校と川根中学との連携維持、島田市側の川根高校学校後援会、部活動後援会の体制維持が、川根高校の生徒数確保や今後の高校存続を左右する要素となるものと思われま。島田市側とはどのような調整をしてきているのかをお伺いしたいと思います。

最後です。福祉医療体制のバランス、平衡性についてであります。当町の20歳から65歳の年齢層は、年間平均150人ぐらい減少している傾向が続いております。この数値は私流にはじき出したものでありますが、年間150人の減少のうち、この年代で死亡により減少となるよりも、町外流出による減少が圧倒的に多いものと考えられます。暮らしやすい環境をいか

につくるかということが大事な要素になってくると思いますので、一つには子育て支援だとか介護、高齢者医療、障害者支援と隣接市との格差が生じないようなバランスを保った政策が重要であろうと思われます。どのような考え方を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、原田議員の質問にお答えをいたします。

行政運営上の連携の方法であります。行政運営の連携方法、仕組みについてでありますけれども、昨年12月定例会において板谷議員からも同様の質問があり、重複するところがありますことを御了承いただきたいと思っております。

この4月には島田市と川根町、11月には大井川町と焼津市、来年1月には岡部町と藤枝市がそれぞれ合併が予定され、志太・榛原地区も大きく変貌するものと思っております。行政運営の協力体制と関係職員の能力向上を図る目的で、各課が志太・榛原地区で構成する市町の協議会や研究会等は見直しを図り、連絡会等に切りかわった動きをしているところでございます。こうしたものにも今後、連絡会に参加しながら、行政間の連携を図っていきたいと考えております。

また、これまで川根地域の道筋を導いてきた川根地域振興協議会も、このほど議員御指摘のとおり、川根地域が目指す7項目の共通テーマを設定し、解散の運びとなっております。

現在、広域市町村圏の振興整備を目的に、島田市を中心に、吉田町も含めた島田・榛原地区広域市町村圏協議会、地域活性化に関する諸施策の推進を行っている島田・川根地域活性化連絡協議会が、引き続き継続しておりますので、こうした中で連携を図っていきたいと考えております。

また、観光関係団体が共同事業により観光発展に資することを目的とした大井川観光連絡会等も継続していきますので、ここで広域的な観光振興、交流人口の増大等を図っています。

また、島田市が中心となって空港の開港を目指して、より綿密な交流人口増大を考えていこうということで、新たな組織あるいは大井川観光連絡会等の再編等も視野に入れながら、新たな連携をしていこうということが現在協議中であります。

また、ごみ処理に関しては島田市にごみ処理を委託し、また消防に関する事務を島田及び焼津に委託処理をお願いするわけでありまして、これについても今後よきパートナーシップと連携を密にしていきたいと考えております。

また、こうしたことを全般的に取り組むものとして中部支援局がございまして、そういったところを通じての連携もより深めていきたいと考えております。

また、人的ネットワークの形成として行政運営、連携を目的に牧之原市と1名の職員を交換し、連携を深めていきたいというふうに考えております。また、自治体職員としての人間

力の強化を目的に、静岡総合研究機構へ1名人事交流を予定しておりますので、今後こうした組織との連携も期待していきたくと考えております。

以上、これが行政関係の点でございますけれども、今後とも、合併をいたしましても今まで同様の連携というのはさまざまな分野で、またそれぞれの案件ごとに連携を深めていきたくと考えております。

それから、道路事情でありますけれども、市町村合併あるいはそれに伴う静岡市、浜松市の政令市の指定など、当町を取りまく行政環境は大きく変動しておりますが、道路交通事情の改善については、今まで同様隣接市町との組織連携による要望活動を実施してまいりました。今後ともこうした活動は継続して行っていきたくと考えております。

例えば、従来組織しておりました国道362号整備促進期成同盟会を、前述の静岡市の政令市の指定により、新たに本町と静岡市側沿線の連合町内会とで組織する静岡市・川根本町間国道バイパス建設促進期成同盟会を立ち上げ、両市町間の国道バイパス工事の促進等を目的に、精力的な活動を展開しております。また、来年度からは同様に、浜松市の一部地区（天竜区春野町）との同盟会組織を立ち上げる予定で、当町下長尾から浜松市境間の改良並びに未整備区間の整備促進のため、連携して活動することとしております。

隣接する川根町とは、国道473号線瀬平から葛籠に至る狭隘部分の拡幅改良や、災害時の両地区の孤立化の不安を改良すべく、久野脇・地名間のバイパス建設など、川根町・島田市合併後も連携して、さまざまなプランを練りながら要望活動を行っていきたくと考えております。

また、隣接自治体との連携についてであります。島田市長を会長として、牧之原市、御前崎市、菊川市、吉田町、川根町及び本町との4市3町で、御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会を結成しております。本路線は、重要港湾御前崎港から東名高速道路、相良牧之原インター、新東名高速道路、仮称金谷インターを經由して奥大井県立自然公園まで、県中央部を縦貫する重要な南北軸道路となっております。南部においては空港や港湾を活用した地域活性化を促進するため、金谷・御前崎連絡道路の建設を、北部においては、道路幅員の狭隘箇所の改良整備を要望することにより、本地域の生活、経済活動が飛躍的發展を遂げるよう、構成市町が連携して活動を行っています。

このように、新島田市ほか隣接自治体との連携はゆるぎないものであり、相互理解しながらより綿密に広域的道路行政に努力をしていきたくと考えております。

情報網の整備の分野であります。静岡県では、静岡県総合計画「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン後期5カ年計画」を平成18年4月に策定し、県民くらし満足度日本一の達成を目指して、さまざまな施策の実現に取り組んでいます。情報化に関しては、目標達成のための基本方針として、静岡県高度情報化基本計画「しずおかIT戦略」を策定し、いつでも、どこでも、だれもが簡単に情報の受信、発信が可能となるネットワーク社会の実現を目的に、2010年にはインターネットが生活に欠かせないと感じている人の割合85%以上、プロ

ードバンドインターネット世帯普及率75%以上、地上デジタル放送受信可能世帯100%を数値目標として設定し、その着実な推進に努めています。また、平成19年には、陸、海、空の交通基盤に加えて、急速に進展している光ファイバーなどを利用したブロードバンドネットワークを第四の重要な社会資本ととらえて、地域情報通信基盤の整備とネットワークの利活用普及促進の2つの観点から、県、市町、地域、事業者が共同して取り組んでいく方向性を示すしずおか光ファイバー整備構想が策定されました。また、この計画の実現に向けて、光ファイバー整備計画市町連絡会が設置されるとともに、光ファイバー網整備支援制度も制定されています。

本町においても、本年度川根本町地域情報化計画及び川根本町光ファイバー整備構想を策定し、計画実現に向け推進していきたいと考えております。現段階で想定される光ファイバー網整備については、島田市から川根本町へ通信施設間幹線ケーブルを埋設する計画となっているため、島田市との連携は必要不可欠であると考えております。この計画策定に当たっても、島田市とは連絡を取り合い策定しておりますし、今後、光ファイバー網の整備実現に向けて連携を密にしていきたいと考えております。

また、幹線網整備に関しては、既存の企業等が所有するそうした幹線網の利用等も念頭に置きながら、あるいは通信事業者の参入も促進しながら、コストも考えた整備計画あるいは整備網の実現を目指していきたいと考えております。

それから、産業の振興の部分であります。

まず、観光の分野でありますけれども、第一次川根本町総合計画の観光分野での主要施策でもうたっておりますように、多彩な地域観光資源を生かした戦略的観光施策を推進していくことが課題と考えております。

現在、全般的に観光施設への入り込み客は減少傾向の状態ではありますが、千頭駅での乗降客数や長島ダムふれあい館への入り込み数は増加している現状にありますので、この状態を生かして、各施設との連携強化が必要と考えております。

また、来年3月開港予定の富士山静岡空港は、国内外からの多くの観光客を呼び込む大きなチャンスととらえております。来年度観光施設整備事業費補助金等を受け、2カ国語表記による車両誘導標識や多言語表記の歩行者誘導看板を設置いたしますし、観光客の安全確保のために寸又峡遊歩道落石防止網設置を実施いたします。

また、まちづくり観光協会を中心に、観光会社とタイアップし、川根茶などの地場産品の観光資源を生かした観光メニューの開発、郷土料理や特産品の研究、開発、情報発信、おもてなし研修や国際的にも対応できる観光ルートの確立を目指し、検討を実施していきます。

また、今年8月に設立した川根本町エコツーリズムネットワークの活動は、町外の方も参加していただき、幅広いメンバーの中で今後検討をしていきたいと思っております。今年度完成した湯彩香公園遊歩道も大いに利用して、環境保全、観光振興、心身のいやしにつながる茶畑や山林をテーマとしたエコツーリズムやグリーンツーリズムなど、ニューツーリズム

に取り組んでいき、それらへの支援や住民による自主的な観光イベントを、広域の連携の中で考えていきたいと考えております。

先ほど申しましたように、広域連携のルートづくりあるいは周遊コースづくりは、大観連並びに新たに検討しております組織の中でも十分検討していきたいと考えております。

農林業の関係でございますけれども、川根地域は自然的、立地的の各種条件から見ても、茶の栽培に適した条件を有しており、結果として地域農業そのものが茶生産に特化しており、農業イコール茶を原則とした土地利用、基盤整備等が重点的に進められてきております。また、全国茶品評会等における産地賞、農林水産大臣賞の受賞歴や、地域ブランド認証としての地域登録商標に川根茶が認められた状況から見て、銘茶川根茶として産地ブランドの形成は広く認知されている状況と言えますが、最近の茶業界を取り巻く状況は厳しく、年々緑茶の1世帯当たりの年間支出額、年間購入額とも減少傾向にあり、県・茶業会議所等の指導機関はもとより、流通を担う茶業関係団体及び農協等と茶産地が一体となった消費拡大戦略を図っていくことが重要であると言えます。本町においても、JA茶業センター等と協力した消費拡大、PR等を積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

また、来年の平成21年3月に迫ってきた富士山静岡空港の開港を、茶業の消費拡大の面からも好機としてとらえ、販売促進事業の実施に向け島田市、吉田町を初めとする志太・榛原地域関係者等との協議、強力を進めていきたいと考えております。

また、本町の現状を見ますと、少子高齢化の影響による後継者、担い手不足、茶業振興上不可欠である緑茶加工施設の多くが、施設の老朽化により消費者が求める食の安心、安全に対応できる食品工場としての機能が危ぶまれている状況にあり、早急にこれらへの対応が求められています。

これらの課題に対応するため、町としても収益向上、コスト削減、安定経営の面から企業的感觉、多面性を持った経営体への転換を進めるため、茶工場の再編を視野に入れた緑茶加工施設整備に向けた取り組みを展開しております。

また、産地として、普通煎茶以外に新たな製造方法による茶の製造に積極的に取り組むため、現在取り組んでいる釜炒り茶に加え、多方面で利活用が期待されているてん茶製造を推進するための施設整備に取り組んでいきます。

川根地域のもう一つの基幹産業である林業においては、外材の輸入増や建築工法の多様化により建築需要低迷がもたらした材価の暴落や、農業等他産業と同様高齢化、従事者及び担い手不足、生産経費の高騰等、林業を取り巻く環境の悪化による低迷といった構造的な不振が続く厳しい状況にあります。これまで、森林組合おおいがわを中心として施業してきておりますが、より一層の生産性向上と生産コストの削減を図るため、林道等の基盤整備とあわせ積極的に高性能林業機械の導入を図り、山元に還元できるような施策に取り組んでいきます。来年度高性能機械を森林組合が導入する予定であります。

また、自然と人間が共生する循環型社会を目指して、環境、社会、経済に配慮した森林管

理を目指し、今年度取得いたしましたFSC、森林認証の山林の拡大を図り、製材製品加工流通業者や消費者の方々に森林認証制度を普及啓発し、適正な森林管理を行っている川根本町をアピールし、大井川材の消費拡大を目指していきたいと考えております。

いずれにしても、産業関係に関しては、JAおおいがわそして森林組合おおいがわが広域に展開しておりますので、今後ともそうした関係団体との連携をしながら農林業の振興を図っていきたいと思っております。

また、お茶に関しては、川根お茶街道という川根地域の生産から流通、加工あるいはJAも加わった組織がございますので、そうした組織を通じて川根茶の振興あるいはブランド力のアップも図っていきたいと考えております。

それからてん茶工場について御質問がありましたけれども、主体は農家であります。現時点で3名の農家が核になるということで話が進んでおります。今後とも、先ほど申しましたように、茶産地としての多様な発展を図るために、てん茶のこうしたやる気のある農家の支援を国の補助等を受けながら進めてまいりたいと考えております。

教育であります。川根高校と中高連携の一体性についての質問にお答えいたします。

川根高校については、御承知のとおり県の教育委員会の所管するところであり、断定的なことを申し上げる立場ではございませんけれども、施設所在地の長としての視点からお答えをさせていただきます。

川根高校は、平成17年度から10年間の県立高等学校第二次長期計画に位置づけされております。また、川根高校に平成14年度から組み入れられている中高一貫教育校は、高等学校の選択肢が限られている当地域において、体験学習や伝統文化の継承などによる地域に根ざした教育の実践、多様な生徒の豊かな個性を引き出し、自己実現を図ろうとする態度、能力の養成、部活動や学校行事を通じての心身ともに健全な心豊かな人間性を養う活力のある学校、国際化、情報化など新しい社会への理解と解決能力を身につけるため、生徒一人一人の個性を重んじた教育課程を編成し、生きる力をはぐくむ教育として、川根地域の有為な人材育成を図ることを基本としております。

川根本町及び川根町においても、川根地区中高一貫教育協議会を設置し、行政のかかわりとして地域内の小・中学校の教職員を対象とした研修会や生き方教育としての進路指導等、小・中・高が連携する地域の人づくり、豊かな学力部会、郷土愛部会の発表会、講演会などへ、直接または間接的な支援を行っているところであります。

この中高一貫教育事業や予算の継続につきましては、昨年より合併事務すり合わせの中で、川根町への申し入れや川根高校への連携事業の強化をお願いしたところであります。この結果、合併後の島田市においても、川根地域の特性を重視し、川根高校後援会助成などとともに、従前と変わらぬ事業支援と連絡協議会組織への参加を継続することになっております。

また、本川根中学校、中川根中学校、川根中学校の連携中学へは、川根高校の教員が行き来して、TT、いわゆるチーム・ティーチングを基本とする交流事業、豊かな学力部会、郷

土愛部会などの中高一貫教育の継続を改めて確認してきたところであります。

福祉、医療体制の平衡性についてという御質問であります。大変幅広い御質問というふう
に理解しておりますけれども、現在、静岡県では市町の人口規模や地域の実情、施策の内容
等に応じて、地域の社会資源を有効に活用し、広域的な視点から施策を展開する必要ある
ことから、高齢者保健福祉、障害者福祉、保健・医療等を8圏域に分けて施策を展開して
おり、本町は志太・榛原圏域の中に属しており、以前から駿遠学園の運営、救急医療体制整備
等、現在もこの圏域で深いつながりを持ち、広域的に事業が展開されているところであり
ます。

また、医師会においても旧体制で榛原医師会を形成し、地域医療を担っていただいている
状況であり、志太・榛原圏域での今後の連携は変わらないものと、また必要と考えてあり
ます。

また、議員御指摘のとおり、人口の流出、社会的な減に対する対策でありますけれども、
やはり若年層の流出を食い止めるためには、当地域が若年層にも訴えていけるような地域ビ
ジョンあるいは施策を展開することが必要かと思っております。子育て支援そしてさまざま
な生活支援等も必要な部分は今後とも積極的に進めていかなければならないと考えてあり
ます。根底には、やはりこの地域に対する誇りというものの欠如が挙げられていると私は考
えております。今後、ここに住む、これは若年層に限ったことではありませんが、誇りを持
って川根地域に住んでいけるようなさまざまな特徴のある、あるいは地域資源を生かした政
策あるいは産業等の振興が必要ではないか、そんなふうを考えております。行政として何
を支援していくのか、しっかり役割分担の中で、それをしっかり明確にしながら行政として
やること、そして住民とともにやること、そして住民にお願いすること、そうした中で全
体的な振興を図っていきたいと考えております。

以上、多岐にわたりましたが、御質問にお答えをいたしました。

議長（森 照信君） 5番、原田全修君。

5番（原田全修君） 今回の私の質疑は、初めに申し上げましたように新しい島田市が誕生
するということから、当町が大きな浜松、静岡両政令都市とそして南の島田市、この間に
挟まれたこの我が町、これからどのような行政を展開していったらいいのか、この連携が
相当な大事なものになっていくんだろうということで6つのテーマについて、事例を挙げ
て申し上げたということでありまして、御丁寧な答弁をありがとうございました。ただ、
幾つかの点でまだ理解ができないと言いますか、私の感覚との違いと言いますか、その
辺がありますので、時間の許される限りと言いますか、御質問を継続させていただきます。

まず、1番の行政運営につきましては、行政運営の連携方法、仕組みの構築ということ
につきまして全体に通じることでありまして、2番目に質問いたしました道路交通事情の
改善ということなんです、これにつきましては、だれもがこれは感じているところであ
ると思いますが、先ほどお話しいたしました青部バイパス、それからルート362の小井平
- 崎平

間の渋滞、それから県道寸又峡線、この渋滞、この緩和策、これを相当なエネルギーをそこに入れて、何らかの対策をしていかなければならんだらうと思っているわけです。ですから、例えばの話で、待機区間の設定などによって、2車線化一気にということではなくて、そういったことを考えながら交通渋滞緩和策を少なくとも考えていかなければならんだらうと思っております。その点についてお考えをもう一度ただしたいと思えます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 道路整備の促進でありますけれども、合併という経緯があったにしろ、町内で大小合わせて4つのバイパス工事を持っているというのは、なかなか数少ない事例に当たります。そうした形で、それぞれが予算が分配されて一気にある区間の整備が進むという状況にはございませんので、議員おっしゃるようにその間の対策というのも必要な部分があるかと思っております。ただ、バイパスが想定されている区間の狭隘箇所の部分改良を要求しても、現時点での県の予算執行の方針からはなかなか認められない部分がございます。ほとんど認めてもらっておりません。ただ、本当に道路の機能が維持できないという部分に関しては措置はしていただいておりますけれども、拡幅というのはなかなか難しい状況であります。現時点では、先ほど答弁いたしましたように、473というのが基本的なまだバイパス工事等はないものですから、狭隘箇所の改良というのを重点的に行っております。また、現在ではまだ構想の段階である寸又に対するバイパス工事については、局所改良等をお願いしているところでございます。したがって、現在のバイパス工事が進んでいる部分に対しては、その早期完成を先ほどの連絡協議会あるいは促進協議会等の活動を通じて、あるいは町単独でのお願いもあわせて進めてまいりたいと考えております。しかし、現在渋滞対策としては、交通誘導員の配置等を行いながら、極端な渋滞ということがないように配慮してまいりたいと考えております。

議長（森 照信君） 5番、原田全修君。

5番（原田全修君） 寸又峡へ通じる道路は、当町にとっても大変にこれから生き残っていくための観光産業を強化していくためにも、どうしても必要な観光幹線道路だと思っております。そういったことで局所改良をやっているということなんですが、こういったところのピッチをもう少し上げるなり、要するにこれは全線2車線ということではなくて、部分的に2車線化、これが実は待機区間というような設定になっていくんだらうと思っておりますので、ぜひこういったことを早急に推進していただきたいと思いますと思っております。

国道につきましては、青部バイパスの遅れによります小井平 - 崎平間の渋滞、これにつきましてはもちろん観光的にも問題がありますが、実は旧本川根町側にあります幾つかの企業、特にケーブルテクニカさんのようなこういった寸刻を争うような物資の運搬、部品の運搬、原料の運搬、こういったようなものが今後ふえてくるだらうと思われず観光客の渋滞に巻き込まれて、運送用のトラックが動かなくなってしまうなんて話になりますと、これは大変なことになります。産業用道路だという認識を深めていただきまして、やはり局所改良だと

かいうことを進めていっていただきたい。その点でもう一度お伺いをいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） バイパス工事と並行しない路線についての局所改良の要望については、今までも積極的にやってまいりましたし、今後ともやっていきたいというふうに考えております。

議長（森 照信君） 5番、原田全修君。

5番（原田全修君） すれ違いになってしまうわけなんですね。ですから、そういったことがこの地域の必要性というものをもっともっと訴えていくという努力が必要ではないのかということ私は申し上げているわけでありまして。そういったことでバイパス道路が少しでも前倒しになってくるというならまだしも、後ろへ逃げていってしまうような対策の中で、今のような町長の姿勢ですと全く観光客も離れていってしまうような現象、あるいは産業道路としてもうまく使えないという話になりますと、企業すら出ていってしまう危険性すらあるわけですね。そういった認識をぜひお願いしたいと思います。

それはそういったことで強く要望して、次の3つ目の情報通信インフラの整備についてであります。これにつきましては、私も時折は取り上げておりますが、本町のブロードバンド構想なるものが計画が全く見えていないわけですね。ところが平成22年、23年度にシミュレーションレベルで言いますと6億円を2カ年度で12億円をかけた構想になっているわけなんですね。ですから、この辺のところを本当にニーズというものを把握した上での構想づくりでないと、財政的にも大変なことになってしまうという感じがいたします。計画について、構想づくり計画書につきまして、いつごろまでにこれを検討し作り上げていくお考えなのかをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 高速通信網の整備に関しては、やはり住民生活あるいは産業の振興のためにも必要なことだというふうに考えております。ただ議員御指摘のとおり、現時点でも幹線を整備するだけでも大変な事業費がかかりますので、先ほど言いましたように、どうした形で幹線を整備していくのか、そしてまたそれを運営する通信会社との連携等も必要でありますので、そういったものとの今接触というか、協議をしておるところであります。基本的には、先ほどありましたように国土交通省の光ファイバー網あるいは中部電力等企業の光ファイバー網、さまざまなこの大井川筋の光ファイバー網と、あるいは企業が東海道沿線に光ファイバー網を展開しておりますので、それとどう接続していくのかということが当面の課題になるかと思っております。中心的に運営してくれる事業者が確保できるか、いわゆるこの地域に参入していただける通信会社があるのか、あるいは参入する場合にはどういった条件が必要なのか、そういったことを今調査研究しているところであります。もちろん、県自体としてもそうした支援制度を今後展開していくということでもありますので、そういったものの内容等も十分精査しながら、より効率的なものそして維持費も考えた光ファイバー網

の整備をしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 5番、原田全修君。

5番（原田全修君） 財政シミュレーションでいきますと先ほど申し上げましたような平成22、23年度に巨額投資が計画されているわけなんです、実はこういったような大きな投資をする、こういったところでの投資が結局そのほかの建設的な投資と言いますか、そちらを圧迫するという要因にもなっているわけなんです。ですから、こういった建設それからその後の保守ということも考えていきますと、こういった構想には膨大なお金が必要になってくるわけです。町長が以前言っておりましたおじいちゃん、おばあちゃんでも家庭でテレビ端末を見ながら、パソコン端末操作しながら健康管理もできるような世界にしていくべきだというような話もちょっと耳にしましたが、そういうような福祉政策ではなくて、福祉はもっと別のような形のいろいろな方法もあると思います。ですから、どのような形で設計をしていくか、構想をつくっていくかというのが非常に大事なことでありますので、早急に計画、構想をつくり上げていただきたいと思いますというふうに思います。

それについて、その中に、地デジの対応も含めているような感想を私は持っておりますが、地デジ対策とこのブロードバンド対策とは全く異質なものであるというふうに思っています。まず地デジ対策について、先ほどの難聴地域が発生した場合の隣接市町との連携での共聴設備をつくっていくというような、この考えについてお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ちょっと確認というか、の意味で、財政シミュレーションの中にブロードバンドの6億円の事業を入れたというのは、新町建設計画にも想定された事業でありますので、それを導入した場合どういう状況になるのか、それが財政的にも可能かどうか、どんな影響を与えるかということを確認するため、あるいは知らせるために入れたもので、22年度からスタートするということが決定したわけではないということ、十分検討した上で、ただし年間6億円の予算を投入してもこういう財政状況ですということを確認した上での資料としてお受けとりいただきたいと思います。

それから、直接的に光ファイバーとデジタルが私も関連するというふうには考えておりません。ただ、こういったものも光ファイバー網も含めてテレビあるいはインターネットの普及というものを考える方策の一つかなというふうに考えております。そして、地デジに関しては、基本的には現在テレビが見えているところは見える。そして共聴施設で共同受信をしているところも、ケーブルの問題が、同軸ケーブルを使っていれば聴視可能ということで、基本的に現在の状況と変わらないというふうに思っております。ただし、電波の特性から共聴施設が受信の家庭より遠くにある場合、何らかの対応が必要だろうとか、あるいは別なケーブルを使っている場合には必要だろうと、さまざまなものがありますけれども、特に現時点から地デジになったからといって大幅に共聴施設のほうを変えたりするようなことは、現在想定しておりませんし、関係機関もそのように言っております。ただ、直接遠方から電波

をとっていた地域とか、そういったところに関しては、何らかの対応が必要か、やっぱりそれは個別に対応していくしかないのかというふうに思っております。

議長（森 照信君） 5番、原田全修君。

5番（原田全修君） 平成22、23年のブロードバンド整備事業については、もちろんこれは確定したものではありませんし、先ほどから申し上げておりますような隣接の市町のこういった構想としっかりした連携をとっていかないと、小さな我が町が過剰投資をして光ケーブル網をつくってしまったたり、そんなようなことを先走ってしまうと大変なことになってくる可能性、危険性が十分に考えられますので、そういった意味では一つ警告を発しながら、特に島田市との流域の連携ということが大事なことでお思います。福祉対策にしてもあるいは教育関係にしましても、こういったものを使いながらの考え方は、一つこの地域としてしっかりしたものをつくり上げていく必要があると思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

次の地場産業の振興の中で、観光につきましては一番初めに申し上げました、一番目のテーマの中でお話が出ておりました、いろいろな各種機関の再編とか統合、そういったようなものも必要だろうと思っておりますので、その辺とあわせて、例えば観光関係での各種協議会といたしますのは、先ほど、町長、大井川観光連絡会、大観連というお話をしましたが、それ以外にも奥大井地域振興協議会だとかマウンテンパーク構想推進協議会だとか、たくさんありますよね。こういったようなものを、どのような形でまとめていったらいいのか、要するにそういう働きかけを観光の拠点を担うことになるとお思います当町の町長としましては、どのような形でこういったものの協議機関といたしますか、つくっていったらよろしいのか、考え方を一つ披露していただきたいと思っております。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 観光に関しては、やはりこの地域の特性を生かすということで、大井川とお茶とそして南アルプスの玄関口という、そうした幾つかのキーワードをもってそれぞれ川根本町の特徴をその協議会の中で出していききたいと。とかく構想だけと言われてまいりました南アルプスマウンテンパーク構想も、今回のエコツーリズムのネットワークの設立で、ようやく具体的な第一歩が踏めたかなというふうに考えております。先ほど言いましたように、ここには町内はもとより多くの方々に参加しておりますので、こうした活動を通じて、まず点の整備をしていきたい、それを行政、そうした細部の組織の中で結びつけるような活動をして、誘客あるいは交流人口の増大を図っていききたいと考えております。

また、基本的には先ほど言ったおもてなしの心を持つことと、それぞれ地域の方々が自分の暮らしや産業やそれに誇りを持つこと、そういったことで来た人にも喜ばれる場所になると思っておりますので、そういったこともさまざまな施策を通じて自信を持って提案あるいはおもてなしができるような地域にしていきたい。景観も含めてさまざまな取り組みをしながら、多くの人に来て喜ばれる、また来たいと言われるような地域をつくっていききたい。幾つかの

キーワードを皆さんが認識することが大事だろうというふうに思っております。大井川、お茶、南アルプス、温泉、そういった幾つかのキーワードがあるかと思っております。

議長（森 照信君） 5番、原田全修君。

5番（原田全修君） 全くそのとおりであります。ですので、先ほど申し上げました、特に観光に关しましては、幾つかのたくさんの検討機関、協議機関があります。ぜひ有機的なつながりができるような形で、なるべくコンパクトにまとめていってもらって、機動性の高い協議体にしていってもらいたいと思いますが、その中で、特にややもするとこういった協議機関は、各種団体の長のような人の集まりのようなもので仕上げていくような傾向があります。結果的に、どの協議機関を見ても似たようなメンバーがそこに参加している。ですから一つの問題解決をしようとしても、結局同じような答えが上がってきて、なかなか前に進まないということもありますので、ぜひとも民間からあるいは積極的に名乗り出てくる者の中、住民の中から、そういった人たちを選び出していただいて、そういう協議機関をつくっていただきたいと切に思います。その点について町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 委員の選出方法ということだと思いますけれども、やはりこれから行政と各種団体が協働していくためには、その責任者たる者の意見とか、その責任者に対してしっかりした情報を提供して連携を求めていくということが必要かと思っております。そういう意味では、各種団体長が入ったそういった委員会等の意味も大きいものがあるかと思っております。ただ、具体的な施策を展開するあるいは具体的なプランを練るという場合においては、なかなかそうした組織に縛られている、あるいは長という立場ではなかなか自由な発言ができない場合も想定されますので、そうしたものに関しては、ワークショップ等の方式とかあるいは分科会的な方式で、さまざまな多様な方が入った委員会とか分科会をつくって、幅広い意見の中で計画等を策定していくことが必要かと思っております。それぞれ自由な発想を持つ委員会と組織の長としての責任とあるいは影響力を持った両方がうまくマッチして、住民と行政のあるいは各種団体と行政の連携協働ができるかというふうに思っております。幅広く意見を求めることは賛成でありますし、その指示に従って、今後ともそうした委員会のことについてもパブリックコメントを求めるなど、さまざまな多くの人の意見が出た中で計画を策定するように、行政としても注意深く取り組んでいきたいと思っております。

議長（森 照信君） 5番、原田全修君。

5番（原田全修君） その点について、町長の考え方は私も賛成いたしますが、かつてから何度も申し上げてきておりますが、お茶と観光との融合いわゆるトータルした観光という意味で、あるいはエコツーリズムにあらわされるような自然との、環境との融合、こういった川根本町ならではの観光対策というものが、これが大事じゃないかということでもあります。

で、ぜひともこういったものを早急につくっていくように、現在の各種観光関係の協議機関を再編するような、そういった働きかけを早速スタートしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの町長の答弁の中で、川根茶の振興策について、島田市との連携というその点の御答弁がなかったように思いますが、もう一度その辺をお願いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 川根茶に関しては、この地域特有の資源でありますので、お茶の振興ということに関しては、静岡県あるいは中部地域さまざまな団体が連携して活動できますけれども、川根茶に限っては昔で言えば旧三川根のところで生産されるお茶を川根茶ということに限定しておりますので、一義的には島田市との連携というのはなかなかしにくいところがあるかと思ひます。というのは、やはり島田市の中には金谷茶があり、島田茶というやっぱりそれぞれブランド力を持った銘柄がありますので、そうした場合には行政同士というよりも先ほど言いましたように、さまざまな団体が入った川根お茶街道、そうしたものの組織を利用して一体的な運動をしていく。あるいは三川根の組織として川根茶業協同組合という生産者の組織もありますので、そういった組織との連携をしながら、振興を努めていく、それが大事ではないかというふうに思っております。茶業全体の振興に関しては県下挙げてあるいは地域挙げてやっていきますけれども、川根茶に関してはそういった組織が一番適切かというふうに思っております。

議長（森 照信君） 5番、原田全修君。

5番（原田全修君） 先般の新聞記事の中で、島田市が金谷にあるお茶の郷、あそこで鹿児島茶でしたか、それも同時に島田茶と一緒に展示したということから賛否両論の声が上がったということで、島田市長はむしろ競争力を高めるためにはよそのお茶も一緒に展示してみる、飲ませてみるのも必要ではないかと。私は全く同感なんです。ですので、島田市は今度初倉茶、島田茶、川根茶とかそういったようなものを扱うということになるんでしょう。島田市としましては、ですから、そのくらいの川根茶というものをやはり一つの競争相手というようにとらえた島田行政として取り組みがきつと展開されてくるだろうと思ひます。そういう意味から川根茶の連携というのは大事だろうというふうに思ひます。

さらに川根茶というのは、先ほどから言っておりますような、この周りをよく考えてみれば、静岡市、浜松市という大きな二大政令都市に挟まれ、そして島田市という南の方へもマーケットが展開していくということになりますので、こういったところへもう一度マーケットを開いていくんだというくらいの意気込みが必要だろうと思っております。川根茶の名声というのは、そういう形でもって高価ですが、少量ですが、しかしそれだけの価値はあるだろうと、そういうことから都市間、隣接市との連携というのは大事であろうというふうに思ひます。新しいマーケットを遠くに求めるんでなくて、すぐ近くの市に求める可能性があるわけですから、そういう意味で積極的に川根茶の販売戦略をしていただきたいと思ひます。

んですが、それについてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 販売戦略はもう隣の市町に限らず、全国的あるいは全県的にやっていきたいというふうに考えております。また、連携に関しては、少量の山間地の茶業という意味では、南北軸よりは東西軸とって本山茶あるいは天竜茶、そうした山間地のお茶と連携しながら、山間地のお茶の特性を生かした販売戦略というのも大事な分野ではないか。もちろん平野のお茶のよさもありますけれども、こうした山間地の香りあるいはそうした味といった部分の特徴を生かした、そういう戦略が、生産量そのものは少ない川根茶でありますので、そうした山間地の産地が連携する必要もあろうかと思っております。ともかく、さまざまなチャンネルを使って川根茶の振興は議員御指摘のとおり図っていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 5番、原田全修君。

5番（原田全修君） その点についてはどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

時間がなくなってまいりましたので、少しずつカットすべきところはそうしないといけないと思っておりますが、一番最後の福祉医療体制のバランス、これにつきましては、今回の一般質問の最後のところに鈴木議員が登場してくれるものですから、結びの一番のところで、その辺で託したいというふうに思っております。

教育の一体性につきましては、これは島田市との間で連携継続が確認をされているということですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、先ほどの農山村活性化プロジェクト支援交付金、これに関して川根本町農林業活性化計画というのが実はインターネットでしっかり公表されておりました。2月18日にリリースされておりますけれども、実はこういったことでこの前どうして説明してくれなかったのかということで、ちょっと残念なことでありますが、この中を見てまいりますと加工施設は株式会社茶和希という会社が受け持つ。工場は上長尾地区に建設するということになっております。この事業の附帯事業として、川根抹茶マーケティング研究会が担当しますということになっておりますが、こういったような話が前回出されておられません。こういったような計画が、実はJAが主体的になって動いておりますというような話もありましたんですが、実は計画の主体というのは、だれがやるべきかということになると、これは自治体がやるということになっているんです。そのことについて、川根茶マーケティング研究会なるもの、これは要するに計画の中にこういったものがあらわれているわけですので、その辺のところを計画主体はどこなのか。実施主体じゃないですよ、計画主体です。それをもう一度お伺ひしたいと思います。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） 計画主体はどこかということですが、確かに活性化計画、そういうものについては自治体が計画はつくるわけなんですけれども、農家さんの意向というので

すか、意欲というんですか、そういうものをやりたい、例えば今回てん茶の施設をつくりたいと、そういうものをまとめた中での計画でありまして、あくまでもその計画に対しては行政はいろいろな面での農家への支援を、ＪＡ、県とともに意欲のある農家に対しての支援をしております。

議長（森 照信君） ５番、原田全修君。

５番（原田全修君） 計画主体は、町が公表した資料に、計画主体は静岡県と川根本町というふうにはっきりなっているわけです。ですから、ＪＡでもなければ、ＪＡはもちろん参加しているかもしれませんが、全部民間であるということではなくて、これは確実に行政がかかわらなければならないということになっているわけです。そしてさらに、時間がないので３つの質問ということで３つ目に申し上げました事業の推進体制はどうかということなんですが、これについては推進体制はどうなんですか、お伺いします。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） 推進体制ということですが、あくまでもこのてん茶工場については農家でございます。そういう計画に対して、行政、ＪＡなりが御支援をするということなんです。

議長（森 照信君） ５番、原田全修君。

５番（原田全修君） 誤解されても困るんですが、私はこういったてん茶というようなものにつきましては、これはもともと多様なメニューを持った川根茶の振興戦略があっていいんじゃないかと思っておりますので、これに反対するなんていう気持ちは全くありません。もちろん賛成であります。ただ余りに唐突にこういったものが出てきたものですから、相当なてこ入れを行政のほうでもしてやらないと、この事業がうまくいくかどうかということが心配なものですから、お聞きしているわけでありまして、事業の推進体制は、川根本町役場を中心に県とＪＡと連携をとって推進していくということになっているんですね。それについてお伺いして、時間がなくなってきましたので、もう一度お伺いして質問を終わります。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 工場のそのものの推進は事業主体ですが、全体の、それを使った川根茶の振興策というのは地域全体が上げていく、その中の一つとしててん茶工場が位置づけされているというふうに私は認識しております。もちろん、川根茶の振興のために、さまざまなやる気のある農家を応援するのは行政の大きな役目ですし、それがまたさまざまな形で地域振興につながってくると考えております。そういう計画の中で、てん茶工場が位置づけされているというふうに御認識していただきたい。計画そのものは農家の主体的な事業でありますので、それに対して町が国県からの補助金をいただいて、それをまた支出するという事業であります。

議長（森 照信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、これまでといたしたいと思っております。

これで原田全修君の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

10番、板谷信君、発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、一般質問をさせていただきます。それこそ、今回の議会を最後に筑地総務課長と前の山本総務課長がかわるということで、この2人には財政のほうをいろいろ教えていただいた恩があります。そういう意味において、教えてよかったと言えるような一般質問ができたかと、そんなふうに思っています。

それでは、質問の本論に入る前に、まず平成20年度予算を全体的に見てみたいと思います。

平成20年度の財政規模は60億8,200万円で、平成19年度が56億2,000万円で4億6,200万円の増となっています。この本年度予算を性質別に歳出を見ますと、投資的経費を除いた部分、つまり経常的経費及び繰出金などのその他経費は、平成20年度が47億8,200万円で、平成19年度は48億2,300万円とほとんど変わらない数字となっています。

一方、投資的経費は、平成20年度が12億6,500万円で、平成19年度が7億6,700万円と約5億円の増額となっています。

以上から、今年度の予算は積極的な予算かと見えますが、さらに詳しく見る必要があります。投資的経費のうち、大きな総合支所建設が約3億円、碾茶加工施設へのトンネルの補助金が約2.5億円で、残りは約7億円となります。

また、町の会計全体で見ると、簡易水道会計で田野口簡易水道工事の終了により、約1.6億円の減であることを考えると、単純に積極的な予算とは言えそうにありません。

また、町が展開するソフト事業は統計的に資産としては残らず、投資的経費に含まれず、経常的経費の物件費や補助費等の中に入っています。町が行う積極的な企画事業や住民が意欲的に行う地域おこしの事業への助成など、これらの町の前向きな姿勢こそ議会がチェックしなければならない視点となります。この点は、物件費と補助費等の総額だけを見てもわかりません。しかし、物件費と補助費等の経費に臨時的財源と経常的財源のいずれがどのくらい使われているかは決算資料からわかります。臨時的な収入が充てられているということは、その事業が臨時的な、つまり新しい事業のものと考えられます。こういう視点から見ますと、決算の新しい方の平成17年度と平成18年度を比較すると、平成18年度に臨時的財源の部分が大きく減っていることから、ソフト事業に消極的な行政運営となっているのではないかと危ぶまれます。

そして、その傾向が19年度、さらに本年に引き継がれているとすると、総括として本年度予算もハード事業、投資的事業でもソフト事業でも緊縮型が続いていると見ることもできると思います。

それでは、質問の本論に入ります。

通告の冒頭に、町行政の究極の目的は、町の人口の確保にあると書きましたが、町が人の集合体である以上、人口が減少したり年齢の構成が極端に偏ったものになると、町として自立して機能していかなくなります。例えば、若者が減って非常備消防を組織できなくなる。他の町や他の市の若者に頼るといふことになれば、これを自治体とはもう言えません。福祉についても同様のことが言えます。人口を減らさない、できれば人口をふやす政策に転換、集中すべきであると考えます。そして、それは将来来るかもしれない合併再編により、当地域が大きな市の一部となる前にすべきであると考えます。そのためには、むやみに財政規模を小さくしない。でき得る限りのぎりぎりの行財政運営をしていく覚悟が必要であると思います。

1、身の丈に合った財政とは歳入に見合ったということですが、歳入の中には行財政運営のやり方で変動する部分があるのではないのでしょうか。自主財源である町税、使用料等はふやす努力は必要だが、急激にふえるということは期待できません。したがって、自主財源の運用のやり方で、いかに国や県から依存財源を引き出すかが大切なことになると思います。

2点目、次に、町の歳出を適正に管理していくためには、資産として残るものに係る経費と毎年毎日日常的に消費していく経費を区別して管理していく必要があります。それがバランスシートの考えであり、行政コスト計算書の考え方であります。この点については、去年の6月定例会で論じましたので、ここでは詳しくは論じません。

行政コスト計算書は、またその考え方を活用して町がやらなければならない行政サービスであっても、それをいかに効率的に行うか、他の方法はないか、常にそのことを考えて事業を執行する職員の意識改革など、事業の効率化を進めていくべきと考えますが、町長の考えを伺います。

3点目として、町が日常的にやらなければならないサービスをよりコストのかからない効率的なやり方で行うことにより、そのことにより生じる財源を積極的な事業に振り分けていく、積極的な事業がイコール投資的経費ではありませんけれども、さらに話を進めると、バランスシートの考え方は、町の起債残高、借金の残高と現に今残っている、住民が利用している資産をセットにして意識する必要があります。大切なのは地方債残高がいかに少ないかではなく、住民にとっていかに必要で利用価値のある施設、道路や建物が残っているかであります。将来さらなる自治体の再編があるとするなら、今一つの自治体であることを最大限に生かす責任があります。さきにも述べたが、大きな市の一番の周辺地域になっては、回ってきにくい事業を今優先的にやっておく必要があると思います。この点、投資的経費の主要な財源である町債の運用について、町債は町の有形固定資産の形成に密接に関係することか

ら、バランスシートの考えと財政健全化法のハードルを維持した中で、最大限積極的に活用すべきであると考えますが、町長の考えを伺います。

以上です。

議長（森 照信君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 大きく分けて、板谷議員の質問3問ありますので、順を追って説明をしていきたいと思えます。

歳入は行財政の運営で変わっていくのではないかというような御質問ですけれども、平成20年度当初予算は御指摘のとおり60億8,200万円で、歳入構成を見ますと自主財源が23億3,400万の38.4%、依存財源が37億4,800万円の61.6%となっております。自主財源につきましては町税が大部分を占め、現在のところ大幅な増額は見込めません。そのため、歳入の確保については、当然県、国の補助金など依存財源に頼らざるを得ません。毎年の予算編成におきましても、まず検討されている事業が総合計画など全体のまちづくりの方向性と合致しているか、目的の達成手段として適正な規模、内容か、住民のニーズに対応する政策、手段、施設としてほかにより効果的な方法はないのかなど十分検討し、事業実施が決定されています。その後、全体の予算枠、後年度負担総額を予想しながら、事業総額、当該年度予算が決まっていくのは御存じのとおりだと思います。特に、建設事業等の投資的経費の確保については、事業別に担当部署により国、県等の関係機関への要望、ヒアリングにより、事業費の確保に努めております。

また、事業によっては対象となる地方債の借り入れにより事業費を確保しており、これらの事業に充てるための特定の財源、いわゆる依存財源が年度ごとの予算で変動する部分であります。

身の丈に合った財政とは、歳入に合ったということですが、さきに述べたように自主財源の確保が厳しい中、過疎対策事業債や合併特例事業債を優先に借り入れしております。これは過疎計画や新町建設計画に基づく事業に対して借り入れをしておりますが、借り入れに当たりましては償還などの後年度負担を考慮し、持続できる財政規模を考えなければなりません。

以上のことから、各種補助金や地方債の活用、いわゆる行財政運営のやり方によっては歳入が変動する部分はあります。しかし、当該年度の負担が少ない有利な起債、補助金でも、中長期的な財政運営の視点からの制約も当然考慮していくのが行政の継続性や、今を預かる行政組織の責任と考えております。

こうしたことを念頭において、住民の生活環境整備に係る投資的経費の確保については、引き続き国県の補助金や有利な地方債などの活用により、より限られた自主財源とあわせ、効率的な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

行政コスト計算書の考え方を活用すべきではないかということでもあります。これに関して

は私も同感であります。地方自治体の行政活動は、バランスシートで明らかにされる資産、負債等の状況だけでなく、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政サービスが大きな比重を占めています。行政コスト計算書は、その行政サービスについて、1年間のサービスの提供の状況を、総務費、民生費などの目的別、人件費、物件費など性質別にコストの面から把握し、これらに要した財源の状況を明らかにするものであり、この計算書により行政活動の効率性を検討することができます。

地方公会計制度改革により、町村についてはバランスシート等の作成が、平成23年度までに取り組むこととなっております。平成19年6月議会において答弁させていただいておりますが、本町においては平成22年度決算からの実施を予定しております。現在、集中改革プランに基づき効率的行政運営を進めておりますが、今後についても公会計制度の準備を進めていく中で、職員のコスト意識の醸成とともに、行政コスト計算書の機能を考え、経常的経費の節減を図っていきたいと考えております。

次に、町債等を最大限積極的に活用すべきではないかというふうな御指摘でございます。

町債の現在高については、一般会計では平成19年度末では70億7,700万、平成20年度末では73億9,600万円の見込みとなっております。町債はさきに述べられたように、大部分が施設建設、道路事業など有形固定資産の形成に充てられており、バランスシートでは負債として地方債残高に表記されますが、その一方で資産としても表記されます。

本町では、起債の活用については、過疎対策事業債、合併特例事業債など交付税措置がある有利な起債を中心に借り入れしております。そのため、財政健全化法の一つの指標であります実質公債費比率は平成18年度決算において10.2%であり、早期健全化基準である25%を大きく下回っておりますが、その償還に当たる毎年の公債費は経常的経費となり、交付税措置により普通交付税需要額に加算されますが、経常収支比率アップの一因ともなります。

また、過疎対策事業債や合併特例事業債はその元利償還分の70%を交付税措置され、大変有利な起債であります。起債は施設等の建設には活用できますが、先ほど述べたように将来にわたっての施設の維持管理費について補助金や起債はありません。しかし、行政サービスや生活環境の維持向上を努めていく上で、その財源確保においてさきに述べました国県等の補助金とともに、町債は必要不可欠なものと考えております。

財政健全化法による指標の基準の維持と、同時に施設の維持管理費や公債費などの経常収支比率を見据え、今後も有利な起債を中心に活用し、その財源確保により町の将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」の実現に向け、事業の展開をしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） たくさんの質問をした中で、流れとしてはこの町が置かれた状況、地理的なものと時間的なもの等いろいろなものがあって、その中でどういうふうな財政運営

をやっていくのが今ふさわしいのかという観点から聞かせてもらいました。そして、その基本にあるのは、今の財政運営のやり方は安全ではあるけれども、消極的ではないのか。つまりは、住民への行政サービスという点においては物足りないものがあるのではないのかというような観点から聞かせてもらいました。1点ずつまた聞いていきたいと思います。

独立した質問ではなかったんですけども、その根本にあるのは行政って何のためにあるのか、行政の目的って何だろうかというふうに考えたとき、それはやはりそこに人が暮らしていける、そのことが一番基本じゃないか、そしてそこに人が暮らしていけるためには、そこに住みやすさがあって、そしてかなりの人数の人がいて協力し合いながらやっていく、それがあってこそその地域じゃないか、そんなふうなことを考えますと、ここに総合計画のときに出した人口予測というのがあります。これは国勢調査なんですけれども、平成17年では8,988人、ちょうど9,000人ぐらいです。そして10年後、平成28年では7,118人と約2,000人弱の減り方をしています。人口が減るとというのが町財政にとっても、またさらに住民の生活にとってもどのような影響が出る、その点についてまず考えていかなければならないのじゃないかと思います。そのような点について、町長がどのように考えているかまず質問をしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 人口減少というのは、これはもう日本全体の話でもありますし、各地方自治体の大きな課題と認識しております。また、いろいろな意味で人口減少というのが町の活力の低下、あるいは自治機能の低下に大きな影響を与えているというふうに感じております。また、さまざまな町税の面とかそうした生産力の低下というのは、そうした町の独自財源の収入源にもつながっていきますので、大きな課題だというふうに考えております。また、これが急激に回復するというのもなかなか見込めない状況でありますので、やはりある程度人口減少というのも想定しながら、町の行財政運営をしていくことが必要と、それと同時に少しでもそれがとまりあるいは反転するように、さまざまな施策というのを短期、長期あるいは中期も含めて、そういう視点からさまざまな政策を打っていく必要があるだろうというふうに思っております。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 今、町長、人口が減らないように、ある程度減少するのは仕方ない部分だと。10年間で2,000人がある程度の人数なのかちょっと私にはわかりませんが、ただ少なくとも、少しずつでもその部分が減るような形での政策を展開していきたいという話がありました。人口を減らさない政策、具体的にどんなものがあると思いますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 年齢、階層別あるいは対象別、あるいは産業別、さまざまなアプローチの仕方があろうと思いますけれども、1つは少子化対策という町民の方々に対しての部分、そして皆さんが元気で長生きできるような高齢者に向けての対策、そしてもう一つは町内だ

けの力ではなかなか無理な部分を、町の特殊性を生かして、町外からの移住とかあるいは町内に籍はあるけれども仕事の関係で外に行った方、あるいはそういった形で定年を迎えた方の帰郷というかそういった対策、それともう1点は、これは全国的な展開事例だと思いますけれども、2つの住所を持つ、東京あるいは都会にしながらも、あるいは地方にもそうした住居を構える、それが正式な人口増につながるかどうか議論が分かれませんが、さまざまな対象別のアプローチがあろうかと思っております。

もう一つ大きな、高校を卒業してあるいは大学、学校を卒業して、町内から離れてしまっている人、そうした方々が町内で生活あるいは就職できるような環境を整える、さまざまなアプローチがあろうかと思っております。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 町長は今述べたような人口が減らない対策、これを最優先で積極的に現在推進しているというふうにお考えでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 平成13年から始まった交付税の改革等の中で、地方の財政というのが大変厳しい状況にあるというのは議員も御承知だと思っております。そうした中で合併を経て、現在、何回も申し上げますけれども18、19、20年度予算編成において、どうにか身の丈に合った予算執行状況をつくってきたと、第一段階は過ぎた、圧縮型あるいは削減型の予算編成は一定の段階に来て、極端に基金に頼らなくても何とか年間予算がつけられるような形まで、いわゆる収入に合った予算編成に来たというふうにご考えております。そうした中で、21年度以降、やはりそうした中で、1つの事業が終われば集中的に必要な事業に重点投資する、そういう状況が整ってきたというふうにご考えております。

ただ、私が一番今基本的な考えとして重視しているのは、個別の政策というよりもやはり住民自身がこの地域に誇りと自信を持って住めるような、まずそういうベースをつくっていかなければ、どんなに職場の確保をしてもそういう自信と誇りが無い地域から若者は外へ出てしまうだろう。あるいはどんなに住宅を仮につくったとしても、住民が自信も誇りも持っていないような地域に外から移り住んでくれる人はいないだろうというふうな気持ちを持っております。もちろん行政ですからゼロとか100ということはございませんので、そうしたさまざまな対策を同時にやっておりますけれども、基本的には今必要なのは川根本町というものをみんな認識して、ここで住民の方が、よし、この資源を生かしていこう、将来に向かって生かしていこうという、そういう自信とやる気、そういったものを起こす、まずそれが最初かというふうにご思っております。その中で、じゃ私はここを生かしていこうとか、そういうことで新たな産業とかあるいは交流人口の増大を図り、順次活性化していくのではないかと、そんなふうにご思っております。基本的には、少子高齢化も含めてさまざまな要因から厳しい財政状況を、まだこれからもやっていかなければなりませんけれども、ようやく一定の段階に3年かけて来たのかなというのが私の率直な気持ちであります。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 人口の減少を食いとめるという極めて難しい課題に対して、町の誇りと自信で何とかなるといふうちに、もし町長が考えているとしたら、それは大きな間違いじゃないかと思います。やはり生活環境がよく、それで生活できる状況がまず整って、そこに人がいてこそ初めて自信とか誇りとかというものが出てくるものであって、先に出てくるものがちょっと違うんじゃないかと思います。ただ、町長の今までの答弁の中でも、これから住民の生活をよくしていくために、行政サービスを上げていくために、21年度ぐらいから積極的に展開していくんだというような答弁でしたけれども、その点について、そのためには何ができるかといえば、やはりきっちりとした行財政運営、そしてかなり積極的な運営をしていかなければならないというふうなことになると思います。

それこそここで挟みたい要素としては、まず何年か後には、この町が新たな合併再編によって、もっと大きな市に集約されていくんだらうという考え方があります。そのこのところを町長が全くとらないというならまた別なんですけれども、そういうふうに考えたときには、まずそれまでに1町であることによって何ができるのか。大きな町になってしまっただけでできないことを今集中的にやっておく。そのためにはある程度積極的な財政運営も必要ではないかと、そんなふうにも思いますので、その点を基礎に置きながら1つお聞きしたいのは、身の丈に合った財政運営というのは歳入の部分だと、身の丈というのは。そんなような町長の答弁がありましたけれども、それでは自主財源をうまく使って依存財源をふやしていく、それから依存財源の確保についてもどのようなものが考えられているのか。新しい考え方としては、今年の町長の説明の中にもあったんですけれども、ふるさと納税というような考え方があります。これは外へ出ている人に寄付をしてそれを財源に行政をやっていくという、そんなような考え方もありますし、また、ある町では町債を発行して住民の方にそれを買ってもらい、そして住民の方と一緒にまちづくりをしていくというような意味での住民参加型の町債というようなものもやっているところもあるんですけれども、依存財源をどういうふうな形で確保していくのか、具体的なお考えがあればお教えいただきたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 積極的な行財政運営という、それが基本的な御意見だと思いますけれども、今までのように財政調整基金等に頼る財政運営ではいずれ立ち行かなくなるということで、現在の3年間の緊縮型の予算を組んできたということは御理解していただきたいと思っております。

それから、誇りと自信だけでまちづくりができるとは思いませんけれども、それが根底にない限り政策の効果というのはなかなか出てこないだろうということを言ったわけで、政策を打たないということではありませんので、御理解をしていただきたいと思います。

それから、さまざまな依存財源のあり方については、先ほど言いましたように、例えば合併特例債、合併の中での地域振興基金の創設、あるいは先ほどのふるさと納税、これはあく

までも任意でありますので予定が組めるものではありませんけれども、そういったもの、それからもちろん町民参加型の公債というの、今後町民のこれから理解が深まれば、あるいは我々が打っていく政策というのが理解を得られれば、こういった制度も十分活用していくことは可能かというふうに思っております。基本的には、現在のしっかりとした経費の節減をすることが、こうしたふるさと納税あるいは町民参加型の公債に対して、より多くの理解が得られるものと考えておりますので、まず効率的な行財政運営をすることが先ほど出たようにさまざまな仕組みを使ってやるのが第一だというふうに思っております。今後想定されるさまざまな依存財源の確保については、それぞれしっかりとした情報を持ちながら積極的に活用していきたいと考えております。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 幾つかの点がありまして、今行っている経常的な経費を減らしていく、つまり行政コストの部分と、それから財源を確保していくという部分と、2つの点について今質問しているんですけども、相前後することになるかもしれませんが、それではここでまず経常的な経費の部分をどうして減らしていったらいいのかという部分、先ほど最初のところでも述べたんですけども、町の経費というの、今投資的経費と経常的な経費というふうに大まかに2つに分けているんですけども、現実としては、イメージとしては3つに分かれるというふうに私は思っています。

と言うのは、橋や道路のように資産として残る部分の投資的経費、それから経常的な経費の中にもソフト事業的なもの、これはいろいろな形で積極的に展開するものであって、これはかなり建設的な経費であると。これはどこに入っているかというと物件費や補助費等に入っていて、混ぜて見えないんですけども、その部分もこれからすごく重要だ、つまりハードの事業からだんだんソフトの事業に町の財政運営を展開していくという点においては、この部分をしっかり押さえておかなければならない部分じゃないかと思います。

そしてもう一つは本当の意味の義務的、固定的な経常経費。そして私がここで言いたいのは、最後の部分の固定的な義務的経費の部分の行政コストをどのように下げていくか、その具体的な方法として行政コスト計算書があるのではないかというような話をしました。ここについて、町長は先ほどの答弁の中では22年度の決算から採用していくというような話でしたけれども、この考え方そのものは全部そろわないと、全部の事業ができないとこれが使えないということではなくて、行政コスト計算書の考え方そのものはできるところから適用していくんだと、そのような姿勢が必要じゃないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今までの現金主義から、そういったストック重視の新たな考え方の転換ですので、当然22年度を目標にしてやっておりますけれども、そういった考え方というのは随時入れていくことが必要かと思っております。ただ、仕上がりは新たな制度ですので、またどういうふうにそれを評価するかという部分も含めて、まだまだ検討する部分が多いか

と思っております。できるところからやっていく、あるいはそれが22年度でなくても必要ならそういったものを部分的には前倒しで、いろいろな資料を収集していくということも必要かと思っております。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 答弁を聞いていますと、何か必要性、緊迫性感というのが感じられないんですけれども、もう少し具体的な話にしますと、結局財政を苦しめている部分は、ちょうどバブル期というか、何年前につくったいろいろな施設が老朽化もし、また管理運営費もかかるという形で川根本町の財政をかなり締めつけているという認識があります。そういう点においてはよく挙げる施設として音戯の郷、それからもりのくに、おろくぼ、茶茗館をよく挙げるんですけれども、まずこういうような事業ごとの行政コストを計算するような、そのような取り組みをまず始めるべきじゃないか。すべてのことを22年度でさあスタートじゃなくて、まず今緊急に問題になっているところからどういうふうに行政コストを下げたいのかというふうな取り組みをしていくべきじゃないかと、そのように考えますがいかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これはもう集中改革プラン等にそうした施設の運営のあり方というのは指摘されておりますので、さまざまな方法で本来の目的を確認しながら行政コストの削減は努めてきたし、これからも努めていきたいと考えております。その一つの判断材料としてバランスシートとか行政コスト計算書等があるかと思っております。ただ、運用に対しては、実際今新しい制度が始まったばかりでありますので、それをいついつまでに導入するというまで、こんな私の立場ではなかなか明言できませんので、そういったことが判断材料として編成できてくればそれを活用しながら、さまざまな方向性を探るときの材料にしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 質疑と討論がかみ合わないという感じがします。制度として一遍に上げよというふうに私は言っているわけじゃなくて、大事なものは必要性があってそしていろいろな制度が出てきて、その制度を採用するということだと思えます。という点においては、今ある程度老朽化した観光施設の部分が、財政的には厳しい状態になってきている。まずその部分を、バランスシートは全く関係ないですけれども、行政コスト計算書のような考え方、つまりコスト意識で検討していくというような、そここのところをまずやっていくべきではないかという話で、全体的に日本全国画一したような行政コストやバランスシートをすぐつくれという話ではなくて、せっかくこういうような行政コスト計算書みたいなものもあるもので、そういうような精神を自分たちの中でうまく利用し、活用して、川根本町に合った形での検討をしやすいような方式を考えていけないか、それも全部じゃなくて今困っている部分の観光施設等にそれを適用して、そしてみんなで検討していくような形にならないかと

いうことで聞いています。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 行政改革で指摘された、例えば観光施設の今後の運営とかあり方を考えるときに、そうした資料が欲しいとなればそれはつくっていかねばならない、また今までの設立の経緯とか住民の思いとか、そうした計算に出てこない部分も加味しながら今後の運営、あるいはあり方を幅広く検討していくことが必要だろうと思っております。要するにつくれという御指摘だと思いますけれども、それが必要ならつくって、それを判断にまたさまざまな運営を考えていく、それは決して否定するものではありません。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） うるさいことを言うものでつくるというような考え方ではちょっと違うんじゃないかと思う。と言うのは、行政コスト計算書の、一番かどうかわからないけれどもかなり重要な部分は、そこでその仕事をしている職員の人にコスト意識を持ってもらう、そうだとしたら説明のためだけに必要なものではなくて、まずそこで実際に働いている職員の方にその意識で働いてもらう。そのことに意味があるんじゃないかと私は思っていますけれども、これ以上の答弁は多分ないと思いますので、質問を次のほうに移りたいと思います。

ただ、町長の答弁の中でも、経常的経費の部分、これをできるだけ節約していかなければならないという部分においては意見が一致はしていると思いますけれども、あと、川根本町の財源の部分、ここの部分について、やはり自主財源、特には基金の部分なんです、基金をどのように使うか、どのように運用するか、そして基金を使うことによってどういうふうな形で借金を起こして依存財源を持ってくるか、ここら辺の兼ね合いのところなんですけれども、それは積極的に今は私はやらなければならないときだと思っていますけれども、それについて聞きたいと思います。確かに、行政執行者側としては幾ら積極的にやれと言ったって、財政状況をつぶしてまでもやったのではしょうがないというのは、それは当然の考え方だと思いますので、新しく出た財政健全化法などを参考にした中での我が町の財政状況について、町長が今どのようにお考えか伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在の制度上、現在の予算規模というのが一定の形に近づきつつあるのか、もちろんこれは決算状況とか見ていかねばいけませんけれども、基本的には現在の規模というのが一つの一定の基準かというふうに感じております。もちろんこれは交付税等が大幅に変わってくれば大きな影響を受けますけれども、現時点ではそのように考え、こうしたものを今後維持できればというふうに考えております。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） もう少し具体的な答えがもらえないと、行財政をやっている一番真ん中にいるのが町長ですので、その町長が財政状況をどのように把握した中で、これから事業を進めよう、財政をやろうとしているのかということですので、余りにもアバウトな、

注意してやるよぐらいの形じゃなくて、もう少し具体的なものが欲しいと思います。重ねて質問しますけれども、先ほど町長の答弁の中にも、実質公債費比率は10.2だというような話が出ましたけれども、10.2という数字がどういう数字なのか。財政健全化法から見ても、またいろいろな他の地域との比較から見てもどういう数字なのか、いい数字なのか悪い数字なのか、そこら辺の部分のところも説明していただかないと、町長がどのように町の財政を考えているのかわかりませんので、少なくとも実質公債費比率だとか、実質収支の話とか、借金の方、負債の部分の、町長のごく簡単な町の財政認識、これをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 10.2%という数字であります。実質公債費比率、決して低くはない、もちろん危機的な状態でもないけれども決して低い状態ではないというふうに思っています。この数字を維持していくのが一つの方向かというふうに考えて、実質的には25%が上限だからそこに近づけていくというような考えは持ってありません。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） ほかの部分の答弁はないんですけれども、ないということで、質問を進めていいのかちょっと迷っているんですけれども、答弁するのに1つだけの形でという形になると思うんですけれども、ただ今、町長が述べた中で、10.2という数字は高くも低くもないという数字で、財政健全化法でいくと25ぐらいまでになるとイエローカードが出るという話なんですけれども、財政の健全を保つのは悪いことじゃないんですけれども、もう一つ先ほどから言っているように、何年間のうちに多分次の合併がある、それが大きい合併になったときには、川根本町、この地域がどういうふうな状況になるかと考えたときに、まず今できることをしっかりやる、大きな枠になったのではできない部分のところをしっかりと今やっておかなければならない、そうだとしたら10.2が上がっても、健全財政を保った中ではもっと積極的な財政運営をやって行政サービスを上げていくという、それからいろいろな投資をしているいろいろなまだ不十分な部分、多分合併してしまったら余り手をかけてもらえないような部分を基盤整備していく、そのようなことをすることが大事であって、今ある財政指数をなるべく下げたくない、悪化したくないという考え方だけでは行財政運営ではないんじゃないかと、こんなふうに思うんですけれどもどうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今やらなければならないことを、行政としては積極的にやっているつもりであります。もちろん、それは歳入というものを見据えながらの必要な施策をハード面でもソフト面でもやっているというふうに思っています。個別の、これが必要だということは、やはりこうした議会の場あるいはさまざまな場で議論しながら、こういったものが今やらなければならないのかというような個別の事項の中で積み上げていったのが、予算という形であらわれてくると思っております。

将来合併があるから、そこまでに、例えば基金を使ってしまいましょう、あるいは借金は

できるだけしておきましょうという考えも一つの方法としてはあるでしょうけれども、私は将来のことについて、いつでもその時点で自由な判断ができる行財政運営をしていかなければならないというふうに思っております。したがって、健全財政というのは行政の持続性から考えて、いつの時点でもいろいろな判断ができるような状態を保っていなければならないので、そうは言っていないと思いますけれども、使い切りというような考えはしておりません。

しかし、限られた中で効率的に運用することで今必要なことをやって、将来どのような合併があっても住民の力が発揮できるような地域の仕組みというのは、あるいは自立した意識を持つようなそういう地域の仕組みというのはつくっていかねばならんというふうに思っております。個別の起債を起こしてまでもやらねばならんというのは、それぞれ住民の要望あるいは議会の意見、あるいは行政の判断を加味しながら、年度予算あるいは総合計画の中での施策の実現という形で活用はしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 私も、川根本町のことは町長に負けないくらい心配しているもので、基金を全部使ってしまうとか、借金はするだけしたほうがいいのか、そんなふうなことは全く思っていないくて、そうではなくて住民に必要なサービスを提供していくには、それから今置かれた川根本町の中でしていくには、ある程度財政の健全化を保ちながらも、もう少し積極的な財政運営をしていくべきではないかということを重ねて何度も言っているつもりなんですけれども、多分理解してもらっていないなということで、そろそろ質問時間も終わりになってきますので、あと1点ほど、基金の部分で一つ確認しておきたいと思うのは、何と言っても財政運営をするときに一番必要となるのは財政調整基金の部分で、ここの部分を板谷が全部使ってしまうという話ではないことは重ねて言いますが、財政調整基金をある程度のレベルに保っていくということは、いろいろな形で積極的に財政を展開していくのに大事なことだとは思いますが、1点ここで町長の考え方を伺いたいのは、今度の予算にも総合支所の建設が予算に出てきています。総合支所の基金というのは約4億あるんですけれども、ここのところでことしで建設が終わるので、終わった後にもう目的を達したということで、この条例では支所建設に要する経費に見ているために支払基金を積み立てているということになっていますので、支所建設が終わった段階でこの基金は財調というような使い勝手のいい、いろいろな形で使えるものに振りかえていくべきだと考えますが、この点について町長の考えを伺いたいと思います。あとの起債の償還の部分それを充てるみたいなことを言わないで、ちゃんとしたお答えをいただきたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員御指摘のとおり、約3億9,000万の基金が現在18年度末であります。19年度末では3億3,000万ぐらいになっていくと思いますけれども、そうした中で、今後総合支所を建設するにはさまざまな合併特例債、そういった有利な起債を活用しながら、

もちろん本体の基金も活用しながら、財政に負担のないような、あるいは先ほどから御指摘を受けるように有利な起債を起こして建設をしていきたい、予定どおり建設はしていきたいと考えております。当然、執行残が残っていきますので、基金の積み立ての経緯も踏まえた中で、執行残の基金についてはまちづくり基金とかそういったもの、財調も含めてそうした財調的な運用をしている基金に振り当てるのが一番皆様に御理解いただける運用方法ではないかというふうに思っております。

議長（森 照信君） 許された質問時間30分が済みましたので、ここまでといたしたいと思っております。

これで板谷信君の一般質問を終わります。

13番、久野孝史君、発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） それでは、通告に従いまして大井川の問題、水利権の更新と土砂対策について質問いたします。

昨年、田代川ダム第2発電所の水利権更新には減水区間を大井川全体とし、科学的根拠から新たな河川維持流量が出され、10年間の許可期限と放流量を始めとするものが合意されました。また、当町の総合計画、基本構想の中に、大井川に注がれる水についてのものが随所に見られます。

それらを踏まえて、本年7月9日に許可期限を迎える井川発電所並びに奥泉発電所の水利権更新について伺います。この件については、中澤議員、私も19年3月の定例会において質問をしておりますが、その後の変化、どのような変化があるのか。また、中部電力に対しまして要望書を当町より提示し、議会としても意見書を決議しております。それらの中電の反応と町当局の受けとめ方、また、間近に迎える対応策についてですけれども、特に県の動き、河川事務所とかそういったところも含まれると思っておりますけれども、その動きと協議会について伺います。

次に、堆積土砂について伺いますけれども、これは2つに分けて伺います。

大井川全体、とりわけ塩郷堰堤より上流の土砂対策について、またもう1点は長島ダムの土砂についてですけれども、これは当初19年度より始めるとされておりましたけれども、その土砂の対策について。また、運搬に係る当町の安全対策であるとか、今後の計画について伺います。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） それでは、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、健康増進課長が午後から会議を欠席しますので、課長補佐が代理として出席しますので御了承ください。

休憩前の久野孝史君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、久野議員の質問に対してお答えをいたします。大きく分けて大井川の流況改善の問題と全川の土砂対策というふうに分かれておりますので、大井川の実環境改善、水利権の更新についてお答えいたします。

現在の状況ということでありまして、本年7月に水利権更新を迎えます井川発電所と奥泉発電所についてであります。中部電力に対して本町として以下の要望をしております。

まず、2つの発電所の利水における減水区間のみならず、大井川全川の流況改善を基本とし、井川・奥泉発電所エリアの実環境改善、維持に必要とされる水量を今回の水利権更新を契機として要望しているものであります。

また、大井川ダムから下流区間の大井川表流水の濁水問題について改善策を示していただくこと、そしてこれは全般的な話にもつながりますけれども、水利権の許可期限を10年間とすることの内容であります。

中電としましては、水利権更新は国のガイドラインに沿って検討していくことを基本とし、具体的には今回の水利権更新に係る減水区間は奥泉ダム直下から大井川ダムまでの約10km余りの区間が対象であり、取水施設でいうと奥泉ダム、関の沢堰堤、栗代堰堤の水利権が今回の対象であるという見解であります。また、現在、当該3取水施設には義務放流量の設定がないため、今回の更新時に放流量を設定し、魚類の生息に必要な条件を満たすため、国のガイドラインに近い流量にて更新を考えたいという意向を示しております。

この考え方は、許可官庁としましてもガイドラインが許可判断のよりどころであり、例外的な措置はとらないとしているところであります。

次に、もう1点の濁水対策についてであります。井川ダム上流の土質の影響による水質に大変苦慮しているところであり、中部電力としても井川ダムの取水設備の運用変更による早期濁水排出の検討、大井川ダムの濁水の影響を受けない下流流下対策の検討などを加えているところであります。この点については、経費の面的問題もあり、中長期的な取り組みで考えていきたいとしているようであります。

次に、県の動きについてであります。御承知のとおり、水利権については県知事が意見を付して国への申請に添えることになっておりまして、今回の水利権更新については早くから県の関係部局に、本町の中電に対する要望内容をお伝えし、また昨年7月には流域3市3町で構成する大井川の清流を守る研究協議会でも採択した要望事項に、今回の水利権更新が円滑にされるよう関係機関による協議会設立を国県に要望するとの項目もあり、国県への調整のためのテーブルを設置していただくよう要望してまいりました。この背景には、大

井川の環境保全をしていくためには、大井川の恩恵を享受する団体の相互理解が必要であり、今回の水利権更新の当事者である川根本町と中部電力の2者間だけの話し合いの解決では、今後の大井川の環境保全、改善は厳しい道のりであり、大井川の水を守るという使命を、上下流海岸部の人たちとともに共有することが大きな意義であると考えているところです。

県としましては、平成17年の田代川発電所の水利権更新は、受益者が大井川の恩恵を享受するすべての人たちの共通の問題として、大井川水利流量調整協議会を設置し協議の場を持ったわけですが、今回の奥泉、井川の発電所の水利権更新は、まず当事者である中部電力と川根本町の2者間で調整を行うべきではないか。また、田代川ダムの水利権更新時に大井川水利流量調整協議会で示された魚類の生息環境等に基づいた科学的な必要な流量を尊重するという考え方であります。

ただし、大井川ダム下流の濁水が改善されていないことを受けて、維持流量の課題と濁水対策の課題を分けて、今後検討を加える場を持つ動きが出てまいりましたので、このような中で、本町の要望する本来の河川機能の回復が図られていくよう、調整を果たしていければと考えているところです。

いろいろ申し上げましたが、それも含めて、今後の町の対応についてまとめますと、1点目として大井川の清流あるいは流況保全を考えていく上で、大井川の恩恵を享受するすべての市町と一体になって、大井川を考えていくことの重要性から中流域の市町の責任を、川根本町としては果たしていきたいと考えております。具体的には、1月に開催されました8市5町の首長会議の中でも、その必要性をお互いに確認させていただいたところであり、大井川の現状を流域全体で見ていただき、環境改善を進めていきたいと考えております。

2点目として、奥泉・井川発電所の水利権更新における減水区間の維持放流量については、井川ダムの濁水問題とも関係してきますので、将来の濁水対策と合わせて中電との調整の中で、流量を見極めていきたいと考えております。県の見解と同様に、田代ダムの水利権更新時の大井川全線に渡るそれぞれの地点での環境改善、維持のための水量を、特にモニタリングの期間が終わるまでは基本として維持流量の確保を主張していきます。

3点目としましては、大井川ダム直下の濁水対策については、現在検討を加えておりますが、長期的視野に立った有効的な改善を要望してまいります。そのためには、国、県、利水者、川根本町の調整会議が早期に実現するよう、継続して要望してまいります。

4点目としまして、10年後の平成30年に寸又川の2つの発電所、大井川発電所そして翌年3月には久野脇、川口発電所の更新がございます。大井川全線の流況改善について推進をするためにも、今回の奥泉・井川発電所の更新期間を10年といたし、願わくば平成30年の大井川の利水について大きな見直しがあるような機会としたいと考えております。

以上、大井川の関係で答弁させていただきました。

次に、土砂対策であります。大井川全川の土砂対策ですが、大井川中流域の堆積土砂の問

題に関して、昭和63年に大井川堆積土砂排除対策協議会が設置されました。この協議会には県土木、流域の町などの行政機関のほか、中部電力株式会社も加わり、大井川の堆積土砂排除対策について検討を行っています。また、漁業協同組合や砂利採取組合が加わった大井川砂利対策協議会も組織され、堆積土砂の排除について、関係機関が連携をとり対策に当たっております。

河川法第16条で、河川管理者はその管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持について、基本となるべき方針を定めるとされており、これに基づき大井川水系河川整備基本方針が平成18年11月に制定されております。

この中で、土砂管理に関して、河床上昇による河積不足、洪水調節施設の機能低下、局所的な河床低下による橋梁等や河川構造物の不安定化、海岸浸食等の課題が生じていることから、安定した河道の維持、洪水調整施設の機能維持、海岸の浸食防止に努めるとともに、上流から河口、海岸までの土砂の移動の連続性を回復するために必要な対策を実施するとされております。そのため、具体的な土砂の管理方針、これは案だと思えますけれども、次のとおりになっております。

長島ダムでは、貯砂ダムに堆積した土砂の置き土を計画し、効果検証を行いながら下流及び海岸への供給を図ります。

塩郷堰堤下流や海岸では、土砂供給量が不足していることから、河道領域では、河床上昇により氾濫が発生している箇所など治水上必要な箇所以外の砂利採取を行いません。

寸又川合流から塩郷堰堤間では、河床上昇により流下能力が不足している河道対策として、治水上必要な箇所の掘削を実施します。また、掘削土の下流への運搬は、下流の土砂移動を図る方法を検討し、実施します。

塩郷堰堤下流では、急拡区間の土砂移動の停滞による下流の河床低下対策や、海岸域への土砂供給をふやすため、長島ダムなどの堆積土砂や上流部の掘削土砂を置き土する計画など、下流への効果検証を行いながら土砂供給量の増加を図りますとされております。

堆積土砂の現状ですが、昭和50年の河床高と比べると、塩郷堰堤を境に上流では河床上昇、下流の鵜山の七曲りは河床低下の傾向にあります。

塩郷堰堤上流は、湾曲部が連続するため、内側の土砂堆積が発生するなど土砂移動がスムーズに行われにくい特性を有し、さらに7つの支流が合流し土砂を供給するため、堆積傾向となります。

続きまして、砂利採取についてですが、国の直轄区間の砂利採取は、昭和36年から行われ、これまで2,100万 m^3 、大井川全体で3,600万 m^3 の土砂が採取されております。昭和36年から昭和48年にかけては1,440万 m^3 、年平均110万 m^3 と大量の砂利採取が行われました。この期間の昭和39年から昭和49年の河道変動量は1,575万 m^3 と大きく河床低下を示しています。このため、昭和49年に特定砂利採取制限を実施し、採取量を年15万 m^3 まで一気に減少させ、その後は15万から40万 m^3 の掘削が平成11年まで続けました。県管理区間の砂利採取は、計画河床高

より河床高が上昇している区間を対象に実施されています。

県の第四次堆積土砂排除5カ年計画、平成16年から平成20年度まででは、年間採取量37万5,000m³としていますが、このうち塩郷堰堤上流から淙徳橋までは年間19万5,000m³、淙徳橋から寸又川合流まで年間7万5,000m³から9万5,000m³を採取することとなっています。このほか、寸又川流入土砂対策として別に年間5万m³の堆積土砂を排除する計画であります。

近年の町内における堆積土砂排出の実績でありますけれども、塩郷堰堤から上流淙徳橋までの採取量は、平成17年から19年までそれぞれ19万5,000m³、合計58万5,000m³であります。淙徳橋から寸又川合流までは平成17年度8万m³から平成18年度5万8,368m³、平成19年度5万7,000m³、合計19万5,368m³であります。これに対し寸又川流入土砂対策として崎平、柳瀬、三盃、千頭の各地先で平成17年度5万m³、平成18年度3万9,632m³、平成19年度4万6,000m³の合計13万5,632m³が採取されております。

また、平成20年度排除計画ですが、塩郷堰堤上流から淙徳橋まで19万5,000m³、淙徳橋から寸又川合流点まで9万5,000m³、合計29万m³の砂利採取が予定されております。

大井川の堆積土砂排除は砂利組合によるところが大きいわけですが、町内の業者が廃業したこともあり、下流の業者が上流まで採取している状況にあります。そのため、運搬コストの負担も問題になっております。また、大規模な公共事業も減少しているため、骨材としての砂利の必要性も少なくなってきました。

このような背景があっても、河川機能を維持するため堆積土砂の排除は継続的に行う必要があります。引き続き事業が継続されるよう要望してまいります。

また、県では堆積土砂の排除に関し、民間の力を利用した新たな仕組みづくりの可能性も検討していると聞いております。

長島ダムについてであります。長島ダムの土砂対策については、ダム上流部の堆積土砂について、国土交通省中部地方整備局長島ダム管理所に照会しましたところ、過去、ダムの完成からの堆積土砂採取の実績であります。平成14年度から平成19年度までに約17万m³の土砂を貯砂ダム上流から掘削し、恒久対策用として仮置き場の造成に使用されています。平成19年度の堆積土砂の採取量は約7万m³掘削し、やはり仮置き場の造成に使用されています。7月上旬に襲来した台風4号等の出水により、多くの流入土砂が堆積したようではありますが、今年度の堆積測量業務が継続中であるため、確定はまだできていないとのことあります。

また、今後の堆積土砂採取計画については、過去の堆砂対策検討委員会における検討内容や大井川土砂動態試験の結果等を踏まえて、土砂管理の具体策を検討されていくとの回答を得ております。

以上であります。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。では、細かく聞きたいんですけども、まず最初に確認をしておきたいんですけども、7月9日をもって水利権の期限が来ますけれども、

このままですと継続というか、自然更新みたいな形になってしまうのではないかと思いますけれども、その辺のところの町長の判断というか、その辺をお聞きしたいと思いますけれども、お願いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） さまざまな機会に大井川の流況改善というのを求めていきたいと思えます。今回の更新も大きな契機でありますので、なるべく早期に合意をもってその結果として流況改善が進むことを期待しております。したがって、合意ができるよう国、県あるいは利水者に働きかけていきたいと思えますが、結果として7月を過ぎてしまえば自然更新という形になると思います。7月31日にこだわらずなるべく早期に解決できるよう、町としても具体的な提案あるいは協議での意見調整を行っていききたいと思っております。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 今そのようなお答えありましたけれども、もし自然更新になった場合、それ以前に協議とかそういったものをしておれば、その協議というか、それに戻ってまた内容変更とかそういったものもあり得る可能性もあるということでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当然、協議上の合意に基づいて確認事項が起これば、それに従って新たな条件あるいは流況改善の仕組み、あるいは維持流量等の改善が行われると思っております。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） それはこの後でお聞きしたい協議体等に関連してきますのでそこでやりますけれども、先ほど要望書の件がありましたけれども、中部電力さんのほうへ19年3月でしたか、要望書を提出し、町議会も6月に意見書をやっております。また、回答等先ほどありましたけれども、これは正式に行われたものなのか、もう一度そういった内容を確認し、当町の考え方や出てきたものに対する受けとめ方を教えていただきたいと思えます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 例えば文章という形で回答という形ではもらっておりませんが、中部電力さんあるいは管轄官庁であります国、県とさまざまな話し合いを継続しておりますし、地元の要望というのも伝えております。その中で、水利権の更新、いわゆる維持流量に関しては、先ほど申したようにガイドラインに従っていくというのが一つの考え方でありま。また、もう1点の濁水に関して、ガイドラインのような国の基準等はございませんが、発電利水者としても現場あるいは地元の要望というの重く受けとめるということでありま。ので、何らかの対応を今検討していただけるということで、さまざまな内部検討が行われていると思っております。我々としてもこうした発電利水者の対応そして国、県の対応も踏まえながら、地元の要望との調整をしていきたいと考えております。濁水に関しては一挙に解決するというのは無理な状況というふうに思っておりますので、中長期的な展望も踏まえ

た中で、地元の要望そして流況改善に対する思いというのをしっかり伝えていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 今、濁水対策についてありましたけれども、特に濁水対策については大井川ダム下流、池の谷キャンプ場あたりまでのところですが、この辺は地元自治会等大変憂慮しているところであるし、地元のこの当町としても大変憂慮していることであるかと思えます。こういうことに対して回答がありましたけれども、口頭とかそういったものであると思えますけれども、もう少し中部電力さんに対して真摯にこたえていただくことを求めていくようなことと、対策を求めていただきたいところですが、どうでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 水利権更新を一つの契機として、流況改善をしていかなければならんということは冒頭申し上げましたけれども、やはり水利権更新というのは大きな一つの契機でありますので、しっかりとした地元の要望そして今までの濁水の状況等、あるいは流量不足の影響等をしっかり地元の要望としてお伝えして、今回を契機として流況改善が進むよう精一杯、今を預かる行政の責任として、住民の方の御支援もいただきながら、あるいは議会の支援もいただきながら、進めていかなければならんと思っております。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） このような要望を提示、回答を待っているということと、回答もいただきましたけれども、先ほど更新期の話も兼ねてですが、あくまでも逆説的ですが、中部電力さんも回答とか提示するというような、また検討する場所というものが無いのではないかと思います。先ほど町長の一番最初の回答の中でも、県等に協議体とかそういったものの設置を求めているということですが、早急にやらなければこういったものが検討することができないというふうに思いますので、県の対応、河川課の水利用室等になると思いますが、広く静岡河川事務所等も含めてになると思いますが、そういったものを早急に求めていくつもりはありますでしょうか、もう一度お願いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今回の水利権更新、先ほど言ったように3つの要望があるわけですが、その1点目の維持流量の問題、いわゆる水量の問題に関しては、国はガイドラインに従って行くと。そしてそれプラス県の立場としては田代川のときの合意の河川環境を維持するための各地点での水量というのを前提に話をしていくということになります。この部分に関してはそういったことを踏まえて中電に対して、維持流量を要望していきたいと考えております。現時点でも非公式ではありますが、維持流量はちゃんと確保するというようなことを言っておりますので、この部分では水は今回の更新で戻ってくるだろうというふうに考えております。

特に問題になるのは、濁水対策に対しては、先ほど言ったように水量に対するガイドライン的なもの、基準というのがございませんので、これに関してはしっかりとした協議団を持って、いろいろな技術的な検討あるいは地元の要望との調整、あるいは国、県等の関与、そういったものあるいはもちろん発電利水者の事情というものも考慮して、対策を講じていかなければならんというふうに思っておりますので、この部分に関しては特に調整テーブルの設置を要望しておりますし、この件に関しては何とか実現する方向で協議をしておりますので、さらにできるまでは頑張っていきたいと思っております。

最後の期間の10年に関しては、国全体の方針等もありますので、これについては国の動向も見きわめながら要望はしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） ちょっと聞いているところによりますと、県の反応というのがちょっと鈍いような感じがしますので、本当に会議テーブルというかそういったものをつくってもらえるような、積極的に働きかけをぜひお願いしたいというところですよ。

それともう1点、こういった会議テーブルの話になったときに、清流を守る会等この流域の問題として流域間の市町を含めて話すようなことがありましたけれども、今回の場合は奥泉発電所と井川発電所、当町と静岡市、中部電力、最終的には県になると思いますけれども、その当事者間の話でやるような考えはありますでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それはさまざまところで今後協議していける全川の河川環境の一部という考え方もありますし、それはさまざまところで話していきたいと思っております。ただ、大井川発電所下流の濁水問題に関しては、やはり前提として地元と中部電力、そして関係機関で協議して方向性を決めていくということも必要ではないかというふうに思っております。地元というのは、川根本町が代弁して地元の要望あるいは各種団体の要望、あるいは議会等の意向も踏まえながら、その代表として川根本町として集約した意見をその場で申し述べるというのが一つの形かというふうに思っております。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 清流を守る会等の1市8町あたりの考えとなると大分広い問題となって、調整とかそういったものが難しくなるんじゃないかと思っておりますので、それで質問したわけですがけれども、長期的なものとか短期的なものとか分けて考えていく必要があると思っております。ですので、短期的にやるには当事者間でやるのが望ましいんじゃないかと思ってお話しました。

それと、先ほどなぜ長期的なことで分けたほうがいいかということ、10年後以降の話も町長の話でちょっと出ましたけれども、今後の水利権更新、川口発電所まで、前の水返せ運動のときにまだすぐ来てしまいますので、そういったものは流域市町で考えて、また今、安倍川で河川整備計画等の策定に向けて検討委員会みたいなもの、また天竜川は既に流域検討会と

いったものができていると思いますけれども、そういったもの、河川整備計画を立てるための流域検討会というものに、この清流を守る会等をぜひうまく使ってやっていく必要があるんじゃないかと思って言いましたけれども、今後、流域検討会というようなものを提案していくおつもりはありますでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 大井川の環境改善というのは、やはり上流から下流あるいは海岸まで含めた一体的な山と川と海がつながっていくという生態系の環境改善でありますので、広域に考えていくことが必要であろうかと思っております。大井川の清流を守る研究協議会あるいは大井川の恵み、水を利用している地域、あるいは大井川沿線、さまざまな段階でそうしたものの環境改善の組織あるいは協議を続けていきたいと思っております。

また、局所的な、例えば今回の大井川ダム直下流の濁水対策というものには、当事者あるいは河川管理者の協議したそういう場でも対策を講じていくということが必要かと思っております。先ほど申し上げたように、それぞれ国も県も、そして発電利水者である中部電力もこのことに関しては真摯に受けとめてくれておりますので、そうした協議の場ができるものと確信しております。また、町としても強く要望をしまいたいと思っております。

大井川の環境改善というのは、短期的なものでなく長期的なものであり、その時代その時代の者がしっかり対応していくことで、将来大井川の環境がより豊かなものになっていくと信じておりますので、積極的にあらゆる機会を使って環境改善を訴えていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 大井川の水の問題は本当に間近に、7月ですのですぐ来ると思います。ぜひ早急に会議テーブルの設置と、また以前のように川口、久野脇発電所等の水利権更新のときのような盛り上がりというのがちょっとありませんので、ぜひPR等町民の皆さんにもPRするような、宣伝活動とかそういったものをしていただくような形をやっていって、もうちょっと盛り上げていく必要もあると思いますのでよろしく願いいたします。

次の土砂の対策についてお伺いします。大井川全川ですけれども、とりわけ塩郷ダム上流、先ほども堆積があるということをお聞きしましたけれども、今後の計画を詳しく言っていたいて本当にありがたいんですけれども、今本当に大井川の護岸等の補修工事等で見られるように、かなり深い掘割というか、そういったものを行っているのを見ると、堆積というものがかなりあるんじゃないか、また川に偏っている、これは水が少ないからというところもあると思いますけれども、そういったところが大分見られます。最近の建設等の景気動向で大変難しいところもありますけれども、こういった土砂対策を県等にどんどん進めていくようをお願いしていただきたいと思っておりますけれども。

それから、長島ダムの堆砂ですけれども、当初は平成19年14万 m^3 を1日約90台の車両で行うというふうにされていましたが、その後計画等も聞きませんが、今の計画等

を聞いても余りはっきりしたものはありませんけれども、堆積しているのは事実ですので、今後もし運搬する場合、町内の安全の確保とか青部バイパスの早期完成などしなければいけないことがいっぱいあると思います。その点についてどのように考えておりますでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 長島ダムの堆積土砂の対策については、直接的には長島ダムの管轄でありますので、町としてどうこうと言えない部分がありますけれども、年間14万 m^3 というダムの堆砂が進んで、排出量というのが想定されていますので、それがなければ順次貯砂ダムが埋まってしまうということでもありますので、積極的に河川環境の維持、あるいは長島ダム上流域の河川環境の維持のためにも積極的に堆砂土砂を計画的に搬出していただけるように、要望は常にしておりますし、常に管理所として満砂になる前に、貯砂ダムがいっぱいになる前に出していただきたいということは伝えております。

また、その搬出方法についても、先ほど言いましたように相当な量でありますので、道路環境を壊さないさまざまな方法を使って搬出していただきたいというようなことも要望しております。お金のかかる話ですので、長島ダムも苦慮している部分があるようでありますけれども、地元として河川環境の維持あるいは急激な搬出が行われぬように、余裕を持って搬出できるよう、これからも呼びかけていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） もう一つ言われていることがあると思いますけれども、町内の交通安全の対策にもかかわることかと思えますけれども、大井川鉄道の利用をして土砂を搬出するような計画もあるように聞きますけれども、その辺のところは聞いておりますでしょうか。また、それに対する考えをお願いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど年間14万 m^3 の堆積が当初計画されておりましたが、それを排出するにはさまざまな方法があるかと思えます。やはり、いわゆるダンプトラックのみでの輸送というのは、交通に対する影響が大きいのではないかということで、鉄道輸送との併用というのが当初の計画にもありまして、地元としてもそういう計画を要望しております。

ただしかし、鉄道輸送の場合には、そのための施設整備というのがまた余分にかかってきますので、その経費をどういうふうに工面するか、そういった部分で今さまざまな検討がされていると思っております。地元としてはいわゆる車両輸送と鉄道輸送両方で、円滑にかつ長期的に砂利の排出を行っていただきたいというふうに思っております。

もう一方、県としましては、長島ダムの堆砂だけではなく、先ほど言いましたように大井川の砂利の採取が上流部へ順次移行しておりますので、上流部からどのように安定的に、コストも考えて砂利の排出ができるかということで、そういった大井川全川の砂利の排出とも絡んできますので、地元としてはぜひ大井川鉄道等を使って、恒久的に環境負荷の少ない方法で砂利の排出が行われることを要望していきたいし、さまざまな地元として協力できるこ

とはしていきたいと考えています。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 今後、環境基本条例とかそういったものを当町も決めていくだろうし、それに引き続いて景観条例とかそういったものを制定しておくと思います。その点で、水というものは当町とは切っても切れないような関係にありますので、どうかこの環境問題もひっくるめて、水問題、今回の水利権更新また土砂対策に対して、万全な対策をやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（森 照信君） これで久野孝史君の一般質問を終わります。

11番、鈴木多津枝君、発言を許します。

11番（鈴木多津枝君） 3月議会の一般質問のしんがりを務めます鈴木多津枝です。

まず、最初に4月実施が迫った後期高齢者医療制度について、当町の状況、町長の認識、救済策などをお伺いします。

4月実施予定の後期高齢者医療制度は、老人保健にかわる医療保険制度で、75歳以上の高齢者全員から保険料を徴収し、一般の人とは別立ての診療報酬でふえ続ける医療費抑制を目的とする制度です。わずかな年金が頼りの高齢者から介護保険料に加えて、際限ない値上げが待ち続ける医療保険料の天引き、差別診療で医療費抑制をねらうなど、余りにも冷たい制度の中身が明らかになるにつれ、我が党や医療関係者だけでなく全国各地の老人会や自治会、年金者組合などから中止、撤回、見直しを求める声が高まり、350万余の署名が国会に届けられ、今開かれている衆議院予算委員会では2月28日、ついに野党4党による廃止法案が共同提出されました。

私は、これまで何回も繰り返し一般質問で取り上げ、議会にも意見書提出を呼びかけてきましたが、医療費抑制や制度継続に必要なとの答えしか返ってきませんでした。それでも前回町長より、一人一人の顔が見える町で生活が大変なお年寄りに資格証明書を発行するようなことはしないと答弁があったので、今回はこの問題はやめようと思っていました。しかし、町内の高齢者より不安や怒りの声が寄せられることがふえているこのごろ、初日の後期高齢者医療に関する条例の制定の議案に対する町長の姿勢に不安を感じたことで、再度通告をさせていただきました。簡単な通告でしたが、町長から具体的な内容についての問い合わせもなく、さすがもう何を聞かれても大丈夫との自信にあふれておいでなのだと感心していますが、対象者の保険料は既にわかっているも広域連合の指示で4月の開始後でなければ個人への通知はしないとのことですが、今までより負担増となる方、負担減となられる方の人数、国保税として入らなくなる額に比べてどれだけ多いか少ないか、国保会計への影響はどうかなど、細かで正確な数字でなくて結構ですので、当町の状況を伺います。

また、町の会計だけでなく町民の反応、問い合わせの電話や相談、苦情などはどれくらい来ているのかお伺いいたします。

また、これまで繰り返し町長がこの制度を高齢者の医療の確保に必要な持続、継続的な制度と言われてきましたが、その理由は何なのでしょう、お聞きします。

また、初日の質問では回数制限で答えをいただけなかった、なぜ年金が月額1万5,000円以上は特別徴収で、それ以下は免除でもなくわざわざ自分で払わせる普通徴収とするのか、その理由を町長はどのように考えておられるのか、再度伺います。

さらには、町長が約束された困っている人への資格証明書は発行しないについて、どのような対応、基準を考えておられるのか伺います。

次に、2点目、町民の足の確保について伺います。町営バスの全町運行の見通しと、昨年10月から始まった外出支援サービスでの本川根側の問題点と対策についてです。

旧本川根町民が中川根との合併に共通して期待しておられたことは、役場の建て替えなどではなく、町営バスを本川根側にも走らせてほしいということだったということが、この間出会った方々の話で痛感させられました。合併して2年半、町営バスの不公平な運行に対する本川根側住民の我慢も限界にきているようです。当議会でも事あるごとに何人かの議員が取り上げてきましたが、そのたびに町長は大鉄の営業への影響や、外出支援が先などと言い続け、バイパス完成後に検討するとの姿勢を変えていません。

ところが、ついに昨年10月から外出支援の福祉タクシー運行が始まり、利用者がふえ続けたことで、以前は通院だけだった外出支援のタクシーが予約制となったことで、急にぐあいが悪くなっても使うことができない、申し込んでも何日も予約が入ってなかなか利用できないと、一番支援が必要な人たちが使えなくなっている深刻な現状が生まれています。町長もこの状況は承知されていると思いますが、命にかかわる問題です。どのような対策を考えておられるのか伺います。

3点目は、町の存亡にかかわる子育て支援の充実についての質問です。

最初に、町長がうんと言うまでは続けますと私は宣告しましたが、乳幼児医療費補助をすべての子供を対象に引き上げを求める質問です。そして、小学校卒業まででは時代おくれ、中学校卒業までの引き上げを求めるものです。小学校卒業まででさえ首を振らない町長に、中学校卒業までなど何を血迷ったかと思われるかもしれませんが、決して言い得だと思っただけではありません。国が子育て支援の重要性から、昨年暮れに補助ではありませんが、子供の医療費の窓口一部負担を3割から2割に下げる対象年齢を、小学校入学まで引き上げる発表をしたからです。3月議会の前後に多くの自治体の子供の医療費補助を小学校卒業までに引き上げると発表しておりますし、同時に子育て支援策だからほとんどの自治体が所得制限をしないということも発表されています。

当町でも、この話題は若いお母さん、お父さんたちだけでなく、若い人たちの大変な生活を少しでも応援したいと思われるおじいちゃん、おばあちゃんたちにも大いに関心を寄せていただいている問題です。

また、この乳幼児医療費補助の拡大に勝るとも劣らないくらい実施が待たれているのが放

課後学童クラブの設置です。特に今年入学するお子さんをお持ちの働くお母さん方にとって、昨年町長が20年度はやると言われたことに、大きな期待を寄せていると思います。20年度予算での見送り半年分などという、新学期に実施できない理由は何なのか、今後どのようにされるお考えか伺います。

以上、町長の前向きな答弁を期待いたします。

議長（森 照信君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、鈴木議員の質問に、大きく分けて3点でありますけれども、順次お答えをさせていただきます。

後期高齢者医療制度についてであります。まず、当町の状況ということでございますけれども、最初に保険料の状況についてですが、例えば年金額が18万円未満でほかに収入もなく、資産税がかかる固定資産の所有もない国保単独世帯一人暮らしの、仮にAさんとした場合、現行の当町国保税額を幾らでお願いしているか、またこの方が当町の後期高齢者医療被保険者になると保険料は幾らになってくるかを試算してみますと、この方の川根本町国保税額は、所得割と資産割の応能分には課税されず、均等割額と平等割額に7割軽減の措置がありますので、合計で1万2,300円をお願いしております。この方が後期高齢者医療被保険者に移行しますと、やはり所得割額は賦課されずに、均等割額の3万2,370円に7割軽減の措置があり9,711円となります。100円未満切り捨てですので、年額保険料は9,700円になります。

一例ではありますが、この条件で試算した限りでは、低年金受給者のこの方が後期高齢者医療制度になったことで御負担いただく保険料額が、従来納付をお願いしてまいりました国保税額と比較して多くなる計算にはなりませんでした。

また、今まで家族の被用者保険の被扶養者として、国保被保険者の方のように御自身によって直接保険税、保険料を負担してこなかった被扶養者の皆様には、保険料負担の軽減措置にさらなる保険料凍結による軽減措置が追加されましたので、御家族や御自身にどれだけの所得があるかは一切関係なく、2年間に限って所得割額は賦課されず、均等割額が半額になります。

平成20年度にはさらに凍結が加わりましたことから、この被扶養者であった方の平成20年度の保険料は、どなた様も一律1600円の御負担となります。また、10月から普通徴収の対象になりますので1,600円の保険料を10月から3月までの6回の納期で納付していただくこととなります。

次に、川根本町の被保険者となられる方の状況についてです。川根本町に住所を有する75歳以上の方及び65から74歳の方で一定の障害を持ち、認定を受けた方が被保険者となります。県外の施設に入所されていらっしゃる住所地特例の被保険者の方も川根本町の後期高齢者医療被保険者になります。生活保護の方は後期高齢者医療制度の被保険者には位置づけられませんので、このような状況から判断しますと、2月上旬の被保険者数は2,033人と把握して

おります。

また、12月の特別徴収か普通徴収かの判定作業における特別徴収対象者は1,568人でした。普通徴収対象者は年金が18万未満の方、介護保険料との合算額が受給している年金額の2分の1を超える方ということになっておりますが、初年度の20年度においては被用者保険被扶養者の方や被用者保険の本人の方も普通徴収から開始になりますことから、県外施設に住居を移された住所地特例者の方も含めると、およそ普通徴収対象者は465人前後でスタートしていくかと推測しております。

2分の1判定によって普通徴収になられる方は、現時点で15人と把握しております。この15人の方を見ると、ほとんどの方が窓口負担割合も3割負担となられている現役並みの所得者に位置づけられる方でした。所得が多いことから介護保険料と後期高齢者医療保険制度の合算額が、受給している公的年金額の2分の1を超えてしまっている方になります。18万円未満の年金受給者はおよそ70人前後と推測しております。

次に、施設入所者の被保険者数は、町内施設と県外施設の合計で48人です。そのうちの普通徴収対象者は15人と把握します。特定疾病療養受給者証の交付数は3月10日の時点で14人です。また、現在の老人医療制度における減額認定証の交付申請をされて交付を受けている方は81人で、申請のできる減額認定の対象者は698人と把握しております。

最後に、7・5・2割軽減対象者数は12月情報で1,120人で、51.4%になります。この中には被用者保険被扶養者の方の情報は含まれておりません。これは平成20年度においては7・5・2割軽減以上の軽減措置となるため、7・5・2割軽減対象者としては抽出されてこなかったためです。

私の認識ということであります。後期高齢者医療制度の創設は、高齢者医療に関しては昭和57年の老人保健法制定以来の大幅な見直しとなります。少子高齢化と経済の低成長が続く中で、日本の医療費は増大を続け、平成17年度で約33.1兆円と10年前の1.2倍になっており、今後も老人医療費の増大が見込まれており、これまでの老人保険制度では現役世代の負担が大きくなり過ぎるため、別立ての制度とすることで効率化を進め、現役世代と高齢者世代の負担の公平化を図ることがねらいとされております。

世代間の負担の公平性については、少子高齢化の進展や若年層の状況を考慮すると、年金収入など一定の収入の存在なども考え、ある程度の負担を求めていくことは必要なことと考えております。医療保険に限らず、日本の社会保障制度は高齢者よりも現役世代が多いことを前提に制度設計されているものが多く、今回のような抜本的な改革が求められていると思います。

また、現行の老人保険制度は、老人医療費の負担を現役世代に割り振る財政調整の仕組みで、運営の主体が存在しないと思っております。このため、ふえ続ける老人医療費をだれが適正化するかがあいまいでありました。新制度により責任の所在が明確になると思います。後期高齢者医療制度の持続可能性、世代間の公平性、後期高齢者にふさわしい医療の体系整

備を目指すためにも必要な制度改革と考えております。

救済策であります。資格証は今までも御説明させていただきましたが、保険料の納付が困難だと認められる特別な理由もなく、1年以上の期間滞納がある方に対して行うことになっております。ただ単に1年以上の滞納者にというものではないと思います。病気等を理由として納付が困難な方には、その旨の証明を添えて提出していただくことなどにより、資格証の対象とならないこともありますので、国保税納付と同様積極的に納付相談を御利用いただきたいと考えております。

資格証の交付は広域連合の権限で市町の裁量にあるものではありませんが、資格証交付に至る前の市町事務である保険料収納業務において、積極的に滞納者等との相談に応じて納付推進を図ることや、特別な理由、特別な事情を的確に把握することが、結果として資格証該当者を少なくすることにつながると考えております。このような地域性の利点も活用させていただき、自治会の皆様や民生委員、保健委員、地域の住民の方々を常に見守ってくださる地域組織の皆様からも情報をいただきながら、適切な納付相談の判断になれるよう対応していきたいと考えております。

また、広域連合の条例に保険料の減額または減免、徴収猶予に関する条文があります。今後、広域連合においてこの事務取扱要綱なども整備されてくると思われます。

最初の普通徴収は8月の納期からとなりますので、1年以上の滞納者が発生するのは平成21年8月以降のことになってきます。特別な理由、特別な事情であるかを的確に判断することが一番重要なことと思いますので、徴収事務を担っていく町行政も把握に努めますので、納付に係る相談事項がありましたら、被保険者の皆様からも相談をいただきたいと思っております。

資格証交付についても、県内統一的な取り扱いを定める必要性があることから、今後この交付等に関する要綱案等も広域連合と各市町が協議しながら整備を進めていくことになると考えております。

議員の御質問の中に、資格証は発行しないというような表現がありましたけれども、私は発行しないと申したつもりはございません。慎重にあるいは適切な判断をしていくというふうに、今まで答弁したことと思いますので、その部分について補足をさせていただきました。

なぜ、18万未満から年金天引きをしないのかというような質問だと思いますけれども、介護保険料、年金18万以上の受給者から天引きすると決定するに至った際の18万ラインの設定根拠なるものを確認しました。特別徴収はやはり市町村において保険料を確実に徴収する等のために設けられたものです。そのため、一定以上の対象者の確保が必要となります。しかし、老後の所得保障としての年金制度の趣旨にかんがみると、余り低額の年金しか受給していない者についてまで特別徴収の対象とすることは適当ではないという考えがあります。基準額の設定については年金だけが高齢者の収入源ではない人もあることや、特別徴収の対象とならない者もいずれにせよ保険料を負担することには変わらないことから、最終的には介

護保険第1号被保険者の8割をカバーする年額18万円を基準額とした経緯があることを、介護保険関連から把握しております。

続いて、町民の足の確保ということで、町営バス全町運行の見直しはということでありませ

す。北部地域の公共交通には、千頭駅を基点にして大鉄本線を初め、井川線、大鉄バス、大鉄タクシーの民間路線と、昨年10月に事業区間を拡大した町営の外出支援サービスがあります。寸又峡、接岨峡など観光地を持つ北部地域には、大井川鉄道が事業として展開しており、公共交通機関としての役割を果たしています。このような状況下において、町がカバーする公共交通の空白地域がどこであるかをしっかり考えながら、今後の公共交通機関の展開あるいは事業実施を検討していきたいと考えております。

また、住民の方が公共交通機関に対して不公平感を持っているという現状も、行政が考慮しなければならない点であることは認識しております。合併をしておりますので、合併の前にその町がどのような優先策をもって事業を展開してきたのか、そういったこと、過去の経緯も踏まえながら、一遍には調整はできない部分もありましたが、順次こうした部分に関しては、全町的なさまざまな仕組みを展開していかなければならん、そんなふうにも考えております。

以前から、町営バスについては平成23年以降開通予定の国道362号青部バイパスの開通が見込めたところで検討するとしております。現時点でもこの青部藤川バイパスの開通が住民のニーズに対応し、基礎自治体としての役割を持続的に果たしていくための行政改革の観点からも、町内のさまざまな組織、行事、運営方法の見直しの大きな契機という認識は変わっておりませんが、町営バスよりも優先して拡大した外出支援サービスの利用状況や、高齢化等による町内の公共施設の利用における利便性の向上の意味からも、検討の必要性は強く感じております。今後の予算執行、決算状況を見ながらでありますけれども、18年度から20年度へと続いた経費削減型の予算編成で、一定の身の丈に合った水準に近づいてきたと認識しております。21年度予算からは1つの事業が終息、減額すれば、新たな事業を展開できる条件は整いつつあると考えております。

暮らしを守っていくためには、広大な地域に集落や民家が点在するこの川根本町では、住民の生活の足の確保は重要な課題であることは言うまでもありません。行政関係者を初め、利害関係者も含むさまざまな立場の人が構成する地域公共交通会議の承認、合意を得なければ、新たな公共交通システムの開始は難しい問題がありますので、今後さまざまな検討、調整を進めていきたいと考えております。運行経費、利害調整、さまざまな問題を解消するために、どこにどのような方法で実施することが一番よい方法かを検討しなければならないと考えております。基本的な事項について、バス路線対策会議で協議いただき、その結果を十分考慮し、課題の解決に臨む次第であります。20年度を検討時期として、試行運転を含めて早期に住民の足の充実に努めていきたいと考えております。

例えば運行事例として、千頭駅を基点にして医院や公共施設等を循環するなど、さまざまな対策が考えられると思いますけれども、運行経費あるいはその仕組み等を検討した中で、試行運転も含めて早期の実現に努めてまいりたいと思います。

また、同様に昨年開始しました外出支援サービス事業の問題点であります。

御存じのとおり、平成19年10月から統一された制度で運営しております外出支援サービスも、地域の事情で新たな課題も発生しております。利用状況を9月以前と比較しますと、特に本川根エリアでは利用登録者も約4倍となり、また月平均の利用率も160%と増加しております。このような状況の中、地区内の足として、タクシー、路線バス、鉄道等公共交通機関はあるものの、利用できる区域も限られているため、町内の移動手段としてこの外出支援サービス車両の利用希望は高く、町内の利用の予約が容易にできない状況が出てきております。利用状況等を分析して、効率のよい運行ができるよう、運行システムの改善を図り、町民の足の確保に努めてまいりたいと思っております。

先ほど申し上げました町営バスの全町運行とあわせて、住民の足の確保に努めてまいりたいと思っております。この見直しも含めて、私としてはこれからの検討の課題でありますけれども、21年度予算にはそうした対策が盛り込めるよう、20年度の試行も含めてさまざまな仕組みを検討、提案をしていただきたいと考えております。

子育て支援でありますけれども、これに関しては、もう何回もお答えしておりますので、乳幼児医療費助成に関しては、現時点においては基本的な考えは変わっておりません。新たな助成制度を創設するには、財源をどこに確保するのか、そういったことも十分検討しなければ、軽々に制度の開始はできないというふうに考えております。乳幼児医療費について、現時点で私がどうこうというものは持っておりません。

次に、放課後児童クラブの実施についてですが、アンケートをとった結果、家に帰っても就労等により放課後保育ができない児童が、来年度の平成20年度の小学1年生から3年生で21名という結果でありました。このアンケートの結果を放課後子どもプラン運営委員会に諮り、協議した結果、この21名の児童の対応を優先し、事業を展開していく方向となりました。運営方法、実施場所等、運営委員会や関係部署と協議しながら、できるだけ早く立ち上げを進めてまいりたいと思っております。指導員の確保、送迎、設置場所の選定等課題も数多くあるため、平成20年度は試行的に実施し、将来に向けての基盤を進めていきたいと考えております。

以上、3点についてお答えをさせていただきました。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 再質問させていただきます。ばらばらになるかもしれませんが、一番頭に残っているバスのことからお聞きいたします。

少しと言うか、今までよりは前向きになられて、今年度に試行運転もされるような発言もありましたし、21年度の運行ができるようにみんなに意見を求めるという、本当に前向きな

御答弁もありました。

でも、状況はそんなに猶予できる状況でないというのは、町長も御存じだと思うんです。本川根の人たちが外出支援サービスが始まったことが、本当にうれしいという人たちもたくさんおられるんですけども、だからこそみんな大勢使っているんですけども、一番支援が必要な病気の方、ぐあいが悪くなってきょう病院に行きたいと思う方が車に乗れない、出かけることができない、それで我慢して重くなってしまふ、そういう状況が、本当にもうこれは命にかかわる状況だと思うんです。だから、バスももうちょっと待ってくれ、外出支援のサービスも何とか検討します。でもその間は町長はこういう人たちをどうされるおつもりですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 本当に移動が困難な方の特定の方の制度を廃止して、幅広く65歳という形でこうした制度をして、議員がおっしゃるように現在一番利用が必要とされる方がなかなか申し込めないという状況が発生しているという、それは私も認識しておりますし、何とか運用でこの問題を解決していかなければならんということで、今担当部局とも協議を重ねておりますし、また予約の方法とかそういったものについても何とか改善策がないかやっているところであります。なかなか、現状に関しては、ようやくこの制度をスタートして、始まった中でこうした課題が出てきましたので、一発でこの問題をどうやったらいいかということは、行政側としても大変苦慮しているところであります。今後、現場とも相談しながら、あるいは利用状況というのを、当初の部分がどういう形になっていくのか、その数も見ながら対応していきたいと考えております。現時点では御指摘のようにこうすればというのを我々今考えあぐねておりますので、早急にこれはいろいろな知恵を出していきたいと思っておりますし、また地域の皆さんからあるいは利用者の皆さんからもいろいろなご意見もいただきたいと思っております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 本当に町長もそうやって受けとめていただいて、私も心強いんですけども、一刻の猶予もならないというのは、お医者さんとか民生委員さんとか、いろいろなほっておけない弱者にいつも寄り添っていらっしゃる人たちからこういう声が出ているわけです。だから、手をあぐねているというんじゃなくて、もう福祉センターとかどこか緊急の車を出せるところ、町だって有料でなくて無料だったら運行できるわけですから、緊急の場合の対策というのを、救急車を呼ぶほどではないけれども、本当に病院にきょう具合が悪くなったから行きたいんですという人には、何らかの形で町の車を出すとか、福祉センターに頼むとか、そういう手だてを講じるべきではないでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ですから、いろいろ考えていると申し上げました。状況、非常に難しいのは、無料の追加措置をした場合、そことの無料との整合性あるいは緊急度の判定という

ことで、議員おっしゃったように命にかかわる場合は当然救急車というサービスがありますし、それを利用していただければいいんですけれども、そこまでいかない部分をどういうふうにカバーするのか、そう簡単に無料制度の実施とかというのはなかなか制度の運用上からも難しい部分があります。しかしながら、何とかしていかなければならないこの利用状況というのは思っておりますので、これからも引き続き改善策ができるよう、早急に対応を取っていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ここで言うてこうです、こうやりますという答えが聞けるものではないというのは重々わかっていますけれども、本当に弱者の立場に立った町政をと言われていらっしゃる町長ですので、ぜひ1日も早く対策を講じていただきたくお願いいたします。

次は、後期高齢者医療制度についてなんですけれども、まず最初に月額1万5,000円の人からは年金天引きをしないで普通徴収ということで、自分で納めさせるということについて、初日の議会でちゃんとした回答が出ない、未解決になってしまったわけですけれども、先ほどの町長の答弁で、確実に保険料が徴収できるために特別徴収をやっている。それで1万5,000円以下しかない人たちには余りに低い額なんだから、それはやめまじょうと、いわゆるそれはひどいでしょうという認識ですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） さまざまな事情があるにしろ、例えば18万と仮定した場合、金額の割合が大きいのでさまざまな理由があるので、それが対応できるように特別徴収にはしないということだと思っております。さまざまな場合とかあるいはさまざまな条件があるのを、それをしっかり確認しながら徴収事務を進めていくという意味であると考えております。その18万というのがここだからどうということよりも、いろいろな議論がされたと聞いております、36万という線もあったし、そういった中で18万というのが介護保険の部分から一応設定されました。いずれにしろお金はいただくことには変わりありませんが、その中で個別のものについては御相談を申し上げ、相談を受け付けてそれで対応していくということだと思っております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 月額1万5,000円しかないということが、もし本当にそのお金しか収入がなかったら、町長はその方から保険料をいただくことが行政として正しいというか、当たり前だとお考えでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当たり前とか当たり前じゃないというよりも、やはり生活をしていくために国民皆保険というか、そういった医療保険がなければ安心して暮らせない、そういう意味では必要な制度であり、原則としてそうしたサービスの給付にはやはり負担が伴うということですので、私としてはそういった給付と負担で成り立っていくと思っております。

すので、徴収すべきだろうと思っております。ただし、本当にさまざまな条件というのがありますが、それはやはりその個別の案件に対して、窓口あるいは納付相談等で対応していくことが必要であろうかと思っております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 1万5,000円しかなくて、本当にそれしか収入がなかった場合に、国保税では減免の規定がありますね、国保条例第15条だったと思うんですけども、生活が困窮しているために公私の扶助を受ける者とか、災害その他とかいろいろ生活が著しく困難となった者、その他特別の事情がある者というふうに規定して、国保税の減免ということで、全く徴収しませんという減免規定があります。後期高齢者のほうにはこれはどうなんでしょうか。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいまの御質問に対しましてお答えいたします。

先ほども町長の答弁の中にも若干ありましたけれども、広域連合の条例に国保料の減額または減免、徴収猶予に関する条文というのがございます。今後、その細分化したようなものを広域連合会において取り扱い要領などを整備していくんじゃないかと思われまして。その中にどのような内容で入ってくるのかちょっとわかりませんが、私ども市町の意見なんかも協議しながら、今後整備していくと考えられます。

以上です。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 制度は4月からスタートします。4月15日に支給される年金からはもう年金が1万5,000幾らですか、1円多ければ徴収されるのか、100円なら徴収されるのかわかりませんが、もう本当に1万6,000円でも天引きをされます、2カ月分。そうすると、私はこの間ずっと1万5,000円以下の人からという普通徴収のことを取り上げてきたんですけども、本当に1万6,000円しか年金がない、2万円しかない、そういう人たちの保険料を減免できるように頑張るのが自治体の仕事ではないかと思うんですけども、徴収が始まってからそれをこれから検討するということになっているんですか。後期高齢者医療保険法にはそういうのは出ていないんでしょうか。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 今私どもが申し上げましたように、今現在要綱の方を恐らく検討しておりますし、3月までには恐らくある程度表現化されるんじゃないかと思っておりますけれども、やはり低所得者に対しましては、それなりの事情を聴取し、または御相談に乗って検討する必要があるというふうに考えております。ただいまの要綱につきましては、こういうようなものができておりますということはお示しすることはできませんけれども、私どもの意見も当然取り入れて、今後協議していきたいというふうに考えております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私、今度のこの一般質問で本当に準備する時間がなかったもので、大ざっぱなことしか言えないんですけども、介護保険特別会計の18年度決算を見ましたら、もう当然普通徴収者の方だと思っんですけども、未済額あるいは現年度分、過年度分それから不納欠損も出ていますね。健康増進課長のかわりにどなたがいらっしゃるのか、その状況わかりますか。

議長（森 照信君） 健康増進課。

健康増進課課長補佐（中澤莊也君） すみません、今手元にその資料がございませんので、後で配付をさせていただくということで御了解をいただきたいと思います。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私が数字について、議案質疑でないものですから通告しなかったんですけども、町としてこういう新しい制度が始まる時には、本当に一番その新しい制度によって恩恵をこうむる人たちはいいと思っんです。だけれども、本当に大変なことになる人がいないかと、そこに一番気を細やかに使うのが行政の仕事だと思っんです。それで、私は介護保険特別会計の18年度決算書を見たんですけども、なぜなら介護保険料も後期高齢者保険料と同じように月額1万5,000円以下の人たちは普通徴収にしています。自分で納付しなければいけない。介護保険の場合は、私もよくわからないんですけども、未納が1年以上続いた人がサービスが受けられなくなるのかと以前聞いたら、そういうことはありませんという答えを担当の職員から聞きました。それで不納欠損されたらどうなるんですかと聞いたら、クリアされるというのか、やたら不納欠損もしないみたいですけども、人数と金額が全部すべてわかるわけではないんですけども、普通徴収の方で介護保険のほうでは月額1万5,000円以下しか収入がない、普通徴収の人は先ほど言われたように400何十人かいるわけですけども、その中でも本当に年金1万5,000円しかないだろうと思われる方が80人ほどいらっしゃるというのも、これも皆さんも以前聞いたと思います。その方々が滞納になっていくのか、それは絶対そうだとは言いきれないでしょうけれども、18年度の現年分の未済額が38人で69万5,000円あったという決算額です。それと、過年度分が17人で何年かにわたっているものですから85万1,000円ありました。合わせて55人ですか。それから不納欠損が4万8,300円で、これは人数はメモがありませんでしたので何人分なのかわかりませんが、それとどういう理由で不納欠損になったのかもちょっとわかりませんが、そういうのも本当は聞きたかったんですけども、こういう状況がありまして、この人たちがそのまま後期高齢者の被保険者になるわけですよ。そうしたら、待たなしの状況が出てくるわけですから、いつ減免制度などが検討されていくのか、きちんとそれが運用されるようになるのはいつでしょうか。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 後期高齢者の医療制度が始まるのは平成20年4月からでありますけれども、要綱等につきましては、条例が制定されてその後要綱がついてきますので、その

後出てくるんですけども、ただ要綱については非常に細部にわたる要綱でございますので、それについてはやはり時間がある程度必要になってくると考えております。

以上です。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初にも言いましたけれども、今全国で凍結、中止、廃止しろという声が上がっています。こういう状態だから上がっているわけです。本当にひどい状態で、法律が制定されて町も条例を制定したのに、こういう問題が明らかになっただけで、その要綱さえ整理されていない。どうやってそういう人たちを救済するのかという方法さえ具体的に示されていない制度です。町長がこの制度を持続可能な制度だとおっしゃる理由を教えてください。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言いましたように、老人保健法の中でのこの制度というのが制度的にも課題があったということで、やはり主体をしっかりと設けて、そして負担もいただきながら持続的な、安定した制度にしていきたい。もう一つは世代間の不公平感、負担の公平性を確保するために、新たな制度を設けたという、そういう大きな方向性というのは必要を感じております。また、具体的な個別の対応については、今後要綱等が出てくると思います。それに従って、あるいは必要があれば要綱等の改善も要求しながら、適切な運用に努めていきたいと思っております。私としては、やはりふえ続ける医療費も含めて、全般的な負担の公平感を図るためにも必要な制度改正だというふうに認識しております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長は私の質問の中で、資格証明書を発行しないとは言っていないと訂正されましたけれども、町長は一人一人の顔が見える町なんだから、町で生活が大変なお年寄りに資格証明書を発行するようなことはしないとされました。全員に発行しないと言ったわけではありませんけれども、本当に大変な人たちに資格証明書を出すようなことはしないと、私はその言葉を信じたいと思います。ぜひ、広域連合にもどんどん話をして、うちの町の介護保険の状態、この人たちがもし資格証の対象者になったら、本当に大変なことです。ぜひよろしく願いいたします。

それでは次の質問に移ります。乳幼児医療費制度のことなんですけれども、町長は全く今回答えは変わりませんと言われましたけれども、本当に何をそんなにかたくなになっただけなのか、笑いたくなるほど町長の態度というのは異様としか思えません。町長は、国が、先ほど質問にもありましたけれども、子供の医療費の窓口一部負担を3割を2割に引き下げる対象を今まで3歳児までだったのを小学校入学まで、国は乳幼児医療費補助制度はつくっていませんけれども、2割で窓口負担をした。そのことで各自治体の負担を軽減しようとしたことを御存じでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 具体的な制度改正についてまで承知しておりませんので、具体的な内容については承知しておりません。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） そういう改正があったことを御存じでしょうかと聞きました。どうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） はい、現時点では勉強不足で承知しておりませんでした。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） このことはこの質問の通告を出す前に、担当課に話をしまして、町長に言ってくださいと言ったんですけれども、担当課の職員から財源が楽になるという話は聞かなかったんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 内部の問題でありますけれども、そういう報告はなかったというしかないですね。ただ、それは担当課の責任というより私の制度改正に対する情報というのは、こうしたことを行う町長としての責任で情報収集をしておかなければならない問題でありますので、報告がなかったというよりも私の勉強不足ということだと思います。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 本当にそのとおりだと思います。担当課の職員は口元まで出ていたけれども、町長がやってくれるかどうか、町長のげきりに触れるのが怖いか、そういうことと言えなかったんじゃないでしょうか。どうせ言っても町長はやる気がないというのは、もうこの間何回言ってもやらないと胸を張って言うわけだから、担当課の職員に、そのトップの人にそれを言う勇気がないし、町長はそういうことを職員に言えるような、本当にまちづくりを、若い人たち、町民の人たち、職員と一緒にやろうと言っているのに、そういう職場をつくってしまっている。本当にこれは問題だと思いませんか、自分自身について。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今の報告の件がそれに当たるかどうかは、私も断定できませんけれども、当然役場の執行体制として、自由に物が言える雰囲気というのは、当然それを確保するのはトップの責任であろうかと思しますので、仮にこのことがそれに100%当てはまるかどうかはわかりませんが、そういう雰囲気が役場の中になくしたなら、それは執行者の責任だと思っております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 役場の中にも若い職員の方たくさんいらっしゃいます。子育てしている職員の方もたくさんいらっしゃいます。それこそ共働きで次の学童クラブの設置の問題ともかかわるんですけれども、本当に一生懸命働いている人たちがたくさんいらっしゃいます。そういう中で町長がその人たちを本当に喜ばせる町政をしなかったら、私は町民だっ

喜んで住んでいられる町にはならないと思うんです。国の対象年齢の補助というか、医療費を2割に減額する対象年齢を引き上げることで、200万ほど町の乳幼児医療費に支出する扶助費が減るという試算を、私は聞いていますけれども、正確な数字がどうかかわからないですけれども、ほぼそれくらいだと思います。もちろん過去の例から出した数字でしょうから、これから必ずしもその数字だということはないと思うし、だからこそ担当の職員もすつとなかなか町長にそういうことを言えないんじゃないか、その保証はどこにあるんですかと言われてたら怖いでしょうから。だから、ぜひ若い職員の人たちが自由に物が言える職場にしていきたいと思います。

今のはちょっと問題が外れたんですけれども、乳幼児医療費補助引き上げを小学校入学までに引き上げた自治体はほとんどですけれども、島田市なんか卒業までに見直すと言っていますし、焼津市もやると言っていますし、所得制限は島田市ももうやらないと言いました。町長は所得制限についても相変わらずやるんだと、四、五十万、五、六十万、どれくらいかわかりませんが、おおよそそれくらいの所得制限で出すお金を惜しいと思われるんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 金額という部分よりも制度の公平性とか、そういったものを考えて、あるいは住民も負担をしながらまちづくりを支えていく、あるいは必要なサービスを受けたらそれに対して負担はすべきだという考えが基本的には必要ではないかということで、これに限らずさまざまな提案をさせていただいております。前にも言ったように、ただそれとは別にさまざまな子育て支援とか、特別な政策目的を実現するために、政策的にそこをやるという部分はあるかと思っておりますけれども、現時点では町の財政状況あるいは状況を考えて、そこまでには行っていないということで、ずっと同じような考えですと言っていました。50万とか60万とかの金額ではなく、やはり所得がある人からはいただくというのが基本ではないか。あるいはサービスを受けたらそれに対して対価は払う。あるいは逆に病院の医療費というのは、同時に医療費制度があるからかかりやすくなるという部分と、やはり病気にならないように健康づくりも同時にしていく、さまざまな要素が絡んでくる話だと思っておりますので、医療費の部分の負担部分だけを当てて議論していくというよりも、全体的な議論が必要ではないかというふうに思っております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長の一番悪いところですね。問題をどんどんすりかえていってしまう。私は乳幼児医療費の部分で議論しているんです、たび重ねて。所得制限のことですけれども、負担の公平性と言われますけれども、所得制限を受けて補助の対象にならない、恩恵を受けない若い夫婦、その人たちだって大変な子育ての苦労は背負っているわけです。所得制限に引っかかるちょっと前の人には制度が補助がある。でもわずかほんの少し出ただけでも医療費の負担が始まる。そういう人たちなんですけれども、負担の公平性だと言われる

んだったら、そういう若い人たちこそ、町に一番貢献している人たちではありませんか。税金はたくさん納める、保育料もたくさん納める、幼稚園なら幼稚園の授業料は就学援助制度を受けられない。みんな所得制限に引っかかりますよ。児童手当だっていただけない、同じ基準ですから、乳幼児医療費の所得制限と。児童手当だってもらえない人たちですよ。そういう人たちにわずか、子育てのための支援です、子育てのための支援をやってやろうという気はおきないんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 子育ての支援というのはさまざまな形があるかと思っております。ですから乳幼児の医療費の免除だけが子育ての支援ではないというふうに思っております。例えば、これはやるやらないという話じゃなくて、形としては全国でも何人目以上に対しては手厚い子育て支援をやるとか、さまざまないろいろな形が出てきておりますので、そうしたいろいろな形の中で、この町に合った仕組みというのもあるかと思っております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） いろいろなことをやると言われながら、若者に住宅だという、地名に一生懸命お金をつぎ込んで住宅建てて若者を呼び込もうとしていながら、保育園は休園にしてしまう、藤川保育園もことして終わりにしてしまう、そして瀬平と地名の人たちに約束をした通園バスも廃止にしてしまう。それで20年度予算には子育て支援センターも1つになっていました。どこが子育て支援だと言うんでしょうか。一つ一つやってみたらどうですか。これだけ要望が高まっているんだから。私は、町長は本当に子育て支援をして若者をふやそうという気がないんだと思いますけれども。

では、最後に学童クラブについてお聞きします。アンケートの結果21人の人たちをことし対象になるからということで、試行的にやるというんですけれども、新学期は目前に迫っています。保育園、幼稚園で手厚く守られていた子供たちが、お母さんたちが働き続けられない状況がまた出ようとしています。毎年春が来るたびに、新学期を迎えるたびに同じことがずっと、その悩みが続いているんですけれども、町長はこれまで19年にはやると言いました。それで20年には本当にやるのかと思ったら、それも半年後だと言う。なぜ半年延ばしたんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これに関しては、やはり実施する以上、先ほど言いましたように要員の確保、施設の確保、そして分散する子供たちをどういうふうにその場所に集めてくるのか、そういった検討課題が大変大きなものがあります。ある程度潤沢な予算の中ですべて対応していくというなら可能な部分があるかと思っておりますけれども、限られた中で新しい制度を立ち上げ、それは一回立ち上げたら当然ずっと継続していかなければなりませんので、そういったことを考えれば立ち上げ当初というのは、準備段階を慎重にせざるを得ないし、やはり学校あるいは地域の協力がなければ運用がなかなか難しい事業でありますので、そこら辺の準

備もしっかりしてスタートしたいと考えております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） お母さんたちは、本当に新学期スタートのときから預かってほしい、2人でも3人でもいいじゃないか、どうしても必要だという子供を預かってほしいという声が渦巻いています。そんなに大変なことですか。1週間に1回だか2回の地域子供教室だかを開くのはできるけれども、なぜ学童保育ができないのか。要員が確保できないってどういうふうに取り組んだんですか、要員を確保するための。それでどのようにだめだったのか教えてください。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言ったアンケート調査あるいはニーズの調査、そしてそれを受けての実施場所の選定等を19年度やってきたところであります。そうした中で、今度はどこで二十一、二名の子供を預かるか、そこの調整作業をやりながら、そこへどうやって集めてくるのか、これを検討しながら実施に向けて、そう簡単にできる、21名をそれぞれ分散して各学校あるいはどこかでやるということにはなかなか預かるほうも責任がありますので、ちゃんとした形でこれはスタートしなければならんというふうに思っております。新しい制度をスタートするわけですので、それだけの準備が必要ということを御理解していただきたいと思えます。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） その具体的な取り組みに向けて、20年度どういうことを具体的にされるんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ですから、指導員をまず確保する。そしてまず最初に実施場所の確定をして、それに合わせて輸送手段あるいは集合する手段、さまざまなことを検討しながら具体的な試行に向けて準備を進めていきたいと思っております。預かるわけですので、やはり指導者に対してもそれだけの経験のある者を配置していかなければなりませんし、地域の方々の協力も得ていかなければならんというふうに思っております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 指導員をどのように確保しようとしているのでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） やはり現状ではそうした経験のある、保育の経験のある者とかそういった者に対して中心的な役割を担っていただくのが一番適切かというふうに思っております。具体的なことについては、先ほど言いました運営委員会で議論をしていただいております。その中には経験者等も入っておりますし、その中でよりよい運営方法というのを固めていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 運営委員会は20年度スタートを19年度に話し合わなかったんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 運営委員会の結論としてはこうした試行を20年度後半からアンケートに基づいてやるということで進んできたという報告を聞いております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） では、場所の確保ということを言われていますけれども、場所をどうやって確保しようと考えておられるんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これについても、その場所と協議していかなければなりませんし、また全町的な位置も関係してきます。基本的には小学校1年から3年の子供ですので、学校の施設を借りるのが一番利便性が高いのかなというふうに思っております。また、学校の施設を利用する場合に、管理の方法とかどこを利用するか、そういったことも協力していただける学校との調整作業も必要かと思っております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ずるずると検討する検討する、話し合う、協議する、そういうことで引き延ばされてきたわけです。信じられないからこうやってしつこく聞いているわけですが、運営委員会いつ開かれますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 次年度は早急に開くように指示をしております。今年度の2月26日に最後の委員会が開かれたというふうに認識しております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 2月26日の最後の運営委員会ではどのような話になったんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ここにありますように小学校21名のアンケートの結果を受けて、この子供たちをどういうふうに扱うのかということで、ここで先ほど申し上げたように、この21名を対象として放課後児童クラブをやるということが決まった。さまざまなやり方があるかと思えますけれども、この希望された21名の対応を優先しましょうということが決まって、それに向けて場所の確保等について順次今後検討していくことを確認したというふうに認識しております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 多分、もう時間がなくなると思いますがけれども、希望される21名の方、4月から保育園も幼稚園も行けなくなって、小学校に入りますね。学校を帰るのがお昼ごろです。お母さん仕事に行っていたら一人きりになります。おじいちゃん、おばあちゃ

んが近所におられる方もいるかもしれない、お兄ちゃん、お姉ちゃんがいてもそれは学校で一緒に遊べないかもしれない、そういう子供たちを町長は一人でいればいいじゃないか、あるいはお母さんは仕事をやめて、長期に休んで見るのが当たり前ではないかと思われているのか、そういう子供たちをどうしろと考えていらっしゃるのか、最後にお聞きします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 基本的には家族というような、全くすべてがかぎっ子というわけではございませんので、そういった家族の中での対応をしていただきます。また、将来的にはどういったところまで広げていくのかという、そういったことも含めてこの放課後児童クラブというのは検討していかなければならぬというふうに思っております。希望をとれば、こうしたところがあれば子供を預けたいというのは当然出てきますので、そういったことをどうするのか、そういったことも含めて、子育て支援になるようなあるいは子供の安全確保ができるような放課後児童クラブにしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 2学期から、多分試行的と言われるから始まるということをは信じよう、期待しようと思っておりますけれども、新学期の間せめて、町長多分御存じないと思うんですけれども、藤川保育園、学校終わった小学生の子供たちが保育園に来て遊んで、園児と一緒にすごく楽しく遊んでいます。そういうところが今度なくなるわけですから、そこも本当にあの子たちはどうするのかと心配になるわけですが、子育て支援センターのような保育士さんが、指導員さんが、保育士さんでいいと思います。そこを放課後の子供たちが安心して遊べる場所にしようとか、何か早急な応急対策をとる気はありませんか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 新たな事象が起こったというよりも、サービスをこれを広げていこうという話でありますので、それぞれの家庭、地域で今までもそうした子供たちを、いろいろな形で見守ってきたわけですので、そうしたものが突然ここでなくなったというわけではありませぬので、そういったものをお願いしながら、行政として今度はサービスを拡充していく部分、この放課後児童クラブについてはそうした受け皿を順次整備していきたいというふうに考えております。これが緊急的に何らかの形で子供が見守れないということでしたら、緊急対応が必要ですが、この部分に関しては、今まではそれぞれくどいですが、家庭、地域さまざまな形でカバーしてきた部分であります。それがなかなかそれだけでは大変になってきたので、行政としてカバーしていこう、それには当然行政として支出も追加してくる、そういったものも覚悟の上で新しいサービスを展開しようということですので、持続的な制度になるよう、あるいは住民の協力が得られるよう、制度設計をやっているところでありますので、御理解をしていただきたいと思います。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 行政にとっては新しいサービスの拡大ができませんけれども、

お母さんたち、子供たちにとっては毎年毎年見送られてきた、やってもらえなかったサービスなんです。今年はやってくれるか、今年はやってくれるかと期待していたサービスです。行政の立場からだけ、子供たち、若いお母さんたち、お父さんたちのことをいつまでも考えていると、本当にこの町は若い人たちがいなくなってしまうということを心から訴えて、私の質問を終わります。

議長（森 照信君） これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 議案第22号 平成20年度川根本町一般会計予算

日程第3 議案第23号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計

日程第4 議案第24号 平成20年度川根本町老人保健特別会計予算

日程第5 議案第25号 平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第6 議案第26号 平成20年度川根本町介護保険事業特別会計予算

日程第7 議案第27号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

日程第8 議案第28号 平成20年度川根本町温泉事業特別会計予算

日程第9 議案第29号 平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

議長（森 照信君） 日程第2、議案第22号、平成20年度川根本町一般会計予算から、日程第9、議案第29号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、予算特別委員会の報告を求めます。予算特別委員長、鈴木多津枝君。
予算特別委員長（鈴木多津枝君） それでは、予算特別委員会に付託されました平成20年度川根本町予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

3月6日の本会議終了後、正副委員長の選出を行い、審査日程、審査要領について協議を行いました。委員長には私、鈴木多津枝、副委員長には杉本道生議員が選出されました。

審査につきましては、3月7日から13日の午前中までの4日間と半日、大変厳しい日程の中で、平成20年度一般会計予算及び特別会計予算7件の審査について、それぞれの所管課長及び室長などの説明を受け、審議を行ってまいりました。

また、14日の午前中には現地調査ということで、学校給食センター、B & G海洋センターほか2カ所の現地視察を行いました。視察終了後、午後1時から議案第22号、一般会計予算から、議案第29号、いやしの里診療所事業特別会計予算までの採決を行いました。

審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第22号、平成20年度川根本町一般会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第23号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第24号、平成20年度川根本町老人保健特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第25号、平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第26号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第27号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第28号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第29号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

次に、審査の経過の中での意見、質問、要望などにつきましては、全体を報告すべきですが、皆様方のお手元に資料を配付してありますので、その中から幾つかを抜粋して報告させていただきます。

最初に一般会計予算です。3月7日金曜日、総務課、管理課の説明で行いました。10時20分から12時まで。

歳出で、2款1項1目一般管理費、特別職の報酬や一般職の給与について説明があり、19年度末で退職者14人だが、補充は看護師を募集し、2名採用するとの説明があった。

2款1項3目財政管理費、24節地方公営企業等金融機構出資金として新規に60万円出ていることについて質問があり、貸付残高と標準財政規模で国が算定した額で、政府資金のかわりとして財源にするものとの説明があった。

2款1項5目財産管理費、15節工事請負費について、文化会館上にある元桜保育園を解体して駐車場の整備、街灯の設置を行い、文化会館利用者の利便を図るとの説明があった。

2款1項6目交通安全対策費、13節交通整理業務委託料がふえたことについて質問があり、

崎平 - 千頭間、奥大井 - 寸又峡間の観光シーズンの交通整理で、9日間を12日間に3日ふやし、2カ所で行うとの説明があった。委員からは徳山 - 青部間に待避所をつくって、観光客が通れるように県にも強く要望するようとの意見があった。

2款1項7目基金管理費、どれくらいの利率を見ているのかとの質問に、運用の仕方ewith違うので一概には言えないが、当初予算では安全に見込まれる額を計上しているとの説明があった。

2款1項8目自治会振興費、行革に基づいて単独では無理と思われる小幡、洗富区の統合により、区長報酬や自治会事務取扱交付金で減額をしたとの説明があった。

2款1項9目庁舎管理費、15節工事請負費について質問があり、本庁屋上にある空調の空冷圧縮機の取り替えで、4基あるものを2基ずつ修繕、オーバーホールしていきたい。耐用年数の10年を超え14年経過しており、不具合の指摘も受けているので修繕するとの説明があった。

2款1項10目総合支所管理費、工事請負費2億7,449万4,000円は、本体の建設工事と附帯工事費であり、設計管理委託料の627万4,000円は仮庁舎解体の設計管理費で、解体工事は21年度に行う。庁舎建設基金取り崩しの1億1,847万4,000円と県の合併特例債1億5,000万円を入れるとの説明があった

9款1項1目常備消防費、北分遣所の予備車を廃止したことについて委員から4人から5人体制となり、救急車が出動するとだれもない状態が多くなった。予備車の廃止は、町、組合のどちらから言い出したものかとの質問に対し、予備車の廃止は以前から組合のほうからの要望が強かった。職員も13人になるところを14人ととどめてもらったが、町内パトロール、点検に出かけているので、だれもいなくなることもあるとの説明があった。

9款1項2目非常備消防費、3節訓練手当の360万から520万円の増額について質問があり、支部査閲大会出場隊訓練費との説明があった。

9款1項3目消防施設費、13節設計管理委託料と15節工事請負費は田代地区のポンプ小屋建設で、電源立地交付金1,740万円を充て、国、県の補助がある耐震性防火水槽40t4基分と、町単の防火水槽40t2基分であるとの説明があった。

9款1項4目災害対策費、13節家庭内家具固定委託料の150万円から200万円の増について質問があり、対象を高齢者から弱者へ広げ、小学校未就学児や障害のある人がいる世帯へ広げることで900世帯から2,100世帯にふえた。19年度は34世帯の利用があった。1世帯5カ所まで、1カ所5,000円で2万5,000円まで取りつけ工事代を補助するが、器具代は入らないとの説明があった。委員から、家具ばかり固定しても家が倒れたらどうするのか、倒壊ゼロを進めるべきとの意見が出された。

12款1項1目公債費、1節元金7億6,717万1,000円から9億1,257万8,000円の増額について質問があり、衛生消防組合のごみ焼却施設建設費償還分5,800万円が入ってきたことと、利率の高い飲供施設などの借入残800万円の全額繰上償還があるとの説明があった。

次、出納室、2時半から2時50分までです。

歳出2款1項4目会計管理費です。歳計現金はペイオフを考慮して利子は発生しないが元本が保護される決済性預金で保管するものの、余裕のできた場合は1カ月間の定期預金において利子を発生させている。年度当初や年度終盤にかけては資金不足により基金からの繰りかえ運用が必要になる。基金については、基金の目的及び積み立て、取り崩し計画に基づき、運用期間及び商品を決定的している。大きく分けて、国民健康保険支払準備基金のようにいつ現金が必要となるかわからない基金は主に定期預金で、果実運用型及び取り崩し計画のない基金は債券の割合を多く利用しているとの説明があった。

議会事務局、15時から15時20分。

歳出1款1項1目議会費です。9節研修旅費152万円について、研修の実施時期をなるべく早くすることや、町内の企業への視察なども行って、産業育成など議会活動に活用することが大事であるなどの意見が出された。

2款7項1目監査委員費、77万5,000円が58万8,000円に18万7,000円、24%減について質問があり、19節で負担金6万円の減が大きな理由であり、志太榛原郡監査委員連絡会で、川根町が島田市への合併で、構成団体が吉田町と川根本町だけとなるため解散することに伴い、旅費や費用弁償でも減額があるとの説明があった。

3月10日月曜日、企画環境課、企画観光課、9時から2時30分までです。

歳出ですけれども、2款2項1目企画総務費、男女共同参画基本計画策定業務委託料について質問があり、42市町中80%が策定済みということで、県より策定の指導があったとの説明があった。

エコツーリズム資源調査委託料70万円の新規計上について質問があり、自然環境、歴史、文化などの地域資源を生かし、物見遊山の観光ではなく、環境保全を主眼とする知識や技術を持つ人たちに専門の部会に分けて調査を委託する。町内外から59名が協力の手を挙げている。千年の学校やみらい会議と目指すところは似ているが、単に体験や知識提言だけでなく、収入を得る活動も目指したいとの説明があった。

2款2項2目広報公聴費です。広報は2年連続全国最優秀賞を受賞、ホームページは1日200件のアクセスがあるとのことで、職員が頑張っているとの説明がありました。

2款2項3目まちづくり事業費、縁むすび事業についての説明があり、19年度は17名が終了、うち9名が再参加を表明、2月半ばから募集し、新規に7名が応募、20年度は計16名で始める。一部この町に条件が合えば住みたいと言う人もいるとのことであった。

2款2項4目コミュニティ施設管理費、集会所の耐震状況について質問があった。昭和56年以前のものが4地区あるが、建て替えには財政めどが立たず、調査していないとの回答があった。

2款2項5目企画環境費、エコアクション21については、地球温暖化防止はもちろん、事務効率化も含めて効果がある取り組みを進めるとの説明があった。

2款2項6目情報政策費3,001万2,000円の予算のほとんどが情報機器の借り上げ料、委託料などで、一度設置するとかかってくるとの説明があった。

2款2項8目路線バス運行事業費、13節路線バス運行管理業務委託料の1,304万9,000円から1,695万2,000円に増額分について質問があり、ことし10月より運行管理が強化されるが、白ナンバーも20年9月より法的に義務づけられ、6時から8時半の運行、一定の場所において管理すること、人件費、事務所の予算で増になったとの説明があった。大新東の営業所は静岡にあり、通常的安全運行管理がやられていない。事務所の設置は経費が大きい。大鉄は千頭に運行管理者がおり、事務所を置いている。平成18年10月1日から平成21年9月30日までの契約であるが、契約を破棄して入札をやり直すべきとの意見が出され、町長より契約破棄は賠償請求が生じるとかえって大きな負担になる。次の入札を待ちたいとの回答があった。

2款2項7目ダム水源地域振興費、修繕費が50万円から160万円の増について質問があり、温泉会館のタンク保温材や長島ダム周辺の階段修繕を予定との説明があった。

7款1項2目商工業振興費、商工会活動費で100万円の減の理由はとの質問に対し、合併して出された事業について、補助できるもの、できないものを明確にした。人件費は規定のものは計上し、事業については基本的には商工会の事業だが、合併に伴い県の補助が減るようなところは人件費分、事業費分で補助して支えていくとの説明があった。

7款1項3目観光費、まちづくり観光協会補助金1,830万円については、人件費、宣伝費、活動費など6項目を精査した結果である。土地借り上げ料399万9,000円について、期間、所有者、単価など明確にし、契約更新時に見直しが必要ではないかとの意見に、問題を先送りにして事業をやってきた結果で、これからは買い取りの方向で進めるとの説明があった。

7款1項4目音戯の郷運営費、12節その他の手数料92万3,000円の増額について質問があり、臨時職員が1名減ったため、必要に応じ1名の派遣をシルバー人材センターにお願いしているための増であるとの説明があった。

7款1項5目茶茗館等運営費、13節茶茗館業務委託料793万9,000円の内訳について質問があり、人件費、施設費、消耗品費など、シルバー人材センターの見積もりによるとの説明があった。

7款1項6目ウッドハウスおろくぼ運営費、収入を19年度は1,816万円、20年度も1,591万5,000円を計上している。これくらいの収入が上がる施設との認識なのか。指定管理は1,500万円前後で考えるべきで、大新東の計画では1,100万円ぐらいしか上げていなくて、委託料を出している。これでは指定管理に対する町の姿勢が問われるとの意見があった。

7款1項8目もりのくに運営費、指定管理委託料500万円について質問があり、事業計画に基づいた収支を精査しての不足分との回答があった。もりのくに、ウッドハウスおろくぼの指定管理委託料については、統一が必要との意見が出された。

3月10日の月曜日です。健康増進課、保健福祉課、2時46分から3時15分までです。

歳出で、3款1項1目社会福祉総務費、19節ボランティア団体育成補助金25万円からゼロ

に皆減したのはなぜかとの質問に、社会福祉協議会の事業で行うため削除したとの説明があった。

19節社会福祉協議会補助金3,645万円から3,206万6,000円へ400万円の減額について質問があり、収入のある介護保険事業と町が委託する福祉事業を精査し計算した社会福祉協議会からの数字によるものであるとの回答があった。内訳は人件費2,654万4,000円、運営費552万2,000円である。人件費での減は事業所で見るべきものを個人個人で35%から80%を介護保険で出してもらい、補助金分を合計したものと説明があった。

3款1項2目心身障がい者福祉費です。21年度から2つの作業所を統合し、定員20名以上、就労継続支援B型に移行し、社会福祉協議会で運営を協議している。B型は利用料は月9,000円だが、所得による減免制度があり、個人の所得により計算するので、半額ぐらいになるとの説明があった。

3款1項3目老人福祉費、8節老人文芸賞品代の1万円は1,000円を10人分との説明があり、予算が少なすぎる、働けない老人のためにも文化面に力を入れてほしいとの要望があった。

福祉タクシーについて、本川根地域にも実施されありがたいが、なかなか来てくれなくて乗れないときが多いので、軽自動車など増車の要望があった。また、運転手の接客態度の向上について要望があり、接客については毎月1回話し合って指導しているとの回答があった。

3款1項8目介護保険費、20節ホームヘルプサービス利用者負担援助費について、障害者自立支援法の施行により、以前からホームヘルプサービスを利用している方の個人負担がふえるため経過措置を設け、その軽減分を補助するもので、1人分を計上しているとの説明があった。

3款2項1目児童福祉総務費、1節報酬について、次世代育成行動計画が22年度改定期となり、20年度から行動計画の見直しのため実態調査を行うとの説明があった。

3款2項2目児童福祉施設費は5,094万7,000円の減額で、藤川保育園休園により13節地域子育て支援センター委託料251万3,000円からゼロの皆減になることについて、徳山聖母保育園から場所がないため断られ、委託をやめるとの説明があった。未収園児と保護者への支援は桜保育園の1室で行っている。中央に拠点を設けて出張できればと考えているとの説明があった。

通園バスの予算がなくなっていることについて、廃止するかとの質問に、現在は利用者が少なく不定期の利用なので、一たん休止することを三ツ星保育園の保護者全員には12月9日に了承を得ている。再開については保護者と協議するとの回答があった。

3款2項3目子育て支援対策費、3款2項2目児童福祉施設費から分かれた目で新設され、徳山聖母保育園に委託していた支援センターは廃止となり、桜保育園内に設置してある子育て支援センターの運営費と放課後児童クラブの運営経費として2名分の賃金半年分と消耗品などの計上であるとの説明があった。

4款1項3目予防費、13節予防接種委託料は13歳、18歳のはしかの接種が新たに設けられたための増であるとの説明があった。

4款1項4目健康増進費、健診事業が国保の事業者の事務となり1,678万円減額となっている。健康まつり実行委員会補助金の47万円もゼロになっているのはなぜかとの質問に、補助金での実施をやめ一般会計に組み入れたためであるとの説明があった。

3月11日火曜日です。生涯学習課、15時40分から17時10分まで。

歳出、10款4項1目社会教育総務費、徳山古典芸能保存会補助金が27万5,000円なのはなぜか。20年度はしっかりした基準をつくって見直すと昨年言っていた。社会教育委員会で検討し、ほぼ10万円に近い額で引き上げるという報告だったがとの質問に、町長より原案が上がってきたが、20年度から実施するには各団体の了解を得ていない。今年度全町的に補助金を見直す中で検討するとして差し戻したとの回答があった。

10款4項2目生涯学習推進費、19節生涯学習推進事業交付金285万円と1節報酬で出ている生涯学習推進委員報酬198万9,000円の関係について質問があり、19節は各区の取り組みについての補助で、1節は生涯学習推進委員個人への報酬との答えがあった。

10款4項3目文化会館運営費、屋根の修繕の計画はないのかとの質問に、さびが目立つが完全に直すには1,500万ぐらいかかるのが、さびを取って塗るだけなら700万円ぐらいできると聞いており思案中との答えがあった。

10款4項4目資料館運営費、11節需用費で光熱費や修繕費が20万円余の減額になっているのはハコゲン球を取りかえるよう要望したことの効果かとの質問があり、順次取りかえることで減額を見込んでいるとの答えがあった。

鉄砲壠が老朽化しているが貴重なものだし、PRして観光にも生かせるものなので、技術者がいる今のうちに修理しておくべきとの意見があった。

地元の人や有識者でやまびこ応援団もつくられ、入館者をふやし地元住民や民宿などの活性化につなげたいと年4回のイベントを目標に取り組んでいるが、全く予算がなく負担が大きい。行政の支援があればもっと取り組めるがとの意見に、活動に対しては町は精いっぱい支援するとの答えがあった。

10款5項2目海洋センター運営費、運営費の653万3,000円の減は、前年は車両購入があったことと職員給与などの対象者の支給基準による差額が主な理由だが、プール使用期間短縮を図り、光熱費の削減に努めるなど経費削減に苦労しているとの説明があった。

修理がふえているが建設はいつかとの質問があり、昭和59年に4億6,000万円で建設し、築24年が経つ。設立の経緯も考えながら施設再整備時が大きな転換期だと思うとの町長の答弁があった。

建設課、事業課です。11時15分から14時45分まで。

歳出です。6款1項9目農業農村整備事業費、県営中山間地域工事はほとんど地元の業者が入札に入るのかとの質問に、入札は県が指名して行うが地元優先は考慮されているとの回

答があった。

農地・水・環境保全向上対策事業負担金については、地名、久野脇、久保尾、藤川、徳山など8区を予定し、634万8,000円の25%の負担率であるとの説明があった。

6款1項11目地籍調査事業費、13節委託料は水川地区平溝横から実面積0.81km²で、平成21年度ごろで水川トンネル付近まで行けるかと思うが、その手前の集落部で切るのも選択だとの説明があった。

6款2項5目林道費、15節工事請負費については、県単独林道整備事業で河内川線改良工事、地名笹間線改良工事、南赤石線1号箇所改良工事、寺沢線舗装工事、平栗線舗装工事など7路線と県営事業林道で藤川線、智者山線の2路線が主なものであるとの説明があった。

6款2項6目治山費、県単自治山補助事業で、久野脇地区の山腹工事で3分の2が県の補助金との説明があった。

6款2項7目中山間地域林業整備事業費、15節工事請負費では青部地区の集落排水と八中地区の局部改良2分の1の県の補助があるとの説明があった。

6款2項8目里山エリア再生交付金事業費、県の7割補助を受けて行う林道改良事業で蕎麦粒線改良工事であるとの説明があった。

8款1項1目土木総務費、13節倒壊ゼロ専門家診断委託料について質問があり、耐震計画1棟、耐震補強助成1棟分、ブロック塀など撤去1カ所分であるとの説明があった。

8款2項2目道路新設改良費、19節区事業補助金が余りにも少ないが減った理由は何かとの質問に、徳山と梅高に生コンの現物支給をするなどの予算計上で、要望がないわけではないが、緊急性を考慮したためであるとの説明があった。

8款3項3目砂防費、19節急傾斜地崩壊対策事業費負担金650万円は、藤川寺尾地区、水川上出地区、下泉寺東地区、上長尾今市場地区の4カ所で負担率5%と10%で計上しているが、5%になる見込みであるとの説明があった。

8款4項1目町営住宅等管理費、13節住宅基本計画策定料の440万円について、計画を新たに作り直すのかとの質問があり、旧中川根町ではあったが、旧日本川根町にはなかったので、県の指導を受けて川根本町として作成するとの説明があった。

15節の工事請負費は沢脇住宅の解体の3棟と桑野山の外構工事で、シロアリ駆除を行うとの説明があった。

8款4項2目住宅建設費、15節工事請負費1億5,430万円は、地名若者定住住宅2棟4戸と沢脇住宅2棟4戸を行うとの説明があった。

若者定住住宅の独身向けを家族向けにしてしまうのは、当初の目的から外れるので、計画を一たん中止して見直すべきではないかとの意見が出された。21年度建設分については建設委員会で検討していくこととなるとの回答があった。

4款1項8目飲料水供給施設費、19節飲料水供給施設支援事業費補助金100万円は、各飲供施設へ出すもので、町直営は21年度から、20年度は現状の飲供施設に補助するとの説明が

あった。

税務課です。1時から1時半です。

歳出、2款3項1目税務総務費、13節評価方式移行事業委託料785万2,000円について質問があり、18年度から3年間で本川根で採用した簡易路線価方式に合わせて作業を進め、21年度から移行する。簡易路線価方式は路線価をもとに間口と奥行きをかけて評価を出すもので、成果品をSBSの電算システムを改修して打ち込んでもらうとも説明があった。

2款3項2目賦課徴収費、19節静岡地方税滞納整理機構負担金110万円について質問があり、均等割10万円、1件20万円を5件予算計上している。2月1日に移管予告通知を21人に送った。多くの反応があり8人が納めてくれた。2月20日までに納付約束をしてくれた人は11人いる。資産、収入などを判断して、5件の移管を考えているとの説明があった。

歳入、1款1項町民税個人です。個人の所得割が3億1,000万円見込みから2億8,800万円に下がっているのは、所得税が下がって住宅ローン減税を引けない人は、住民税から控除できる措置による減の見込みであるとの説明があった。

1款1項町民税法人です。法人数は増加しているが、法人税は減少しており、大きな企業の減が影響しているとの説明があった。

1款2項1目固定資産税、一般分が初めて減となったのはなぜかとの質問に、償却資産分の減によるとの説明があった。

1款2項2目固定資産等所在市町村交付金及び納付金、長島ダムは19年度までの5年間は2分の1、20年から24年度は4分の3に上がるとの説明があった。

1款5項1目入湯税、18年度は増えたが19年度は下がってきているので前年並みで計上したとの説明があった。

3月12日産業課、事業課、11時30分から14時30分。

歳出、6款1項3目農業振興費、9節中山間地域等直接支払制度交付金について質問があり、中川根地域4地区分、本川根地域2地区分で74万4,678㎡に交付しているとの説明があった。

6款1項5目茶業推進対策費、緑茶加工施設整備事業費補助金220万円は、本川根地域にあった個人の農家への補助制度で、機械の更新費用に補助率20%、1年に1機械が対象で6件分であるとの説明があった。

6款1項6目農林業センター運営費、35kgの製茶機械を品評会出品茶だけでなく一般の人に貸し出してほしいとの意見があったが、精巧な機械なので管理が厳しく、品種の開発など町も入ったグループ研究や試験もみなどなら申し込みをしてもらい、条件が合えば貸し出すとの回答があった。

6款1項8目山村振興事業費、19節活性化プロジェクト推進事業交付金について質問があり、碾茶製造施設でJAが呼びかけを行い、やりたいという人が出てきたので支援していく。事業費3億5,500万円の7割、2億4,850万円が国、県から補助されるとの説明があった。

6款2項2目林業振興費、13節静岡林業再生プロジェクト推進事業、FSC森林認証委託料について、FSCの今後の進め方について質問があり、今後は加工のほうの認証、COCと一体となって市場で認証材として通用するものを目指すとの回答があった。

教育総務課、14時40分から16時20分。時間が合っているんですけども、日にちに記述がありませんので、大変申しわけありません。後でまた記入させていただきます。

歳出、10款1項3目教育諸費、21節奨学金貸付金72万円について質問があり、月1万円で6人分だが、19年度は2名利用との説明があった。利用者が増加するよう貸付金の増額を検討してはとの意見が出された。

19節私立幼稚園就園奨励費補助金346万5,000円の増額について、3月補正でも減額したが、さらに多い予算をつけている。見せかけだけの予算ではないかとの質問があり、父母などの所得により保育料を軽減するための国庫補助で、予算を組むときは所得がわからないので全員対象となるよう予算計上しているとの説明があった。

19節私立幼稚園運営費補助金268万2,000円について、保育園への町の補助は1,000万近くあり不公平ではないか。子供が少なく運営費も少ない中でみずからの給料をつぎ込んで運営している状況で、存続のためにせめて保育園並みに補助をふやすべきではないかとの意見が出され、この運営費補助金も過去2回引き上げが行われ、現在は県から助成された過去3カ年の運営費の平均の3分の1で算定している。大切なことなので、今後の検討課題と考えているとの教育長からの答えがあった。

10款2項1目学校管理費小学校、14節印刷機借り上げ料83万6,000円から21万5,000円に大幅な減額についての質問があり、4月末でリース終了となり、4月分のリース料と再リース料として年1カ月分の合計で大幅に減額できるとの説明があった。

10款2項2目教育振興費小学校、13節小学校5年生県外体験学習業務委託料の80万円の増について質問があり、なぜ新潟県なのか、もっと近くでもいいのではないかとの意見があった。57名から80名にふえるための増額で、新潟県は当町と関連するいろいろな特徴があり、磯部小学校の子供たちとは訪問後も交流が深まるなど切り離しがたいが、見直しも検討される時期かとも考えているとの教育長の答弁があった。

10款3項1目学校管理費中学校、工事請負費が840万円から390万円に減額していることについて、中川根側のトイレ改修はもう終わったのかとの質問があり、本川根中、本川根小の水準には至らないが、ウォシュレットの設置など一定の改修は終わったとの答えがあった。

10款3項2目教育振興費中学校、8節学校訪問指導講師謝礼が43万円から21万1,000円に減ったのはなぜかとの質問に、中学校では校内の先生が総合的な学習の時間講師ほかを行ってくれているので減額したとの答えがあった。

10款5項4目学校給食施設費、11節賄材料費が少し減っているが、最近の材料費高騰に対応できそうか。余り無理をさせないで値上げも考えるべきとの意見があり、なるべく手づくりしたり、地元の食材を取り入れたりして、20年度は据え置きたいが、21年度には値上げも

検討することで保護者の理解を得ていきたいとの答えがあった。

町民課、住民課、9時半から10時。

歳出、2款4項1目戸籍住民基本台帳費、住基ネットワーク機器借り上げ料については、平成19年12月で5年の更新の期間が切れ、新機種にかえたことによる増加分と保守点検委託料で、昨年は再リースを予定していたが、情報量もふえており、全国的なネットワークなので更新するよう国の指導もあったとの説明があった。更新費用は国から来るのかとの質問に対し、今のところそういう話は聞いていないとの答えがあった。住基カードの発行数について質問があり、19年末で旧中川根で54人、旧本川根で50人の計104人との答えがあった。

3款1項7目老人医療費、後期高齢者医療へ移行するため老人保健特別会計への繰出金が9,720万円から1,053万5,000円に8,666万円の減を見込んでいる。見込みを3月診療分と月遅れ請求、過誤納整理分で事務の適正化を図るための予算を計上した。医療費負担割合は支払基金12分の6、国12分の4、県と町が12分の1という負担割合は変わらないとの説明があった。

3款1項9目後期高齢者医療費、職員より20年度から新たに始まる75歳以上の医療制度の概要の説明を受けた。広域連合負担金9,165万4,000円について積算根拠の質問があり、広域連合の運営に伴う経費負担分86万8,000円、広域連合特別会計に要する負担金786万9,000円、広域連合全体の市町負担金の額を各市町の老人保健給付実績で案分し、算定された給付費負担分8,291万9,000円の合計額で、当町より広域連合へ負担する額であるとの答えがあった。人件費の計上が一般、特別のどちらの会計にもないが、どこでだれがやるのかとの質問があり、給付などの業務は広域連合でやるので特に人件費は計上されていないが、国保を担当する町民課の職員が手分けして行うとの説明があった。

4款1項6目環境衛生費、19節生ごみ処理機購入補助金が340万円から260万円に80万円の減額について質問があり、事業所用の生ごみ処理機1基分の減だが、今まで実績がないのでカットした。申請が出れば補正で対応したいとの答えがあった。

4款2項1目じんかい処理費、13節粗大ごみ処理委託料が439万6,000円から151万2,000円に減額した理由について質問があり、委託先で処理機械の事故があり、シュレッダー式を圧縮式にかえたことで、処理経費が安くなった。処理能力も多少落ちるが、今のところ現在の方式で処理することを確認したとの説明があった。

一般廃棄物処理が衛生消防組合解散により、島田市へ委託となり5,952万6,000円の委託料が計上されているが、一般会計に移した公債費は幾らかとの質問があり、4,510万2,000円であるとの答えがあった。19年度は公債費も入れて組合負担は5,500万円だったが、大幅にふえる理由は何かとの質問があり、建設して2年が過ぎたので、瑕疵担保期間がなくなり、20年度からは保守点検委託費が1億7,000万円かかるようになるのと、燃料費の増が主な原因で、均等割2,984万2,000円とごみ量割3,068万4,000円で6,052万6,000円となるが、川根本町分の直接搬入手数料100万円差し引いて5,952万6,000円となるとの答えがあった。均等割が

半分近く占め、今後公債費はピークまでふえ続けるし、保守点検費用や修理費もふえ続け、毎年1億円を超すようになることはわかっていたはずで、財政力が弱い町だから組合解散時にもっと交渉すべきだったとの意見が出された。

4款2項2目し尿処理費、19節川根地区広域施設組合負担金1億676万8,000円の内訳は運営費4,447万7,000円、公債費6,229万1,000円となっているが、公債費が19年度と同額なのはなぜかとの質問があり、返済は元利金等償還になっているためとの答えがあった。

温泉事業特別会計です。歳出、1款1項1目一般管理費、委員と受益者の関係で、委員9人のうち4人が議員というのは検討の余地があるのではとの意見があった。

13節温泉ポンプ管理委託料52万5,000円から70万4,000円の増額について質問があり、千頭、接岨峡、白沢の3カ所分との回答があった。

歳入では、基金残高が1,000万円くらいあるのだから、一般会計から繰り入れする前に活用すべきではないかとの意見があった。また、一般会計に繰り入れている入湯税は、温泉特別会計にすべきではないかとの意見も出され、今後検討するとの回答があった。

介護保険特別会計。歳出、1款3項2目介護認定審査会運営費、20年度から介護認定審査会は町単独で委員16名で、隔週26回の開催を予定しているとの説明があった。

2款5項1目特定入所者介護サービス等費、負担金補助及び交付金で特定と特例の違いは何かとの質問に、特定は低所得者への食費、居住費などの補足給付であり、特例は介護保険の認定を受ける以前の者がやむを得ない事由などにより介護サービスを受けるものであるとの説明があった。

5款1項1目介護予防事業費、13節生活機能評価検査委託料について質問があり、老人保健法の位置づけだったものが、20年度から介護保険法に位置づけられる。要支援、要介護者を除く第1号被保険者、健診受診者に対し生活機能チェックを行い、介護が必要になりそうな人、特定高齢者候補者を抽出し、生活機能検査を行うための費用であるとの説明があった。

1款1項1目第1号被保険者保険料、普通徴収保険料が減っているのはなぜかとの質問に、その年に15歳になる人は特別徴収に移行する時期が今までは10月のみであったが、随時特別徴収に移行できるようになったためとの説明があった。

いやしの里診療所です。歳出の1款1項1目一般管理費で、13節代診医派遣業務委託料240万円について質問があり、4万8,000円を50日分計上しているとの説明があった。

3月11日、簡易水道事業特別会計、15時10分から15時45分です。

歳出で、1款1項1目中川根区域一般管理費、25節で積立金元金の100万3,000円は何を積み立てるのかとの質問があり、繰上償還に基金を使うので、その分を基金に積み戻すものとの答えがあった。

2款1項1目中川根区域水道維持管理費、13節水質検査委託料がふえているのはなぜかとの質問があった。水源に人、動物の糞尿が入ることによる影響がないかを調べるために、クリプト検査を追加して実施するよう法改正があったとの答えがあった。

国民健康保険事業特別会計、3月13日、10時15分から11時25分です。

歳出、2款1項療養諸費です。1目一般被保険者療養給付費が3億4,248万円から5億6,661万3,000円、2億2,413万円も増額していることについて質問があり、制度改正により退職被保険者が65歳までとなり、65歳以上の退職被保険者が国保一般に移行してくることで、一般被保険者が約600人ふえ2,050人と見ている。3歳未満、3歳から69歳まで、70歳以上の過去3年間の給付費平均に、平均被保険者数の見込み数をかけた医療費の11カ月分と、旧制度による1カ月分の合計の3億5,560万4,000円に、制度改正により退職被保険者から移行してくる65歳から69歳の11カ月分の4,676万4,000円と、70歳以上の分の11カ月分の1億6,407万2,000円を合わせた額による増額が主な原因であるとの説明があった。後は読んでください。

2款2項高額療養費、高額療養費でも65歳以上の退職被保険者が一般被保険者に移行することで、一般では1,084万8,000円の増額となるが、退職では287万5,000円の減額となるとの説明があった。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節後期高齢者支援金1億943万9,000円は、国保が支払基金に負担する支援金で、国負担金3,416万4,000円と、国普通財政調整支援分の633万円及び療養給付費交付金895万円、県調整交付金支援分の536万2,000円に、一般会計から保険基金安定繰入金金の保険税軽減分320万円、及び保険者支援分127万1,000円を合わせた5,928万円と、国保会計の一般財源の5,015万9,000円を合わせた額であるとの説明があった。

5款1項1目老人保健医療費拠出金、老人保健医療費拠出金1,274万3,000円は、制度改正が4月からのため、現行分で残る1カ月分と過年度精算分で1億2,328万8,000円減額するとの説明があった。

8款1項1目特定健康診査等事業費で、財源内訳で一般財源として387万円出ているが、町の施策として全町民を対象に行うべきではないかとの質問があり、制度改正により特定健診・保健指導事業の実施が各保険者に義務づけられた。町は保険者として国保被保険者に対し、生活習慣病予防、医療費抑制、適正のため、メタボリック対策に力を入れる特定健診・保健指導事業を実施する。これまで老人保健法に基づき町の一般会計で40歳以上の町民を対象に行ってきた基本健康診査などの保健事業は、特定健診・保健指導事業として各医療保険者が実施することから、国保被保険者分の特定健診などは国保会計で行わなければならなくなったとの答えがあった。

老人保健特別会計、11時30分から11時45分です。

歳出、1款1項1目医療給付費、老人保健対象者が後期高齢者医療制度に移行するために、医療費が大幅に減少し11億7,390万円から1億2,700万円になった。これは、3月から2月診療のベースで見ると、3月分の請求が次年度にずれ込んでくるための1カ月分と、月遅れ請求分、過誤調整分を見込んで予算計上したもので、負担割合は従来どおり変わりなく、支払基金交付金が6,379万8,000円、国負担金が4,212万9,000円、県負担金が1,053万2,000円、

町負担金1,053万5,000円負担するとの説明があった。

後期高齢者医療事業特別会計です。

保険料を広域連合へ納付するための特別会計で、一般事務費などは一般会計の3款1項9目後期高齢者医療費に計上されているとの説明があった。

歳出では、1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金について質問があり、19節の負担金補助及び交付金1億1,155万4,000円は、収納した保険料8,479万9,000円に、一般会計から繰り入れた保険基盤安定負担分2,685万3,000円を加えて、広域連合へ負担金補助及び交付金として納めるとの説明があった。

歳入で、1款1項後期高齢者医療保険料、町の75歳以上及び一定の障害を持ち障害認定を受けた65歳から74歳で、こちらを選択した人の保険料で、年金から天引きの特別徴収で7,623万円、納付書、口座振替による普通徴収で847万円を見込んでいるとの説明があった。

以上、抜粋して報告をさせていただきました。なお、大変申しわけありませんが、準備が本当に整わなくて、本当に連日連夜、議会事務局の職員にもお世話になりましたけれども、先ほど読み上げていても日にちがきちんと正確に書けていないということを、心からおわびをいたします。また、確認をして皆様には日にちを入れるように、私のほうからお伝えをしますので、どうかお許してください。

最後に、当委員会審査におきましては、各担当課からわかりやすい説明を受け、皆さんの御協力で円滑に委員会審査を進行することができました。各担当課長の御配慮に心より感謝申し上げます。また、委員の皆様方からも活発な意見、要望などが寄せられ、大変有意義な審査が行われました。未熟な私の不慣れな進行で、本当に皆さんには御迷惑をおかけしましたけれども、予算特別委員会審査を終了することができました。皆様の御協力に重ねてお礼を申し上げます。

これで、平成20年度予算特別委員会委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（森 照信君） これで予算特別委員長報告を終わります。

予算特別委員会は、議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから、議案第22号、平成20年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 平成20年度一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

ただし、最初にお断りしておきたいのは、予算のすべてに反対をするものではないということです。一つ一つの事業を見れば、学校や給食センター、幼稚園や保育園、し尿やごみ処理、保健、福祉、まちづくり、どの分野を見ても厳しい町民の目にさらされながら、あるいは次々と打ち出される負担増やサービス取り上げの国の方針のもとでも、町民を守るために

懸命に努力をされている職員の皆さんの姿を思い起こさずにはいられないもので、心から感謝申し上げます、敬意を表するところです。

また、今議会は行政の都合とはいえ、土日以外は1日も休みがなく、準備や調査、まとめをする日が取れない大変な日程の中で、予算特別委員会では不慣れな私の進行を励まし、支えてくださった議会事務局職員の方々、担当職員の方々の並々な御協力に対し、どんなお礼の言葉も見つからないほど感謝の思いでいっぱいです。方法や日程改善の必要性を痛感するとともに、この予算をすべて賛成し、協力していただいた職員の皆様方と達成感を祝いたい思いでいっぱいですが、残念ながら、町長の住民の願いに耳を貸さない姿勢が各所にあられていることも事実で、まじめに真剣に町民の願いに応えようと懸命に仕事に取り組まれている職員の皆さんのためにも、励ましの思いを込めて反対討論をさせていただきます。

今年の予算は60億8,200万円で、前年度より4億6,200万円ふえ、町民に期待を与えたのもつかの間、総合支所建設費で約3億円、県のトンネルと言われた碾茶工場建設補助金の2億4,850万円の特別な支出を除くと、実質は1億円の減になり、その一番大きな要因が職員の方が11人もやめるということによる8,000万円もの削減です。

それなのに、この予算にも多くの自治体が住民の流出を食いとめるのに競って取り組んでいる子育て支援策、乳幼児医療費補助の引き上げや放課後学童クラブの半年の設置予算しかありませんでした。低学年、とりわけ今年1年生になるお子さんがいるお母さん方にとって、どんなに悔しいことでしょうか。乳幼児医療費補助、扶助費は3年連続1,236万円の計上で、この間国や県が支援を強化し、自治体の負担は年々減っているにもかかわらずほおかむりを決め込んでいます。妊婦健診の補助を、全国でも画期的な14回すべてを補助する町になったのは大いに評価しますが、生まれた子供の子育て支援に力を入れない町では産みたい気持ちにならないという若い人の声が町に渦巻いています。保育予算は5,000万円も減額で、かつて旧中、旧本6カ所あった町立保育園がついに藤川保育園の休止で2カ所になります。子育て支援センターも3カ所から1カ所になります。わざわざ新しい目を設けて子育て支援対策費として1,300万円計上されましたが、中を見れば新しいものはほとんどなく、1つに減らす子育て支援センターをここに移し、半年分の学童クラブの設置準備予算が計上されているだけです。

若者定住などと言って、億単位の住宅建設を進めながら、保育園の統廃合を進め、そのときの約束だった送迎バスも、子供は親の手から保育士へが原則を振りかざして、今年の予算でなくなりました。予算委員会で議員の抵抗に遭い、とりあえず休止で決着がつけましたが、町長の胸に再開の気などないのは火を見るよりも明らかです。子供は親の手から保育士へを振りかざすなら、子供がふえたら保育園の再開にこそ力を尽くすと答えるべきではないでしょうか。

教育費の削減も見過ごすわけにはいきません。いくら子供が減っているからといって、合併前の平成16年以来当初予算額が毎年減り続けているのは教育費だけです。大きな款でふえ

たのは総務費と民生費、公債費だけで、それ以外は皆減額していますが、10億円から5億円に50%も減ったのは教育費だけです。減額の中身を調べる時間はありませんでしたが、特に大きな施設整備があったのでなければ、異常としか言えない数字です。昨年と今年の比較だけでも4,700万円減額で、19年度にスクールバスを購入したので、その分の減はわかりませんが、工事費でも小・中学校どちらも工事費や備品購入費が半減以下になっています。子供がほとんど1日中過ごす学校環境の整備こそ頑張るべきではないでしょうか。

静岡空港対策などと言って、観光案内標識板の設置費を4,100万円も計上しました。総合支所建設も、住民の声を無視して突き進め、解体した廃墟について3億円近い建設予算が計上されました。これでは、かつて町長が私はやらないと言われた箱物づくりそのものではないでしょうか。

飲料水供給施設費では、施設支援補助金が100万円創設されて、高齢化や過疎化に対応する支援策が図られるのは大いに評価しますが、簡易水道施設費では、地方公営企業会計に移行するための準備として、バランスシート作成のための資産調査や会計ソフト購入に2,600万円も計上しています。こんな小さな町でそこまでしなければ町民の命の水が確保できないのか、私には理解できません。

4款2項1目の一般廃棄物処理委託料5,953万円は、予算委員会でも問題になったものですが、新施設をそっくり島田市にやる組合解散の中で、均等割圧縮に力を入れない町長によってもたらされた投入量割とほぼ同額の均等割がかかる結果の金額であることも明らかになりました。

本川根地域への町営バス運行もいろいろな理由をつけて先延ばしにしてきたままで、町営バスより外出支援が先と町長が力を入れた福祉タクシーも、元気な高齢者にはとても喜ばれていますが、これまで通院が主体の外出支援が健常者にも利用が広がったことで、予約がいっぱいで突然ぐあいが悪くなっても医者にも行けず、重症化してしまう実態が出ています。本川根地域の車に乗れない住民にとっては、命にかかわる状況が生まれています。大鉄バスとの関係がネックで進まないという話も聞いていますが、本予算にはバス運行管理業務委託料が3年間の経費を見越した入札にもかかわらず、大鉄タクシーとわずかな差で落札した大新東に対し、契約半ばで法律が変わったから運行管理者と事務所を設置する経費を668万円も計上しています。しかも事務所を役場に置かせるなど、町の都合で営利企業に許されることではないと思います。宿泊施設にしている徳山診療所の二の舞としか言いようのないものです。行政から契約破棄を言い出さなくても、委託料をふやしてほしいのは企業のほうなので、契約を守ってくださいと言えば済むことで、どうしてもできないと言うなら契約を破棄させて再入札をすれば、既に運行管理者を置いて営業している大鉄との差は歴然としており、本川根側のバス運行の問題も解決できるのではないのでしょうか。

北分遣所の救急車予備車も廃止され、東西23km、南北に40km、500km²という広い町に約9,000人が点在し、多くの観光客が訪れるこの町で、4,000万円も案内看板にかけるお金があ

るなら、救急車をたった1台にしないほうがよほど観光客に安心感をもたらすのではないで
しょうか。予備車を廃止したことで職員も減らされ、救急車が出ている間は、下から来てく
れるまでは救急車も消防車も出動できない状況になりました。

町の福祉施策であるはずの町民の健康保持のための基本健診も、国の方針とはいえ国保会
計に移され、国保税を300万円余も使うことになりました。健康まつり実行委員会補助金も
合併以来毎年削減され、20年度はついにゼロになりました。どこに町民の生命や健康を守る
姿勢があるのでしょうか。かつて、モアラブ川根の青年会員だった町長が、行政の光は生活
する人がいる限りどんな辺地でもあまねく当てられなければならないと発言されましたが、
もう一度御自分の言葉の原点に戻るべきではありませんか。

議長（森 照信君） 鈴木議員、簡潔にお願いします。

11番（鈴木多津枝君） はい。

赤字の観光施設にも民間ではよほど景気がよくなくては考えられない庭園管理費や清掃委
託費を惜しげなくつぎ込み、町民などほとんど行かない山奥の林道開設に多額なお金をかけ、
町民合意のない行政のお手盛り予算は枚挙にいとまがありません。これらの1割が子育て支
援充実や町営バスの全町運行などに回されれば、この町で暮らす人たちはどんなに元気が出
ることでしょう。20年度予算にもいろいろな計画の策定委託料が出ていますが、どんなに立
派な計画でも町民への負担増やサービス切り下げが前提の計画では、若者を町に引きとめ、
元気を引き出すことはできないでしょう。と言うよりは、多額の費用をかけ時間や手間をか
けて計画づくりをするよりも、町民が待ち望むことの一つでも取り組んだらどうかと言いた
いのは私一人ではないはずです。

町民の生命と財産を守ることが責務の行政の長として、国や県、企業言いなりでなく、住
基ネット不参加の矢祭町や全国学力テスト不参加の犬山市、日本一の子育て支援策で子供も
若者も人口もふやしている大玉村等々、真に小さくても輝くまちづくりを取り組む市町村に
習い、近隣でどこよりも子育てしやすい町、安心して暮らし続けられるまちづくりをすべ
きです。それを本気で取り組む町長の決意が見えない20年度一般会計予算に対して、反対討論
といたします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 賛成の立場から討論いたします。

合併して3年、とりわけ本町の基本構想に基づく行政改革大綱、それらによる行政改革推
進に突き進む年であります。そこで、本年度予算は、前年度予算に比べまして、多少の伸び
があるものの、今話も出ましたけれども総合支所建設と山村振興事業を除くと、実質的には
減少というようなことがある、また先ほど午前中に一般質問等にありましたけれども、積極
的ではない予算ということもあり、大変厳しいものとなっておりますけれども、しかしなが
ら行政改革に取り組みながら、この姿勢を明確にし、はっきりするとともに、事業別にも検
証と精査を求めて積み上げた予算でありますので、第22号の一般会計予算については賛成と

いたします。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、議案第22号、平成20年度川根本町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号、平成20年度川根本町一般会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第22号、平成20年度川根本町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号、平成20年度川根本町老人保健特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号、平成20年度川根本町老人保健特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号、平成20年度川根本町老人保健特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成20年度川根本町老人保健特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

簡潔にお願いいたします。前文は抜いて。

11番(鈴木多津枝君) 鈴木多津枝です。

私は、後期高齢者医療事業特別会計予算に反対の立場から討論します。

この会計は、今までの老人保健法にかわり新設された後期高齢者医療制度を運営する県の広域連合で請求される保険料を徴収し、広域連合へ納めるために新設された特別会計です。4月からの開始に向けて国も自治体も準備を進めてきたこの後期高齢者医療制度は、年々ふえ続ける医療費と15年後には団塊の世代が75を迎えることに備えて、2年前に自公与党の強行採決で可決された医療改革法に盛り込まれた数々の医療費抑制策の一つで、75歳以上の高齢者を勝手に後期高齢者などと決めつけ、社会保険の子供の扶養になって保険料を払わなくてもよかった高齢者からもわずかな凍結期間を設けただけで徴収が始まり、その後は際限ない保険料値上げと冷たい差別医療が待ち受ける医療保険制度です。

国は、老人はいずれ死ぬのだから、手厚い医療を行うのは無駄だとして、医療機関に支払う1カ月分の診療報酬を定期化する包括診療制度の取り入れや、長期の入院ベッドの削減、最期のみとりはなるべく自宅に帰す方針で、これまでの老人保健に輪をかけた露骨なお年寄りいじめの制度に対し、うば捨て山へ行けと言うのか、年寄り死ねと言うのかという怒りの声が沸き上がり、4月実施を直前にして中止、撤回、見直しを求める地方自治体の決議は、全自治体の3割近い500を超え、反対署名も350万に達し、2月28日にはついに4野党とそろって廃止法案が衆議院に提出されました。その後も共同で緊急集会が開催されるなど、国民の怒りに押された政治の舞台では、いまだに流動的で行政担当者からも大変不評な制度ですが、私は町民から寄せられる不安の声をもとに、当町にも国に対しせめて見直しを求める声を上げようと、議会や町長にも呼びかけてきましたが、そのたびに医療費増に対する必要な制度だと受け入れてはもらえませんでした。

町長は、1点だけの問題点を取り上げて批判するのはいかなものかと、資格証明書の発行にも反論されましたが、一方で小さな町だから、県の運営とはいっても直接の事務に当たるのは町なので、生活困窮者を資格証明書にするようなことはしないと、きょうはそういうことは言っていないと言われましたけれども、以前言われましたので、明言され、一縷の望みがつながれていると私は思っています。

保険料は、介護保険で味をしめた徴収法で、高齢者の頼みの綱である年金が月額1万5,000円以上あれば、どんなに苦しくても介護保険料に加えて、新たな保険料が年金から引き落とされ、ちょっと待つてと言うこともできない特別徴収と、年金が1万5,000円以下なら自分で納付させ、滞納すれば保険証取り上げのペナルティーが待ち受ける普通徴収に分けられます。75歳以上の人が増え続けることや、医療技術の高度化などで医療費が増え続けることが予測され、2年ごとの保険料見直しも行われ、際限ない保険料の引き上げが待ち受けているのは確かです。

しかし、委員会審査で県の広域連合では収納率を99%に見ているとの説明があり、普通徴収者が多い当町では大変厳しい目標で、担当課長よりもせめて95%くらいにしてくれれば助かるのですがとの声が漏れるほどでした。滞納額は2年ごとに行われる保険料見直しで当然加算され、保険料引き上げの要因の一つとなるものです。ほぼ同じ対象者に同様の徴収をしている介護保険料の18年度決算での滞納状況を見ても、滞納者が18人も出ており、現に4万3,200円の不納欠損をしていることから、広域連合が保険料試算に用いている収納率99%は到底無理な話であることが明らかです。このような人たちへの救済策が必要ですが、先ほどの一般質問での町長の答弁は具体的なことが明らかにされていません。

4月からは後期高齢者医療保険が始まるだけでなく、70歳から74歳の窓口負担が原則1割から2割に引き上げられ、同時に負担限度額も引き上げられます。医療費が過去最高を更新し続けており、平成17年度で33兆円に達し、この41%を71歳以上が占め、75歳以上では3割近い9兆5,000億円を占めているとのことで、このままでは医療保険が崩壊する、若い世代の負担増となるということで、軍事費や無駄遣いにはふたをしたままで、保険料値上げか医療費制限かとの選択に高齢者を追い込む医療制度がこの制度です。厚労省は、受ける医療は今までと変わらないなどと宣伝し、町も同様の説明をしていますが、とんでもないことで、4月から導入される後期高齢者医療は慢性疾患を抱えるお年寄りを、1人の医師が総合的に継続的に診察するための診療報酬を月額6,000円と定め、複数の病気を抱える75歳以上の高齢者が複数の医療機関を受診しないように決め、上限をつけることで、医師などが手厚い検査や治療を行えないようにする差別内容が盛り込まれています。

沢内村や長野県佐久市のように、自己負担を無料にしたり、減額したり、保健活動に力を入れて早期発見、早期治療に力を入れ、自治体の取り組みいかんによっては、医療費を低く保ち続けている自治体もあります。高齢者の医療を抑制することは現役世代のためと政府や財界は言いますが、高齢者からの医療の取り上げは、現役世代にも重い負担がのしかかるこ

とになりかねないのは、火を見るより明らかです。やがて、自分たちの問題となるのです。高齢者の寿命が伸び、医療や社会保障が充実することは、本来喜ばしいことで、そのためにこそ国や自治体は力を尽くすべきではないでしょうか。

厚労省の説明を読んでも、高齢者はどうせ直らないとの考えがありありで、親不孝の差別診療との批判にも、きのうの日曜討論で騒いで不安をあおるほうが悪いとの与党議員の発言を聞いて、私は臭い物にはふたをして通る時代ではないとの認識さえないのかとあきれてしまいました。

全国からの批判に押されて、その場しのぎの制度の中身が次々と変わるたびに、担当職員は説明や準備に振り回されているのも事実です。当予算がたとえ国の制度にのっとって運営する広域連合からの請求をもとに、保険料を集め連合に納めるだけの会計であるとはいえ、実際に高齢者の苦情や軽減の手続、保険料徴収などの実務に当たる担当職員の大変さは想像に難くありません。しかも、制度発足にもかかわらず専任職員の配置もなく、老人医療で1名上げられている職員人件費は、広域連合に町が派遣する職員の人件費で、実務を行う職員は減らされており、担当課の職員の大変さを考えれば、到底こんな配置はできないはずで、町民の健康を守り、保健指導や早期発見、早期治療に力を入れて、町民特に高齢者保健保持を最大の責務とされる保健師を事務職として使っているのも、医療費高騰につながりかねないもので、行政トップの姿勢が厳しく問われるものです。

また、所得の少ない高齢者への負担増に救済策を設けたり、広域連合や国にもものを言うべき行政や議会の責任の重大さは明らかです。これらの姿勢が見られない、明らかに欠如しているとしか思えない、このもとで提案された当会計予算には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

議案第25号について、私は賛成の立場から討論をいたします。

初日のときに述べたとおり、平成18年、県の広域連合が設置され、当議会も認めました。これに対して、平成20年4月1日より始まる制度に対する、当町に取り込む予算であり、世代間の負担の公平化と高齢者の医療の安定した持続性のある制度を確保するものです。

また、初日皆様に賛成いただきました条例に沿うものでもありますので、この委員長報告どおり賛成といたします。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、議案第25号、平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号、平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第25号、平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第29号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 川根本町議会議員派遣の件

議長（森 照信君） 日程第10、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、川根本町議会議員派遣の件についてはお手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（森 照信君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（森 照信君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（森 照信君） お諮りします。

お手元にお配りした議事日程第2号の追加1のとおり、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてほか2件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてほか2件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第30号 川根本町いやしの里診療所条例の一部 を改正する条例について

議長（森 照信君） 追加日程第1、議案第30号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第30号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。議案1ページをごらんください。

川根本町いやしの里診療所におきましては、現在、診療は月曜から金曜日、診療時間は午前9時から午後5時まで診療を行っております。なお、毎週水曜日の診療については、県の僻地診療代診医派遣制度において診療を実施してはいましたが、平成20年度より県立総合病院の医師交流制度により半日診療とし、交流医師の都合により午前診療もしくは午後診療により対応したいと思います。

なお、受付時間、診療時間及び休診日の変更はありませんが、基本的な開始時間と終了時間のみを定めて、弾力的かつ効率のよい診療を図るものであります。

また、現行条例第6条第1項中の診療所の診療報酬算定額ですが、ほぼ2年に1度厚生労働省において改定されるため、厚生労働省告示番号を改正するものです。

診療報酬改定内容ですが、診療の勤務医不足対策、脳卒中や自殺対策、後期高齢者医療制度に合わせ75歳以上の高齢者の外来診療に新しい報酬ができるなどの主な改定内容であります。

なお、今回の条例改正内容につきましては、いやしの里診療所運営委員会において御審議
いただいております。

以上、条例の一部改正をお願いするものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを
採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について
は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ
等）

議長（森 照信君） 追加日程第2、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明
をいたします。議案1ページをごらんください。

川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設につきまして、4月1日より公の施設の指
定管理者制度へ移行するに当たり、大新東株式会社静岡支店より、指定管理者指定申請書の
提出があり、2月8日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結

果、当該施設の指定管理者を大新東株式会社静岡支店支店長鈴木文雄に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほど、よろしく願います。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ウッドハウスをやっておられる従業員の方たち、直営で働いていらっしゃる方たちにはどういう話をされて、現在どういうふうになっているのか説明を求めます。

それから、そういう働いていらっしゃる人たちに、指定管理者の話をされたのか。いつされたのか。その人たちの身分がどうなるかという話をされたのか、そういうこともまとめてお聞きしたいのですけれども、お願いします。

議長（森 照信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山田俊男君） 以前までお世話をいただいた方々につきましては、2月25日に特に内山夫婦につきましても面会して、最終的な労をねぎらってきたところでございます。その日にお見えでなかった方につきましては、私のほうから出向いた方もいらっしゃいますし、電話等で情報を得た方もいらっしゃいます。

1名の方については、今後もろもろの事態が起きたときには協力をというお願いをいたしましたし、ほかの方については、身体的な理由で継続できないというような状態でございます。

内山夫婦につきましては、私の2月に聞いた話によりますと、数カ所、3カ所ぐらいから要請と言いますか、来てほしいという話があると。ただ、当分の間体を休める、あるいは失業保険をもらって生活をしたいというような意向を申されておりました。

日付的には、私細かい記憶はしてありませんが、昨年来、指定管理にするということは職員も行った折、随時お話を申し上げておきました。

以上であります。

議長（森 照信君） ほかに質疑は。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 指定管理にすることはどういうことかという説明をされたんでしょうか。その説明をされたのか。それから昨年来というんですけれども、昨年来というのはいつごろのことなのか、お聞きします。

議長（森 照信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山田俊男君） 昨年来というのは11月ごろであります。

指定管理については、今まで制度を申し上げたように、お話を申し上げておきました。

以上であります。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 働いていらっしゃる方々は、今どうしているのかというのは答えなかったですね。現在どうなっているかというのは答えがなかったのと、そういう話をされたときの反応というんですか、課長は今仕事が見つかったという話をされましたけれども、納得をされたんでしょうか。快く納得されたか。

議長（森 照信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山田俊男君） 快くというようなことのお答えは、ちょっと私は難しいですが、内山さんについては、仕事が見つかったんじゃなくて仕事に来てほしいという話が、二、三カ所あるということを承っております。それで、失業保険をもらって、しばらく休憩したいということでありました。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 昨年の11月以前に、私のほうから担当課のほうに、方向としては公の施設を考えているので、従業員に対して意向を確認するよというということで、先ほど課長が言ったように、11月にそうしたお話をしたと思っております。

もう1点は、もりのくにの事例もありますので、そうした今まで働いてくれた方が、希望があれば指定管理をするときに、こうした継続性も決定した事業者をお願いするけれどもというので、その確認をするよというのでありましたが、さまざまな理由で継続的に働きたいという要望がなかったものですから、今回、一つの切りにさせていただいております。現時点では、3月は休業という形で施設の整備あるいは補修等を行って、4月以降の再開に向けて準備をしている段階で、したがって従業員の方は2月いっぱい職場を離れていっている状況と、私は認識しておりますけれども。本人の希望があれば、もりのくにの事例がありましたので、そういった気持ちもありましたけれども、さまざまな理由で一たん切りにしたいよというのでありますので、新たな形で指定管理者制度の中でスタートをする形になると思います。

議長（森 照信君） これで、鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりました。

質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 私は、この議案について、反対の立場で討論をさせていただきますけれども、反対というか、行政からこんな難しい提案されたのは初めてじゃないかというような気がします。

まず、総括的に言えば、この一連の指定の手续が公募の要項が不明確であったこと。独立

採算制だとか、それから赤字補てんはなしとかそういった部分。それから、委託料の説明が再三変わったという部分についても、かなり妥当な形じゃないと。

そしてそれらをすべて聞いた中で、議会が判断するというところで、この指定管理者制度ができたということは、それとセットの中で、この指定管理者制度は、今まではこういう公の施設というのは、公共的団体が行っていた、または直営で行っていたものを、純粋な民間がやるということで、そこら辺のところを民主的にコントロールできるために、本来は住民が判断すべきところなんですけれども、それを制度的には議会に判断をゆだねた。そういう意味においては議会の責任はすごく重いということで、慎重に審議したかった。

これが一つの感想ですが、それよりもその点については、これから後の同僚議員の反対討論の中でも出てくると思いますが、僕が特に言いたいのは、一般会計予算のところ、ウッドハウスの使用料、これは一般会計予算12款1項5目2節なんですけれども、このところで1,544万5,000円がウッドハウス使用料という形で出ています。そして、私たちは鈴木議員を除いては、つい先ほど、この予算に賛成いたしました。そして、そういう前提の中で、今出されている指定管理者、これは行政からの説明を聞きますと、これから後、ここでもし採決されて行われるとしたら、この後行われる指定管理者との協定、このところ出される内容は、収入を1,125万6,000円で見込んだ指定管理の協定を結ぼうとしている、この指定管理者制度です。私たちは、当初予算で賛成しておいて、内容の矛盾する指定管理者制度で賛成するのは、これは論理的に不可能です。いろいろな理由がありますが、私の一番の反対できない理由はここにあります。

それでは、一般会計予算とこの指定管理者制度、両方を賛成することはできないとしたら、どのような選択があったか。究極の選択として、私は60億もする一般会計すべての事業が執行が止まってしまう、一般会計のほうをより重要と考えて、究極の選択として一般会計のほうに賛成いたしました。

よって、本案の指定管理者については賛成不可能です。

以上です。

会議時間の延長

議長（森 照信君） 本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長いたしますので、あらかじめ御了承ください。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 4番、小藪です。

私は、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等）の賛成の立場で討論いたします。

この施設は、平成元年に事業費1億4,600万円という工事費で営業を始め、平成6年には2,488人の宿泊客がりましたが、平成15年度からは1,000人代に落ち込んでおります。平成18年度は1,245人となっております。厳しい経済社会環境の中にあつて、経営状況も平成17年度は収支マイナス903万5,000円、平成18年度にありましては、収入実績が1,296万4,000円、収支マイナスは1,062万6,000円の数字であり、担当職員の努力も見聞きしますが、現況では町営の限界を感じるところであります。

商工観光委員会でも指定管理者制度の活用の方向性も出され、さきの12月議会では、議案第64号において質疑の後、全員起立で指定管理者制度の環境も整っており、限られた予算編成、行政改革を進める中にあつては、ウッドハウス設置の目的にかなうよう存続、営業していくために本案に賛成いたします。

議長（森 照信君） 次に、原案に反対者の発言を許します。1番、山本信之君。

1番（山本信之君） 反対理由。ウッドハウスおろくぼの指定管理者について、おろくぼ周辺施設の管理運営については、指定管理者の独立採算として、町から赤字補てんはしないということですが、1社の収支計画書を見ますと、町が支払う委託料が計上されています。全体協議会において、今述べたことについての質問をしましたが、回答がありませんので、再度行政側の回答をお願いしたいと思います。

指定管理者については賛成であります。要項、委託料の内容について説明がありませんので反対します。多くの状態には、町民に質問を受けた際、現在の状況では説明ができませんので反対いたします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、中澤智義君。

9番（中澤智義君） 9番、中澤。

私は、賛成の立場から討論いたします。

応募内容に不公平があるという賛成、反対のそうした意見の中で、私は今回の応募要項は、今までの指定管理に移行してくるすべてのものが同じであるという点と、それから応募されました人たちに説明するとき、その人たちはもう既に指定管理料が入っている、そういうものがあることを当然承知していたということでございますし、また指定管理者制度に管理料があるということは、制度の中で認められていることでもありますので、そうした点を含めましてウッドハウスを指定管理者に移行するということは、町民がウッドハウスの赤字に対していろいろ批判の声のある中で、そうしたものを少なくしていく、赤字を少なくしていく、そして大事な税をまたほかのほうへ振り向け、町民の幸せのためのほうに使う。また民間に委託することによって、職員の仕事も減らして、町民のサービスに振り向ける。あるいはまた、職員の定数を見直す。そうした方向に向けるべきだと考え、31号の議案に賛成いたしま

す。

議長（森 照信君） 原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論を行います。

現在もう既に休館になっているということをお先ほど聞きました。休館になっているということは、町から出るお金はそんなにないという状況になっているわけです。何か宿泊される予約が入っているから大変だということですがけれども、そういう話も聞いていますけれども、キャンセル料は今の時期ならかからないのではないかと思えますけれども、そういうことはありますけれども、募集要項というのを、私も忙しかったものだから、どこに入っているのかがよくわからなくて、つい最近見たんですけれども、本当に同僚の山本議員が一生懸命言われていたおろくぼ管理運営の経費について、おろくぼ周辺施設の管理運営については、指定管理者の独立採算制とし、町から赤字補てんはしないとはっきり書かれています。それから、9条というのか、1条、2条というんですか、修繕費積立金というのまで書かれています。おろくぼ周辺施設にかかわる多額の修繕費及びリニューアルのための改修費用として、修繕費積立金を行う。積立金は年度の総売上金額の5%以内とする。これ、行政が、自分たちが決めたことじゃないんでしょうか。どこかに押しつけられて決めたことではないと思うんです。それなのに、これ別にもうけの5%とは書いてないんです。売り上げの5%以内を積立金とすると書いてあるわけだから、そして自分たちで責任もってやりなさいという、こういうものを見て、先ほど中澤議員ですか、当然入札に参加した企業は管理料があることぐらいはわかっていたらというふうに言われましたけれども、私はこれを配ってあるんだったら、普通に読めば管理料はないだろうし、現在大変な赤字の施設で積み立てまでしなければいけない。その次に、修理は10万円以内は指定管理者がやって、1件10万円以上の場合には指定管理者が町と協議し、負担金を決定するとありますから、これも全部町が持ちますとは書いていないわけです。負担金を決定すると書いてあるんです。こういう厳しい内容の要項を見せられて、本当に公平な入札ができたのか。これはもう大変な議論になったところですがけれども、今これを見てつくづくそう思いました。

私は、行政の姿勢は、特に町長に言いたいんですけれども、本当におろくぼウッドハウスに関しては、私は怒りを覚えるほど町長の姿勢は無責任だと思います。言うまでもありませんけれども、渡辺夫妻が入ってきたとき、やめたときから言って、町長は本当に太鼓判を押した調理師も今もう本当にみずから身を引かなければいけないという状況に、年々売り上げも落ちているということを支えることもできなくて、こうやってこういう結果になってきている。指定管理者に任せたら、あの施設がよくなるのか。何もその方向は見せられていません。行政が例えばこの間繰り返し失敗してきたことに学んで、ウッドハウス独特の料理、レシピをつくるとか、お客さんが喜ぶような取り組みをすれば、そういうノウハウを積み上げてきているならわかるんですけれども、何もそういうことがされていない。それで本当に赤字でどうしようもないから、町民から批判されてどうしようもないから、外部の業者に任

せてしまえば見えなくなるだろうと、私はそういうことだったらきっと任された業者だって、町が赤字補てんをしていかない限りは、結局やれませんかといって撤退していくんじゃないかと思います。そういうきちんと腰の据わった、本当にどうすればいいのかという取り組み、改善策を探そうともしないで、こういうことが、もう指定管理者はこの人にありきと、そういう感じで、町民の人からもずいぶん早くに大新東さんがやるんだよと、就職するにはどこに言ったらいいのと聞かれたくらいですので、本当にそういうありきの話が進んでいたということで、私は到底この出された議案に対して、大新東がだめだとかいうことではなくて、わかりませんよ、温泉のほうはうまくやっているのかもしれないし、わかりませんが、報告がないから。だけれども、無責任な中でははいと渡してしまうということに賛成することはできなくて、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

ウッドハウスおろくぼは観光委員会において町内の観光施設を検討した中、特に収益性のあるウッドハウスおろくぼについては、指定管理者にするのが望ましいとしたものです。そのため、行政においても制度を利用したのですが、例えば公募の段階で利用料金制にするのか、使用料金制にするのか、明瞭な表示がなかったのは確かであります。それも行政当局も真摯に受けとめ、改善を行うということでもあり、また委託料等の説明についても、経営計画に予算等との差異が見られることは、さきに述べられましたけれども、収益性の高い施設でありますので、これも協定内容を精査していくことを当局も確認しております。今後、管理料の削減、ひいては町の持ち出し等の削減を図っていくための目的をよく考慮した上と
いうか、要望をして賛成といたします。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第1号 川根本町議会議員定数検討特別委員会設置に関する決議について

議長（森 照信君） 追加日程第3、発議第1号、川根本町議会議員定数検討特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第1号、川根本町議会議員定数検討特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号、川根本町議会議員定数検討特別委員会設置に関する決議については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会議員定数検討特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました川根本町議会議員定数検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、佐藤公敏君、中田隆幸君、杉本道生君、中澤智義君、板谷信君の5名を指名したいと思います。なお、正副議長をオブザーバーとします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、川根本町議会議員定数検討特別委員会の委員は、佐藤公敏君、中田隆幸君、杉本道生君、中澤智義君、板谷信君の5名を選任し、正副議長をオブザーバーとすることに決定しました。

閉 会

議長（森 照信君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、平成20年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年 3月17日

議 長 森 照 信

署 名 議 員 中 田 隆 幸

署 名 議 員 小 藪 侃 一 郎